

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望	要望		要望	要望							
z0300010	特定債権法の廃止または発展的改正	特定債権等に係る事業の規制に関する法律等	特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、對抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲渡業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。	規制緩和を含む発展的改正については一部a、それ以外はb	aについては、bについてはその他欄の通り	特定債権法については、順次規制緩和を実施してきたところであるが、リース・クレジット債権等の流動化に係る投資家保護の観点から、その必要性、在り方については引き続き検討を行う。	「措置の内容」については現時点では未定	5008	5008010	オリックス株	1.1	特定債権法の廃止または発展的改正		特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下、特償法という。)については廃止するか、または、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正することを要する。 なお、本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点を踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討し、結論を得る。」とされた。		特定債権以外の債権の流動化には同種の規制は存在せず、リース・割賦・クレジット債権の流動化の場合のみに、特に投資家保護が図らなければならないことに合理的な理由はない。特定債権のみに、流動化の際の行為規制が残っていることは、市場の公平性を欠き、実際、特償法のいくつかの規制は、費用、時間の負担を増やす要因となっており、低コスト・高スピードの証券化が阻害されている。一方で、資産流動化のための制度は整備されてきているものの、まだ充分ではない面もあることから、特償法が流動化を促進するための任意に利用可能な制度として存続することは意義がある。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則	経済産業省 金融庁	
								5008	5008010	オリックス株	1.2	特定債権法の廃止または発展的改正		経済産業省の産業構造審議会産業金融部会が平成15年4月にとりまとめた「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、債権流動化促進に向けた制度の構築の一環として、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。			経済産業省 金融庁		
								5008	5008010	オリックス株	1.3	特定債権法の廃止または発展的改正		譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。			経済産業省 金融庁		
								5034	5034020	(社)リース事業協会	2	特定債権法の廃止または発展的改正		・特定債権法(以下、「特償法」という。)については廃止するか、特償法に拠らない特定債権の流動化も認める制度、言い換えれば、任意に利用可能な制度に改正すること。 ・「中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において、特償法の規制の見直しについて言及されているが、今後の検討に際しては、本報告書に基づき、以下の点が留意されることを要望する。 特償法を任意に利用可能な制度とした上で、特定債権の範囲を貸付債権、売掛債権等に拡大すべきである。 公告制度については、流動化対象債権が将来債権の場合にも対応した制度を創設すべきである。 譲渡が行なわれる時点では流動化されることが確定していない債権についても、将来、当該債権を流動化する目的で譲渡が行なわれた場合には、特償法における公告制度を利用できるような措置を図るべきである。 特定債権等譲渡業者の許可制を廃止し、許可を持たない株式会社が譲り受けた債権についても特償法の対象とすべきである。 小口債権販売業者が販売可能な小口債権には資産担保証券を含めるべきである。 各種届出(数回/年×2通)を廃止すること。 仕組規制を撤廃すること。 特定投資家以外の投資家に対する譲渡制限・小口債権の転売制限を撤廃すること。	・低コストで効率的な資金調達を行なうことが可能になり、低廉なリース料によるサービスを提供することによって、設備投資の促進にも寄与することができる。 ・届出が不要となることで事務省力化に寄与する。	・特定債権以外の債権の流動化には同種の規制は存在せず、リース・割賦・クレジット債権の流動化の場合のみに、特に投資家保護が図らなければならないことに合理的な理由はない。 ・特定債権のみに、流動化の際の行為規制が残っていることは、市場の公平性を欠き、実際、特償法のいくつかの規制は、費用、時間の負担を増やす要因となっており、低コスト・高スピードの証券化が阻害されている。 ・一方で、資産流動化のための制度は整備されてきているものの、まだ充分ではない面もあることから、特償法が流動化を促進するための任意に利用可能な制度として存続することは意義がある。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令、特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則	経済産業省 金融庁	参考資料「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」(平成15年6月 産業構造審議会 産業金融部会)
5102	5102410	(社)日本経済団体連合会	41	特償法の廃止		特償法を廃止すべきである。その上で、現在の特定債権の範囲にとられない新たな債権流動化のスキームを構築し、債権譲渡の公告制度、投資家保護のための措置などを整備する必要がある。					リース、クレジット債権のみならず、金銭債権の債権流動化が普及している現状においては、特定債権等譲渡業者に対してのみ厳格な規制を課す特償法を維持する必要性に乏しい。	特定債権等に係る事業の規制に関する法律	経済産業省 金融庁						

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	(回答欄)					(要望事項欄)												
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008020	オリックス㈱	2.1	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃		第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。		本事項については、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において金融庁、法務省はこれまでどおり措置困難と回答している。 金融庁は、昭和29年以来の返答を繰り返し、「1999/7金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」における、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」との指摘を受け入れていない。つまり、審議会を開催して報告を受けながら、これを全く無視しているのである。なんのために審議会であったというのか。	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第1条、第2条	金融庁 法務省	
								5008	5008020	オリックス㈱	2.2			審議会の報告がすべて実現されるべきものではないとしても、問題点の指摘に対する真摯な議論がなされてしかるべきである。 本要望については、3年前、2年前、昨年と要望し続けているものであり、参考に昨年度及び2年前の要望理由箇所を以下に添付する。 *****<以下、昨年度の「要望理由」>***** 「1999/7金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」においては、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」と指摘されている。			金融庁 法務省		
								5008	5008020	オリックス㈱	2.3			また、「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である」とも指摘されている。これらは同部会における東京大学法学部神田教授の意見発表資料における同教授の見解と、この見解についての部会のコンセンサスに根ざすものである。いわく、「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法			金融庁 法務省		
								5008	5008020	オリックス㈱	2.4			律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。すなわち、同部会において、出資法は立法論的な妥当性につき再検討する必要がある。金融サービス法の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである、ということが報告されたのである。 しかるに、金融庁は、昭和29年依頼の返答を繰り返して、措置困難とするのみである。つまり、公費を使って審議会を開催して報告を受けながら、これを全く無視しているのである。			金融庁 法務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008020										
z0300020	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第1条、第2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。	C	-	これらの規定については、現に違反事例が刑事事件として発生しており、措置困難。		5008	5008020	オリックス㈱	2.5					なんのための審議会であったというのか。審議会の報告がすべて実現されるべきものではないとしても、問題点の指摘に対する真摯な反論がなされてしかるべきである。  *****以下、2年前の「要望理由」***** 昨年の規制改革要望において、概要以下の理由により、同様の要望をした。「1999/7金融審議会第一部会「中間整理(第一次)」において指摘されているとおり、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」これに対し、金融庁は約半世紀も前の昭和29年の従前どりの返答		金融庁 法務省	
						第1条関係 出資金とは、出資元本が必ずしも保証されないことを本質とするものである。これに対し、あたかも出資金全額の払戻しが保証されている安全な利殖手段であるかのような誤解を与えて出資を募ることは、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることとなるため、これを禁止することが必要である。		5008	5008020	オリックス㈱	2.6				を繰り返して、措置困難とする。上記の中間整理では、我が国の立ち遅れた金融のもと国民の利便性が損なわれていることを憂い、さまざまな検討を加えて、我が国金融の発展、イノベーションを図ることが必要であり、一つの必要な検討事項として、「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である」としたのである。上記指摘は、報告書の性格上、非常に短い文章にまとめられているが、この問題意識は、同報告書に添付されている		金融庁 法務省		
						第2条関係 預り金とは、主として預け主の便宜のために金銭の価値を保管することを目的とするものである。他の法律に特別の規定のある者については、一般大衆の財産の保護等の観点に基づく所要の行為規制や当局の監督権限が及ぶこととなるが、それ以外の者が預り金を受け入れる場合には、安全な保管方法であると誤信した一般大衆が不測の損害を被る可能性が高く、これを禁止することが必要である。また、預り金の定義についても、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		5008	5008020	オリックス㈱<公開>	2.7				東京大学法学部神田教授の意見発表資料における同教授の見解とこの見解についての部会のコンセンサスに根ざすものである。いわゆる、「いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきか」という問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるため、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討の必要がある)。		金融庁 法務省		
								5008	5008020	オリックス㈱	2.8				出資法はいわば悪徳業者が跋扈した際に施行したいわば「戒厳令」のようなものでありながら、これを放置することが法治国家として極めて恥ずかしいことであることは、部会参加者のコンセンサスであった筈であることは傍聴した者には疑いのない点である。上記の金融庁の返答は、「金融関連法制整備との関連で検討中」とするのならば納得できるが、そうした検討すらしないで措置困難としたことは、こうした金融審議会部会に携わった方々の労苦を全く無視するものと非難されても仕方ないものである。何の為の金融審議会部会であったというのであろうか。		金融庁 法務省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	(回答欄)					(要望事項欄)												
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008020	オリックス株	2.9						金融庁 法務省		
								5034	5034180	(社)リース事業協会	18	出資法第1条の撤廃及び第2条の改廃		・第1条は撤廃し、第2条は預り金の定義を明確にする等の改廃を行なうべきである。	・法人及び個人の金融資産のポトフォリオが大きく変動し、顧客の利便性が向上する。・欧米に連れたる金融のイノベーションに大きく寄与し、金融・経済の活性化が期待できる。	・本事項については、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において金融庁、法務省はこれまでどおり措置困難と回答している。・金融庁は、昭和29年以来の返答を繰り返し、「1999/7金融審議会第一分科会「中間整理(第一次)」における、「金融サービス法」の法制整備をしつつ、詐欺的金融犯罪を取締る制度を別に整備すべきである。」との指摘を受け入れていない。つまり、審議会を開催して報告を受けながら、これを全く無視しているのである。なんのための審議会であったというのか。審議会の報告がすべて実現されるべきものではないとしても、問題点の指摘に対する真摯な反論がなされてしかるべきである。(別紙参照)	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 第1条、第2条	法務省 金融庁	・参考資料(要望理由 補足)



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300030	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	C				5008	5008030	オリックス株	3.1	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止		資金業規制法に規定する資金業者等が、社債の発行等による貸付資金の受入れに際して課されている登録手続を廃止することを要望する。		本事項については、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において金融庁はこれまでどおり措置困難と回答している。	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	
								5008	5008030	オリックス株	3.2			金融庁は、その説明文において、「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図る観点から、悪質業者を排除し、業者の経営基盤の安定を確保するため、一定の財産的基礎(最低資本金)と人的構成(リスク管理体制)を要件とする登録制度を実施するとともに、業務の特性に対応し、貸付状況等を明確に開示するための会計の整理を義務付け、ディスクロージャーの充実を図る等の措置を講じている。」としている。		金融庁			
								5008	5008030	オリックス株	3.3			しかしながら、悪質業者の排除を目的とするのであれば、当該悪質業者の行為を直接的に規制すべきであり、その目的のために、悪質ではない事業者を含めた資金業規制法に規定するすべての資金業者等の貸付業務を規制しているのであれば過剰規制である。社債の購入者等の保護は証券取引法の規定により確保されており、さらなるディスクロージャーの充実を図るのであれば、証券取引法の規定において行なわれるべきである。		金融庁			
								5008	5008030	オリックス株	3.4			昨年、一昨年の繰り返しになるが、貸付業務のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の主旨が投資家保護にあるのであれば、資金業規制法に規定する資金業者等のみを規制の対象とすべきではない。		金融庁			
								5008	5008030	オリックス株	3.5			本年4月、経済産業省の産業構造審議会金融部会がとりまとめた「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」においても、「ファイナンス会社等にとって、社債発行は資金調達手段のひとつであるが、貸付に係る社債発行はノンバンク社債法により規制されている。資金調達の多様化・円滑化の観点から、ノンバンク社債法における資本金規制、登録制度、会計の整理・開示(ディスクロージャ)等のあり方について、今後検討がなされていくべきである。」との指摘があった。  (以下「その他」欄に続く)		金融庁	(「要望理由」欄より続く)  登録制度は廃止し、証券取引法において貸付債権の開示方法の充実を図ることによって、社債の購入者の保護を図ることについて改めて検討することを再度要望する。		
								5034	5034210	(社)リース事業協会	21	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の廃止		・金融庁は、「社債の購入者等の保護を図る観点から、悪質業者を排除し、業者の経営基盤の安定を確保するため、一定の財産的基礎と人的構成を要件とする登録制度を実施するとともに、業務の特性に対応し、貸付状況等を明確に開示するための会計の整理を義務付け、ディスクロージャーの充実を図る等の措置を講じている。」としている。 ・しかしながら、悪質業者の排除を目的とするのであれば、当該悪質業者の行為を直接的に規制すべきであり、その目的のために、悪質ではない事業者を含めた資金業規制法に規定するすべての資金業者等の貸付業務を規制しているのであれば過剰規制である。 ・社債の購入者等の保護は証券取引法の規定により確保されており、さらなるディスクロージャーの充実を図るのであれば、証券取引法の規定において行なわれるべきである。  (以下「その他」欄に続く)	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	金融庁	(「要望理由」欄より続く) ・貸付業務のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の主旨が投資家保護にあるのであれば、資金業規制法に規定する資金業者等のみを規制の対象とすべきではない。 ・「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」においても「資金調達の多様化・円滑化の観点から、ノンバンク社債法における資本金規制、登録制度、会計の整理・開示(ディスクロージャ)等のあり方について、今後検討がなされていくべきである。」との指摘があった。 ・参考資料「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」(平成15年6月 産業構造審議会 産業金融部会)		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項番号										
z0300040	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている(商法296条)が、短期社債については、取締役会の決議をもって一定の期間及び限度額内で特定の取締役に委任できる(社債等の振替に関する法律83条)。	b	1	社債の発行手続については、会社法上の現代化(平成17年法案提出予定)にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの必要等について検討中である。この検討を踏まえ、短期社債の発行手続についてもその見直しの必要等について検討を行う。		5008	5008060	オリックス株	6	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し		社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、法務省は「社債の発行手続については、会社法上の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの必要等についての検討がされる予定である。」と説明している。早期に検討がなされることを要望する。		社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における高法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	法務省 金融庁	
								5034	5034160	(社)リース事業協会	16	資本市場における円滑な資金調達環境の整備(3)社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し		・社債及び短期社債についても、商法上はガバナンスの観点から「多額の借財」の取扱いと同様に位置付けるべきであり、商品性のみに基づく取締役会決議の義務付けは廃止されるべきである。平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、法務省は「社債の発行手続については、会社法上の現代化(平成17年法案提出予定)に係る今後の法制審議会等の議論において、その見直しの必要等についての検討がされる予定である。」と説明している。早期に検討がなされることを要望する。	・資本市場の拡大・活性化。	・社債及び短期社債(電子CP)については、発行に際して取締役会の決議(包括決議を含む)を必要とされている。・社債、短期社債について、包括決議での運用や、短期社債における高法296条の特例により機動性を確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそも他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付ける合理的な理由は乏しい。・銀行借入等他の調達と比較して企業の資金調達の機動性を損なっているのは事実であり、投資家保護の観点からは証券取引法上の各種規定で十分。	商法第296条、社債等の振替に関する法律第83条	法務省 金融庁	
z0300050	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、法23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を内閣総理大臣に提出して行なうこととされている。発行登録制度を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならないとされている。	c	-	発行登録制度は、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されていると考えられる会社(利用適格要件を満たす会社)についてその利用が認められるものであるが、継続開示要件を満たさない会社は、例えば当該会社の親会社が連結ベースでの企業情報を開示していても、当該会社の個別の企業情報は開示されず、「その企業情報等が既に公衆に広範に提供されている」とは考えられない。このような会社について発行登録制度の利用を認めるとした場合、投資者は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資家保護の観点から、継続開示を行っていない会社についての発行登録制度の適用は適切ではない。		5008	5008070	オリックス株	7	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し		証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。		短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。	証券法23条の3、社債等の振替に関する法律第2条	金融庁	
								5034	5034170	(社)リース事業協会	17	資本市場における円滑な資金調達環境の整備(4)短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し		・証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	・資本市場の拡大・活性化。	・短期社債(電子CP)について、発行に際して証券取引法上従来の社債の規定と同様の私募・公募の概念が適用され、金融子会社によるCPの公募発行が実務上困難。・短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。CPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。	証券取引法第23条の3 社債等の振替に関する法律第2条	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
								5008	5008080	オリックス株	8.01	貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃		貸金業法第24条第2項に規定する貸金業者からの債権譲受に伴う書面の再交付義務の撤廃を要望する。		貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	金融庁		3年前の規制改革要望から本件を要望し続けており、昨年の要望理由は、末尾に記載するとおりである。平成14年6月の内閣府公表の対応状況では金融庁は措置困難と回答していた。一方で平成14年3月の閣議決定で「流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。」とされたことにより、平成15年2月になってようやく金融庁により実態調査のためのアンケート徴収が行われたが、調査の結果は公にされておらず、調査結果を踏まえた検討を行なう具体的な動きもないようである。	
								5008	5008080	オリックス株	8.02							金融庁		早急な実態調査報告の公表と規制改革の実行が必要であり、本件規制が不当であってしかも意義が全くないことについては、昨年度の要望理由で記したが、さらに整理して以下のとおり記すとおりであるから、規制を撤廃すべきである。 (不当性)この規制の撤廃要望に対して、金融庁は措置困難の理由として、「債権譲渡により債務者等の開示しないところで債権者の変更が行われ、請求時に突然、その事実が債務者等に示されるといふことでは債務者等の保護に十分ではない」と説明している。しかし、この説明は、規制の合理的な理由とはいえない。以下のとおりである。
								5008	5008080	オリックス株	8.03							金融庁		1.「請求時に突然、債務者に示される」のは、貸金業法に基づく債権のみならず、債権譲渡すべてに共通する現象である。この問題は、民法において対抗要件という構成で債務者に生じる問題を整理しているのとみるのが正当な理解ではないのか。この点が、当局のいうように債務者保護に十分でないというのなら、すべての債権譲渡において存在する問題であり、すべての債権譲渡に対して同様の債務者保護措置を取らなければならない。
								5008	5008080	オリックス株	8.04							金融庁		2.「突然、債務者等に示され」としても、条件が一時的に変更されているわけではないのであるから、単に支払先が変わるだけであり、何をもちって債務者保護に欠けるというのか、全く理解できない。民法は、債務者保護のために対抗要件制度を設け、単に支払先が変わるだけであるから、債務者保護として十分であると考えているのではないのか。また、17条の書面交付を行ったとしても「突然、債務者等に示され」ことは何ら変わらないのであって、理由立てと規制の内容に对应関係がない。
								5008	5008080	オリックス株	8.05							金融庁		3.当局は、「貸付金」の特殊性を論拠とするものとも思われるが、金銭債権の履行請求にその原因契約による相違はない筈であり、これを論拠とすることに合理的根拠は見出せない。仮に、これに根拠があると無理に仮定したとすれば、その場合、同様の規制はすべての貸付金について適用されなければならない。すなわち、銀行法等を改正し同様の規制を設け、さらに貸金業法の適用が除外されている商社等に対して貸金業法を適用しなければならない。同規制を撤廃しないで、かつ全ての貸付金に対して適用する措置をとらないとすれば、公平な競争を阻害するものであることが問題とされなければならない。

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望事項管理番号		要望事項番号								
								5008	5008080	オリックス株	8.06					上記3の問題があるので、当局は「貸金業者」の特殊性を論拠とするものとも思われるが、その場合「貸金業者」の特殊性を明確に示さなければならぬ。そこで、かつての「サラ金問題」そして「商工ローン」問題を引き合いに出してこれが論拠とされよう。しかし、これらはいずれも「取立行為の不法性」の問題であって、誰が行うおそれが高いかの問題ではない。誰が行おうが不法な取立行為は許されてはならない。つまり、この問題は、何人に対しても適用される取立行為の規制とされるべきであるのに、こうした問題の本質に対して全く的外れな規制を課しているのである。		金融庁	
								5008	5008080	オリックス株	8.07					(無意義性)既に貸付けの契約時に書面交付を受けていることについて、譲渡されたことを契機としてこのタイミングのみにまた同じ書面をもらうことに、債務者にとって何の意味があるのか全く理解できない。譲受人が権利を主張することとの関係での債務者の保護の問題は、私法上の対抗要件によって解決されている。消費者は、当初の契約書を保管していないことも少なくないので、譲渡を契機としてもう一度交付してあげる必要があるということならば、請求があったときは交付することとで足りようし、営利法人を相手方として考えた場合にこのような規制の必要性は見出せない。		金融庁	
								5008	5008080	オリックス株	8.08					(補足)上記のとおり、この書面交付義務そのものがおかしいが、この書面交付義務を前提とした場合において次の点が問題である。		金融庁	
								5008	5008080	オリックス株	8.09					本件規制は、「譲渡があった場合」に適用しているが、そもそも対抗要件を全く取らずブライントで行う場合には債務者を害することはありえないから、対抗要件の具備を要件としないのはおかしい。現在は、いわゆる債権譲渡登記法が施行されてこれが大いに活用されているが、貸金業法の本規定は債権譲渡登記法が成立する前から存在し、債権譲渡登記法の成立以前は対抗要件との関係を意識する必要もなかったが、債権譲渡登記法が成立し、債務者対抗要件を取得しない第三者対抗要件を具備できるようにしたため、第三者対抗要件を具備して債権譲渡を行う場合にこの規定が適用されるかどうかの解釈が重要な問題となってしまった。		金融庁	
								5008	5008080	オリックス株	8.10					本来、債権譲渡登記法の成立に伴って、規定の明確化を図るべきであったと思われる。なお、金融庁は、未だにこの点について態度を明らかにしておらず、流動化を行う業者は弁護士意見書と自己責任のもと流動化を行うことになる。 ***** <以下、昨年度の「要望理由」> ***** 昨年・一昨年の規制改革要望において、概要以下の理由により、同様の要望をした。「債権流動化の大きな障害になっていること、債権譲渡は借主との契約条件を何ら変更するものではなく、債権譲渡の事実を譲渡時に通知することと譲受人が譲受債権の請求時に通知		金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)						
								5008	5008080																
z0300060	貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	貸金業者の貸付に係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	撤廃については、a.その他b.について	bについては、その欄の通り	貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、債務者・保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課してきたところであり、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。 以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現在発生する中で、書面交付義務に係る規定を撤廃することは困難である。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	5008	5008080	オリックス株	8.11						することで差が生じるものではなく、規制の意義が乏しいこと。」本事項については、平成14年6月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において金融庁はこれまでどおり措置困難と回答している。金融庁は、従来どおり、措置困難の理由として、「債権譲渡により債務者等の周知しないところで債権者の変更が行われ、請求時に突然、その事実が債務者等に示されるということでは債務者等の保護に十分ではない」と説明している。しかし、この説明は、規制の合理的な理由とはいえない。以下のとおりである。		金融庁						
								5008	5008080	オリックス株	8.12									「請求時に突然、債務者に示される」のは、貸金業法に基づく債権のみならず、債権譲渡すべてに共通する現象である。また、債権譲渡は民法において認められる当然の権利である。この点が、当局のいうように債務者保護に十分でないというならば、すべての債権譲渡において存在する問題であり、すべての債権譲渡に対して債務者保護措置を取らなければならない。		金融庁			
								5008	5008080	オリックス株	8.13										「突然、債務者等に示され」としても、条件が一方的に変更されているわけではないのであるから、単に支払先が変わるだけであり、何をもちて債務者保護に欠けるというのか、全く理解できない。民法は、債務者保護のために対抗要件制度を設けているのではないのか。それは、単に支払先が変わるだけであるから、債務者保護として十分であると考えているのではないかと。		金融庁		
								5008	5008080	オリックス株	8.14											当局は、「貸付金」の特殊性を論拠とするものとも思われるが、金銭債権の履行請求にその原因契約による相違はない筈であり、これを論拠とすることに合理的根拠は見出せない。仮に、これに根拠があると無理に仮定したとすれば、その場合、同様の規制はすべての貸付金について適用されなければならない。すなわち、銀行法等を改正し同様の規制を設け、さらに貸金業法の適用が除外されている商社等に対して貸金業法を適用しなければならない。同規制を撤廃しないで、かつ全ての貸付金に対して適用する措置をとらないとすれば、公平な競争を阻害するものであることが問題とされなければならない。		金融庁	
								5008	5008080	オリックス株	8.15											上記の問題があるので、当局は「貸金業者」の特殊性を論拠とするものとも思われるが、その場合「貸金業者」の特殊性を明確に示さなければならぬ。そこで、「かつての「サラ金問題」そして「商工ローン」問題を引き合いに出してこれが論拠とされよう。しかし、これらはいずれも「取立行為の不法性」の問題であって、誰が行うおそれが高いかの問題ではない。誰が行おうが不法な取立行為は許されるべきではない。つまり、この問題は、何人に対しても適用される取立行為の規制とされるべきである。		金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008080	オリックス株	8.16								
								5008	5008080	オリックス株	8.16					債権流動化は、経済活動の発展に伴って生まれてきた取引であり、現在および将来において極めて重要な取引手法であるにもかかわらず、貸金業者がこれを行う場合、膨大なコストが課されることによりこの取引手法を使えない状態にされており、規制を維持するのであれば、これを上回る保護法益と規制手法の妥当性が説明されなければならない。 上記のとおり、本規制は撤廃されるべきであるが、仮にある程度の時間を要するとしても、次の点は、早急に改正されるべきである。 現行規制は「譲渡があった場合」としているが、これは「譲渡があり、かつ債務者対抗要件を具備する場合」とすべきである。		金融庁	
								5008	5008080	オリックス株	8.17					なぜなら、債権譲渡特例法の制定により、我が国でも「債務者対抗要件」と「第三者対抗要件」が明確に区分されて認識されるに至ったが、これが区分されて債権流動化の進展に大いに役立っているところである。そして、本規制の趣旨が債務者の保護であれば、債務者対抗要件を具備しない段階において債務者保護を考える必要はないのである。 本規制は不当な規制であって撤廃されるべきであるが、この点の改正により債権流動化におけるコストの低減という点に限っては、相応の効果がある。		金融庁	
								5008	5008080	オリックス株	8.18					なお、本事項については、平成14年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(改定)」において、「流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。」とされた。 実態調査の結果についての情報開示を要望するとともに、調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃について早急に検討を開始することを強く要望する。		金融庁	
								5034	5034050	(社)リース事業協会	5	貸金業法の改正等 (1)貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の撤廃		・貸金業法第24条第2項に規定する貸金業者からの債権譲受に伴う書面の再交付義務の撤廃を要望する。	・貸金業者による貸付債権の債権流動化が促進され、債権流動化市場の拡大、発展が期待される。	・3年前の規制改革要望から本件を要望し続けており、昨年の要望理由は、別紙に記載のとおりである。平成14年6月の内閣府公表の対応状況では金融庁は措置困難と回答していた。一方で平成14年3月の閣議決定で「流動化の際における通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。」とされたことにより、平成15年2月になってようやく金融庁により実態調査のためのアンケート回収が行われたが、調査の結果は公表されておらず、調査結果を踏まえた検討を行なう具体的な動きもないようである。・早急な実態調査報告の公表と規制改革の実行が必要であり、本件規制が不当であってしかも意義が全くないことについては、昨年度の要望理由で記したが、さらに整理して別紙のとおり記すとおりであるから、規制を撤廃すべきである。(別紙参照)	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項	金融庁	参考資料・要望理由(補足)
								5101	5101132	アイフル株	13	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項債権譲渡等の規制の一部見直し		法第24条2項の書面交付に関し、現行の法第17条の法定記載事項の見直しを行い、顧客にも誤解を与えない債権譲渡時の必要事項(譲渡期日・譲受人名・譲受人連絡先・支払先・譲渡される債権の内容等)に限り通知を行う。		法第24条第2項に基づき、債権譲渡を譲り受けた者は法第17条に規定する法定書面を顧客に交付することが義務付けられている為、債権譲渡の場合において何等変更の無い不変項目についても、書面にて交付を行っている。そして規定されている多岐にわたる事項を記載していることにより、顧客に取っては返って不明瞭な内容とも成り得る。債権譲渡に係る必要事項に限り、顧客に通知若しくは交付することが望ましい。また、現状の多岐にわたる膨大な書面を顧客宅等に送付することについても、顧客の大半は消費者金融業の利用に際して、秘匿性を強く求めていることより、拒絶を示される場合が多い。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望	要望		要望	要望							
								5008	5008090	オリックス㈱	9.01	法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃		貸金業法は俗に「サラ金規制法」と呼ばれ、その規制内容も個人債務者を保護するための法制である。しかし同法は法人に対する貸付にも適用されており、法人に対する貸付を行なう事業者にとって、不要、過剰規制となっている。法人事業者に対する貸付については、貸金業法の適用除外とすることを要望する。 資金の借手が法人となる取引については、上記規制の適用除外とすることを要望する。法人は自己責任のもと、貸付契約を締結するものであり、借手保護のためにこの規制を適用すべきではない。また、短期間の融資に際してこの金利制限のため貸手側がその取引の費用分もまかなえないことになり、借手の借入機会を奪う弊害が生じている。本事項については、平成14年3月の閣議決定で「個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、等について、実態調査を行う。」とされ、		貸金業の規制等に関する法律第2条、出資法第5条第2項、利息制限法第1条第1項	金融庁		
								5008	5008090	オリックス㈱	9.02					しかし、この説明は、規制の合理的な理由とはいえない。営利法人は自己責任のもと貸付契約を締結するものであり、営利事業のために借入をすることについて、国家、行政は何ら保護を与える必要はない。そもそも、自己の責任で営利活動を行う法人に対して、何ゆえ国家が保護を与えなければならないのか何ら説明されていない。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.03					貸金業法は、制定が古く、その制定当時にはまだ十分に消費者契約法という概念が整理されていなかった。消費者は、情報の非対称性ゆえに保護されるべきであるということに異論はなく、貸金業法は本来こうした概念のもとに成り立ち得るものではないのか。消費者契約法が制定されるにいたった現時点で消費者と法人とを峻別しない議論は理解できない。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.04					「説明不十分」によるトラブルがあるというが、法人との契約において、自己責任原則を貫徹できないのは何故なのか。法人間契約において貸金業者は法的な説明義務を課す根拠はどこから生じるのか。貸付契約は、商取引を行って、自己の利益を計算している者にとって理解できないほど複雑な契約なのか。上場企業、法務部を有するような法人に対しても説明義務があるというのか。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.05					我が国の中小企業の借入においては、代表者が個人保証するケースが多い。個人保証は消費者契約法上の消費者契約である。法人借入における個人保証について、合理的な保護措置を取ることは理解できる。「商工ローン問題」における取立トラブルにしても、説明不十分等のトラブルにしても、個人保証に対する保証履行請求の関係で問題が生じているのであって、法人に対する取立においては法人財産がなければそれで終わりである。個人保証人に一定の保証を与えるべきであって、個人保証の問題があるから中小企業の法人を適用除外できないというような、問題を整理しないで法人の保護措置の根拠とすることはできない。		金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008090	オリックス㈱	9.06								
								5008	5008090	オリックス㈱	9.06					<p>*****&lt;貸金業規制の全面的見直し&gt;*****貸金業規制法の体系そのもの問題について、貸金業規制法の規制は、非常に多くの問題を抱えており、以下のとおり表現できると思われる。的外れな規制、過剰な規制、不公平な規制、経済発展を阻害する規制</p> <p>書面交付を中心とする規制だが、サラ金問題も、商工ローン問題も不当な取立ての問題であり、有効に機能しない。</p> <p>法人向け貸付への適用は過剰(事業資金借入れは自己責任で判断できるし、すべき)。</p> <p>銀行には、実質金利表示義務がなく(法人向けでは両建て預金で実質金利高いが明示していない)、</p>		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.07					<p>書面交付義務もなく、広告規制もなく、債権譲渡時の規制もなく、債権譲渡時の民法對抗要件以外の通知も不用。債権譲渡時の規制は貸金業者の資金流動化の障害になっている。</p> <p>貸金業規制法において本来意図されたことは、悪質業者の跋扈による被害を防止することにあるものと解されるし、このこと自体は必要なことである。貸金業規制法の最大の問題はこの目的達成に有効に機能しておらず、被害は相変わらず発生しており、規制方法が破綻していることである。そして一方で、この目的のためにとった手段によって正常な業者に種々の不要な足かせを課しているのである。</p>		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.08					<p>取立ルールの明確化と罰則強化、累犯処罰、懲罰賠償の導入。悪徳業者問題の最も重要な問題は不法な取立行為の問題といえる(これを断れば過剰貸付を行う理由もない)。取立ルールを明確化して罰則を強化する。そして、こうした問題行為は実際の行為者である個人に焦点を当てなければ実効があらぬ面があり(貸金業登録では名前を借りて行えばすり抜けできる)、行為者個人を厳しく罰し、しかもこの種の人物は繰り返し行うので累犯処罰を設けるべきである。また、儲けのためにこうした行為を行う者に対しては、懲罰賠償として借金棒引き、既払い金の支払といったことも認めることにも踏み込むことが、罰に含わないと認識させ抑止力となると思われる。</p>		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.09					<p>取締りの強化、警察管轄へ移管。上記のように罰則強化等しても取締りが強力に行われなければ実効は上がらない。悪徳業者問題は、金融行政の問題ではない次元と解されるし、金融庁には取締りを行う能力はない。警察管轄に移管して取締りを強化するべきである。</p> <p>「消費者信用保護法」に衣替え/薬法よりも、消費者向け貸付を行う全ての者(銀行を含む)に対する行為規制。上記(1)の前提としての取立ルールを定め、上記(1)の罰則等を設ける。</p> <p>消費者保護のための金利規制体系。出資法の高金利処罰、利息制限法を一歩化する。法人向け貸付を除外</p>		金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008090	オリックス㈱	9.10								
								5008	5008090	オリックス㈱	9.10					17条書面の問題【各論】《1項》(貸付けの利率)(実質金利)。貸付けの利率は、規則により「実質年率」で記載することになっている。実質年率は、融資手数料等を受領している場合にこれを金利に反映させて計算する等した利率であるが、変動金利の場合、返済期間すべての利率は確定しておらず、融資手数料は返済期間すべてを通じて金利計算されるべきものであるから、実質年率を計算することはできない。(融資実行時の利率が返済期間すべてを通じて変動がなかったと仮定した場合の計算をすることはできる。)		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.11					〔返済の方式〕これは具体的には、財団法人大蔵財務協会「貸金業法のすべて」(P.114)によれば、『一括返済方式』『元利均等返済方式』『元金均等返済方式』『定率リボルビング』『定額リボルビング』『自由返済方式』等となる。』とのことである。しかし、企業金融においては状況に応じて変則的な返済条件を設定することも少なくない。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.12					変則的な返済条件についてこれに何らかの文言・名称を案出することにどれだけの意味があるのか(元金・利息の各回弁済明細を金額で示した弁済明細書面を交付することによって「返済の方式」は示したものとすると解して(貸金業法施行時にはその旨を財務局の確認も受けたものである)運用してきたが、近時、財務局はこれを「返済の方式」を示したことにはならないとして指導している。)業者が勝手に案出した文言などを示すよりも、いくつかの支払債務があるかを数字で端的に示すことで、借主保護には充分と思われる。意味のない文言を案出させることは無駄を強いるだけである。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.13					消費者金融を想定した場合においては、そもそも「元利均等」や「リボルビング」などという言葉をどなたの人が理解しているのか疑問である。語句で説明することが理解を助ける場合に使用されることを否定するものではないが、返済方式を語句で名前付けして必ず表現しなければいけないというのはナンセンスである。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.14					〔貸付けに関し貸金業者が受取る書面の内容(規則13条1号八)〕法律の条文に規則の条文を便宜的に合成すると「貸付けに係る契約を締結したときは、…「貸付けに関し貸金業者が受取る書面の内容」(規則)についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。」となる。ここで「その契約」とは「貸付けに係る契約」と解されるが、この規定によれば一体何が記載された書面を交付すべきなのか判然としない。(前出の書籍「貸金業法のすべて」にも記載がないようである。)		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.15					規制の趣旨から普通の理解をみると、借主側からして貸金業者に提出した書面が手元に残っていないと困ることがあるから提出書面の控え・写しを借主に交付させることを意図していると解される。しかし、財務局は、この規定を根拠に、貸金業者が受取った書面の「題名」を記載した書面を借主側に交付すべき旨を指導している。貸金業者が受取った書面の「題名」によって受取った「書面の内容」が明らかになるのだろうか。		金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008090	オリックス株	9.16								
								5008	5008090	オリックス株	9.16					また、貸金業者は、貸付けの可否を判断することを目的として「納税証明書」 <sup>1</sup> その他各種の書類を取得するが、財務局は、「納税証明書」がこの規制に該当すると指導している。与信判断のために提出を受けた書類もすべて含まれるのか、何故含まれなければならないのか。また、借主の親会社が保証する場合にその「取締役会議事録 <sup>2</sup> 」 <sup>3</sup> を取得するが、財務局はこれもこの規制に該当すると指導している。これらの書類のように、貸付けの契約における契約関係を構成せず「契約の内容を明らかにする書面」とは思われないもので、なおかつともとも借主側において保有する書類をこのような扱いにする必然性があるのか理解できない。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.17					〔各回の返済金額(規則13条1号子)〕変動金利の場合、返済期間すべての返済金額は決まらない。この場合、貸付けの契約時点の利率が返済期間すべてに適用された場合を仮定して返済金額を示すのか、契約締結時点で利率が確定している期間中の返済額のみを示せばよいのか明確でない。仮に前者であるとすると、適用利率が改定された場合の改定後の返済額を明らかにする書面の交付義務は本法に規定されていないから、借主の誤解を招くおそれがある。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.18					(ただし、常識的な業者は当然のこととして適用利率改定後の返済額を記載した書面を交付する。また、前者のような規則を制定することは、効用がないにもかかわらず、例えば長期の住宅ローンの場合を考えると明らかに多大な無駄を生じさせるので適切でない。) 実務においては(例えば、大型プロジェクト/クレジット含む)、融資実行よりも先行して貸付け契約を締結しておき、金利は融資実行時の市場金利に対応して決定する約定を設ける場合がある。貸付け契約を締結した時点では利率が確定していないため返済金額は示すことができず、上記の変動金利の場合と同様の問題が生じる。(利率については既述)		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.19					〔契約条件を変更した場合〕本条の書面交付は「貸付けに係る契約を締結したとき」に要求される。金利、返済条件など契約条件を変更する契約を締結した場合にこの変更契約が「貸付けに係る契約」に該当するかについては、「貸付け」の定義は金銭の授受が要素となっており、条件変更契約はこれに該当しないと一応解される。条件変更契約の締結に17条を適用すると仮定した場合、実質金利の計算は、経過済みの過去を反映させるのか、条件変更手数料などをどのように反映させるのか等々、実際の適用の場面においては細々とした問題点が生じることとなる。		金融庁	
z0300070	法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃	貸金業の規制等に関する法律 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項	・貸金業規制法に基づき、貸金業者は、現在登録制となっており、貸金業者に対しては、過剰貸付の禁止、誇大広告の禁止、契約内容を明らかにする書面の交付義務、受領証書の交付義務、帳簿の備え付け義務、取立て行為の規制等が課されている。 ・出資法により、金銭の貸付を業として行う場合は、年29.2%の上限金利規制が課されている。	C	-	先般のいわゆる「商工ローン問題」にも象徴されるように法人事業者に対する貸付けにおいても、取立てをめぐるトラブルのほか、契約内容の説明不十分等の問題が生じているところであり、資金需要者等の利益保護の観点から、貸金業規制法において、法人向け貸付けに係る規制を撤廃することは困難である。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 また、経済的弱者保護の観点から、刑罰を以て特高金利の貸付け契約を禁止する特別法たる出資法の趣旨に鑑みれば、貸金業規制法同様、出資法において、法人向け貸付けに係る規制を撤廃することは困難である。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、出資法第5条第2項については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。													
								5008	5008090	オリックス株	9.20					〔媒介業者への適用〕貸金業者が貸付けの媒介をした場合にも本条の書面交付義務が課されるが、貸金業規制法が存在するので、媒介行為によって貸付けを行う者も通常は貸金業者となり、貸付けを行う貸金業者は貸付けに関する書面交付を行い、媒介業者が行う交付書面と重複する事項がかなりある。少なくとも、このように重複となる事項の記載義務を媒介業者に課すべきでない。		金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008090	オリックス㈱	9.21								
								5008	5008090	オリックス㈱	9.21					【各論】《2項、3項、4項》 【保証債務の弁済の方式(規則14条2項1号)】一切何を記載することを求めているのか理解に苦しむ。(貸付けに係る契約の記載事項として「返済の方式」があり、これと同種のものとして「一括返済方式」「元利均等返済方式」「元金均等返済方式」「定率リボルビング」「定額リボルビング」「自由返済方式」などとなるが、保証債務の弁済にこれに類する類型が存在するのだろうか。保証債務の弁済について保証契約時において予め期限の利益を定めるような弁済約定を設けるものがあるのだろうか。)		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.22					〔保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項(規則14条2項6号)〕〔保証債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所(同7号)〕〔保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容(同8号)〕〔保証契約を解除できないときはその旨(同11)〕  保証契約においては通常このようなものの約定は存在しない。そもそも約定がなければ主張できないようなものを、存在しないとわざわざ書かせることにどのような意味があるのか理解できない。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.23					〔貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額、年月日(規則14条2項10号)〕貸付けにおいては、融資実行時に融資実行手数料を取得することが多いが、こうした手数料はこの規定の「貸付けに係る契約に基づく債権」に当たるとも思われるが、他の規定における用語の使い方を勘案すると当たらないと思われるなど、実務を混乱させる。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.24					〔締結前の2種類の書面の同時交付(規則14条3項)〕〔締結時の保証契約・貸付契約に関する書面交付(法17条3項、4項)〕何度も何度も同じことをさせて、それで保証人の何が保護されるというのか。そもそも、保証契約は主債務と同一内容の債務を負うものであって、特別な約束が契約としてなされれば格別、保証人になる者が個人で保護されるべきとしても、保証債務は主債務と同一内容の債務である旨と主債務の契約の写しとを明らかにすれば足りる。(普通の人間は同じような書類を何度もたくさんもらったかどうかという反応をするだろうか、果たしてそれで理解が深まるのだろうか。)		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.25					【まとめ】法律制定の経緯からして、もともとシンプルな消費者金融を想定して事細かな規制項目を設けているが、それらの想定は特に企業金融の世界においてはそぐわない。しかし、細かく規定すれば、実態と不適合が生じるのも無理はなく、実態すべてを把握して適合的な規定を作ることは無理と考へて、重点を絞るか、発想を転換する必要がある。 こうした細かな規制が真に意味があるものならばやむを得ざるコスト負担とも思われにくいこともないが、特に企業金融において真に意味がある規制とは思われぬ。規制があまりに細かいため、これを現実に真面目に適用しようとする正常な業者を苦しめる。		金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		要望管理番号	要望管理番号							
								5008	5008090	オリックス株	9.26					そもそも問題は、一定の事項を記載した書面の交付という問題ではなく、悪質な業者が契約条件を明確にしないで貸付けをしているので、借主が法的な係争をしようと思っても契約条件が明確でなく問題が生じることがあるということが問題なのではないか(であれば、一定の事項について契約で定めなければならないとするのがよいのではないか)。貸金業の悪質な業者というのは、法律など守るつもりがないから悪質なのであって、17条のような細かな規制を課したところで、このようなことを初めから守るつもりなどないというのが現実なのではないか。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.27					結局、本来の規制のターゲットである者(悪質業者)からは無視され、本来はそもそも法的規制などかける必要もない正常な業者が真撃に守るためのコストを上げさせているに過ぎないのではないか。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.28					18条2項の問題「預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法」の場合には、弁済者の請求があった場合のみ1項が適用されることになる。内閣府令で定める方法はないので、預貯金口座への払込みのみが2項の適用を受ける。財団法人大蔵財務協会「貸金業法のすべて」(P.118)によれば払込みには自動振替も含むとされている。そこで、手形、小切手の振出を受けてこの決済によって弁済を受けた場合もこれに類して2項の適用があると考えられるが、府令を定める等して明確にしたい。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.29					法15条3項、規則12条4項2号口、他の貸金業者の利用者を対象として勧誘する旨の表示をした広告は、いわゆる「借換」広告であるが、当該規制撤廃の要望に対して、金融庁は措置困難とし、その説明として貸金業者が行う場合は「このような表示が資金需要者の利益の保護を害するおそれがあるためである」とした。しかし、何故に銀行が同様の表示を行うとそのようなおそれがなく、貸金業者が行うとおそれがあるのか、何ら説明を述べていない。この点の説明を述べないのは、何ら説明をしていないと変わらない。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.30					借換広告を考える場合、本来の借換と、悪質業者が行う場合とを分けて考える必要があると思われる。まず、本来の借換を考えると、借換というのは借換すると借主にとって金利が有利になる(低下する)からこそ借換が行われるのであり、借主にとって不利ならば借換しなければよいことに過ぎない。本来の姿においては、借換によって何故資金需要者の利益の保護を害するのか、意味不明である。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.31					そして、借換における業者間競争において、貸金業者を排除するという政策は、資金需要者から借換による金利低下のメリットを得る機会に競争制限し、または奪う(銀行よりも貸金業者のほうが消費者信用リスク管理に優れ、銀行が融資できない資金需要層に対して貸金業者が融資を行っていることは明らかであり、こうした層の借換メリットを奪うものである)である。結果、銀行保護行政の一例となってしまう。		金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008090	オリックス株	9.32								
								5008	5008090	オリックス株	9.32					これに対し、悪質業者が行って問題となる貸付けは、返済の目処がない者、通常の業者としては貸付け不可となる者に違法金利で敢えて貸付けて、このような返済と貸付けを繰り返させるという類のものである。こうした悪質業者は、本件広告規制など守るつもりなど毛頭なく、出資法高金利規制すら守らず、刑法に触れても平気な者なのであって、本件広告規制は全般的に射していない。従って、本件広告規制は、抑制したいターゲットに対しては何の役割も果たさない一方、正常な業者の正常な競争を歪めて資金需要者の機会利益を奪うものである。(ガン治療にこのような薬を投薬された患者は不幸である。)		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.33					14条(貸付条件等の掲示)について、本件規制は、貸金業者が取り扱う貸付けの条件を幅をもって示して、営業所・事務所ごとに顧客の見やすい場所に掲示することを義務付けるものである。本件規制などは、貸金業規制法がその制定時に想定していた消費者ローンを前提として考えられたものであることを如実に示すものといえるであろう。つまり、消費者がサラ金の店舗を訪れて、店舗に貸付け条件の概要表があると分かりやすいと考えたのであろう。そこではローンの条件のバリエーションは限定されたものであろう。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.34					しかし、このような掲示がそもそも本当に意味のあるものであるのか。貸付けは結局個々の借主の信用やニーズによって決まり、契約によって定められる。貸金業者が発展すれば貸付けの条件設定もニーズに対応してバリエーションは増えるであろう。貸金業者がどのような幅の条件の貸付けを取り扱うかということが容易に知りえる状態であることによって資金需要者は何を求めているのだろうか。掲示には意味がないと思われる。仮に、消費者との関係においては掲示したほうがよりよいとしても、企業金融の場面を想定すると全く意味がないと思われる。(事務所で待たせていても契約は獲得できない。)		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.35					19条(帳簿の備付け)について、各営業所・事務所ごとに一定の事項を記載した帳簿を備える義務がある(所定事項を充足する限り契約書等の写しを保管する方法も認められる)。本件規制において要求されている記載事項は、貸金業者が貸金業務のために必要となる通常のコンピュータシステム上のデータ項目では充足していない。このため、貸金業者は契約書等のコピーを取って各営業所・事務所ごとに保管、管理する必要が生じている(契約書の原本は集中管理するほうが通常は効率的である)。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス株	9.36					貸金業者として、借主から契約内容を問い合わせを受けた場合等において、これに対応できないのは問題であるということは理解できるとしても、すべての事項に即座に対応できなければならず、その方法が現行法のような方法でなければならないという必要もないのではないか。対象とされている事項を区分して、通常コンピュータシステムで管理されるような基本的な事項とそれ以外の事項の管理方法に濃淡があっても、借主を害することにはならないと考えられる。規制の適正化が必要である。		金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008090	オリックス㈱	9.37								
								5008	5008090	オリックス㈱	9.37					*****金利規制の見直し *****金銭の貸付を業として行なう場合は、年2.9.2%の上限金利規制が課され(出資法第5条第2項)、元本が100万円以上の貸付は年1.5%を超える場合、その超過部分が無効とされている(利息制限法第1条第1項)。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.38					短期間(数日から数ヶ月)の融資に際しては、この金利制限のため貸手側がその取引の費用分もまかなえないことになり、借手の借入機会を奪う弊害が生じている。つまり、貸金業者が貸付けを行うに際しては、コンピュータシステムへのデータ入力、契約書作成、帳票類作成など営業事務、管理事務が当然に発生する。これらの金額は、貸付金額にかかわらず必要となる金額であり、高額ではない(数万円のレベルと思われる)。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.39					これらすら賄えないような契約であれば取引は行えない。借主にしてみれば、短期の資金ニーズに対して、年率換算した利率としては高率であっても絶対金額の負担としては高額でなく借入したいという需要には、法規制があるゆえに応えられないことになっている。こうした資金ニーズは会社においては充分あるし、会社が自己責任のもとに経済合理性を判断して借入するものを規制する必要が本当にあるだろうか。		金融庁	
								5008	5008090	オリックス㈱	9.40					この点も、既述した「法人向け貸付け」の適用除外として指摘したのと同様、消費者保護法制体系に整理されるべきものであり、会社代表者の個人保証の問題とは切り離して整理されるべきものと思われる。(また少なくとも、短期である場合において一定の金額以下の融資手数料は金利計算に反映させないなどの措置を取るべきである。)		金融庁	
								5034	5034060	(社)リース事業協会	6	貸金業法の改正等(2)法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃		・貸金業法は俗に「サラ金規制法」と呼ばれ、その規制内容も個人債務者を保護するための法制である。しかし同法は法人に対する貸付にも適用されており、法人に対する貸付を行なう事業者にとって、不要、過剰規制であり、法人事業者に対する貸付については、貸金業法の適用除外とすることを要望する。・本事項は「実態調査を行う。」とされ、平成15年2月に調査が行われたが、結果は公にされておらず、調査結果を踏まえた検討を行なう具体的な動きもないため、早急な調査報告の公表と規制改革の実行が必要であり、調査を踏まえて、法人向け貸付に係る貸金業規制の撤廃、貸金業規制・金利規制の全面的な見直しの検討を開始することを強く要望する。	・貸金業者の負担が軽減され、法人に対する貸付が促進される。 ・ブリッジローンなどに活用され、さまざまな取引の活性化につながる。	「貸金業規制法は俗に「サラ金規制法」と呼ばれ、規制内容も個人債務者を保護するための法制である。法人貸付の規制は不要、過剰規制である。「商工ローン」の事件は取立行為に問題があるのであり、取立行為に関する法律を別途手当てして対応すべきである。」(別紙「要望理由」(補足)参照)	貸金業の規制等に関する法律第2条 出資法第5条第2項 利息制限法第1条第1項	金融庁	参考資料・要望理由(補足)

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008100										
z0300080	任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和	貸金業の規制等に関する法律第43条	貸金業者が貸金業規制法第17条及び第18条第1項の規定による書面交付義務を履行している場合に、利息制限法の定めをこえる利息については、債務者が任意に支払った場合には、貸金業規制法第43条第1項により有効な利息の債務の弁済とみなす。	C	-	<p>貸金業規制法第43条第1項が、貸金業者が貸金業規制法第17条及び第18条第1項の規定による書面交付義務を履行している場合に、債務者が任意に支払った利息制限法の定めをこえる利息を有効とみなすのは、貸金業者が法第17条及び第18条の書面交付により、債務者は自らの債務を明確に認識することが可能となり、仮に債務者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得るものとするにより債務者保護を図る趣旨によるものである。</p> <p>よって、上記以外の方法により弁済を受ける場合には、債務者が自らの債務の内容を明確に認識することができず、仮に債権者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得ない等の事態が生じるおそれがあると考えられること等から、銀行振込等による弁済について、ただちに債務者の支払の任意性を認め、有効な弁済と見なすことは困難である。</p> <p>なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。</p>		5008	5008100	オリックス株	10.1	任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和		金利規制の体系として出資法の罰則金利と利息制限法の制限金利の二段階構造をとっていること、実際の支払いが銀行振込等により行われていること、借主は契約時の書面交付によって実質金利を認識していることからして、銀行振込等にかかる第18条第2項を「みなし弁済」の不適用とすることは不整合であり、合理的理由もない。よって、この場合にも「みなし弁済」を適用すべきである。		<p>昨年度の規制改革要望において、末尾の理由により要望した。金融庁は、「資金需要者の保護規定を業者側の事情を理由として要件緩和することは困難」とするが、業者側の事情というものはなく、18条1項と同2項は資金需要者の保護の観点においてほとんど差異がないにもかかわらず、効果面が全く異なることは不整合であるという問題である。</p> <p>***** &lt;以下、昨年度の「要望理由」&gt; *****</p>	貸金業の規制等に関する法律第43条	金融庁	
								5008	5008100	オリックス株	10.2			<p>第43条適用の規定に第18条第2項を含めることが資金需要者の保護を欠くものかどうかについて、調査・検討を行うことを要望する。</p>		<p>本事項については、平成14年6月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において金融庁はこれまでどおり措置困難と回答している。</p> <p>金融庁は、従来どおり、措置困難の理由として、「資金需要者の保護規定を業者側の事情を理由として要件緩和することは困難」としている。</p>		金融庁	
								5008	5008100	オリックス株	10.3			<p>同説明によれば「43条も貸金業者から資金需要者への法定書面の交付を適切に行わせることをもって資金需要者の保護を図ることを目的としている。」この説明では、18条1項は資金需要者の保護を充足しているが、18条2項は、資金需要者の保護に欠けているということになる。18条1項は債務の弁済を受けた時の受取書の交付を義務づけているが、18条2項は資金需要者の利便性や世の中の実情において、債務の弁済は銀行振込が大半であり、その場合には弁済をした者の請求があった場合に受取書を交付すれば足りるものとされている。</p>					
								5008	5008100	オリックス株	10.4			<p>現状において、この18条2項の方法による弁済で、トラブル、クレームが起きていることは存在しない。つまり、資金需要者の保護に支障をきたしていない。よって、43条適用の規定に18条2項を含めることは資金需要者の保護を欠くものではないと言える。</p> <p>繰り返しになるが、18条2項は、銀行振込・自動振替等の一定の場合には弁済者は支払事実の有無の証明を所持することができるので、元利金の区別等については、後日弁済者の請求があったとき受取証書を交付することで足りるものとしたものであり、現実の支払いが銀行振込等によって行われている社会実態に則したものである。</p>					

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5034	5034070	(社)リース事業協会	7	貸金業法の改正等(3)任意に支払った場合のみなし弁済規定の適用要件の緩和		・金利規制の体系として出資法の罰則金利と利息制限法の制限金利の二段階構造をとっていること、実際の支払いが銀行振込等により行われていること、借主は契約時の書面交付によって実質金利を認識していることからして、銀行振込等にかかる第18条第2項を「みなし弁済」の不適用とすることは不整合であり、合理的理由もない。よって、この場合にも「みなし弁済」を適用すべきである。・第43条適用の規定に第18条第2項を含めることが資金需要者の保護を欠くものかどうかについて、調査・検討を行うことを要望する。	・銀行振込等の場合のコスト負担が軽減され、貸出金利の低減につながる。・貸金業者の貸金債権流動化に際しての投資利回りの不安定要素が除去されて、流動化が促進される。	・昨年度の規制改革要望において、未履の理由により要望した。金融庁は、「資金需要者の保護規定を業者側の事情を理由として要件緩和することは困難」とするが、業者側の事情というものはなく、18条1項と同2項は資金需要者の保護の観点においてほとんど差異がないにもかかわらず、効果面が全く異なることは不整合であるという問題がある。<以下、昨年度の「要望理由」>・本事項については、平成14年6月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に関する対応状況」において金融庁はこれまでどおり措置困難と回答している。・金融庁は、従来どおり、措置困難の理由として、「資金需要者の保護規定を業者側の事情を理由として要件緩和することは困難」としている。・同説明によれば「43条も貸金業者から資金需要者への法定書面の交付を適切に行わせることをもって資金需要者の保護を図ることを目的としている。」この説明では、18条1項は資金需要者の保護を充足しているが、18条2項は、資金需要者の保護に欠けているということになる。	貸金業の規制等に関する法律第43条	金融庁	(「要望事項」欄より続く) 18条1項は債務の弁済を受けた時の受取書の交付を義務づけているが、18条2項は資金需要者の利便性や世の中の実情において、債務の弁済は銀行振込が大半であり、その場合には弁済をした者の請求があった場合に受取書を交付すれば足りるものとされている。現状において、この18条2項の方法による弁済で、トラブル、クレームが起きていることは存在しない。つまり、資金需要者の保護に支障をきたしていない。よって、43条適用の規定に18条2項を含めることは資金需要者の保護を欠くものではないと言える。・繰り返しになるが、18条2項は、銀行振込・自動振替等の一定の場合には弁済者が支払事実の有無の証明を所持することができるので、元利金の区別等については、後日弁済者の請求があったとき受取証書を交付することで足りるものとしたものであり、現実の支払いが銀行振込等によって行われている社会実態に則したものである。
								5101	5101140	アイフル㈱	14	貸金業の規制等に関する法律第43条第1項のみなし弁済の適用要件の一部見直し		貸金業者の預貯金口座に対する振込みによる弁済の場合において、弁済者が受取証書の交付を拒絶した場合に限り、受取証書の交付を行わなくても、法第43条第1項のみなし弁済の適用を可能とする。		法第43条第1項のみなし弁済の適用を受けるためには、顧客よりの弁済が貸金業者の預貯金口座に対する振込みによってなされた場合においては、法第18条第2項により、弁済者の請求がない限り、受取証書の交付が不要となるにも拘わらず、振込みを受けたことを確認した都度、直ちに、法定記載事項を記載した受取証書を交付しなければならぬとされており整合性が取れない。また、顧客の拒絶により受取証書の交付を行わないにも拘わらず、法43条第1項の適用とならないことも問題である。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	
								5101	5101150	アイフル㈱	15	貸金業の規制等に関する法律第43条第1項の見直し		同法同項にある「任意」とは、利息に充当されることを具体的に認識した上、自己の自由な意思によって支払ったことを言う(最高裁判決)とされている。しかしながらカードローン等の包括契約が一般となっている今日、振込等の弁済においてこれに遡るとすると、日々利息が可変するの物理的に不可能となる。また「自己の自由な意思」には常に解釈が分かれることになり、同法同項はその場合、賢明な貸金業者であっても結局は裁判等に頼らざるを得ず、ひいては貸金業者及び消費者双方に負担となる。一部の裁判例にある強制執行等から逃れる為の弁済等は、同法同項の「任意」がなくても一般の法理により十分に無効となるものと考えられる。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁			



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300090	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	不動産特定共同事業法	不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業が成立するまでの間に、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であって主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。	a	不動産特定共同事業商品の契約の申込者が、契約の内容等について十分知らないままにその締結を行うと、後々のトラブルの原因となる可能性があることから、適切に情報が開示されていることが不可欠であり、契約成立前に書面を交付し説明することが消費者保護やトラブルの未然防止を図る観点から必要と考えられるが、規制改革推進3か年計画に記載された不動産特定共同事業の手続き要件に関する事項については、対応予定である。			5008	5008120	オリックス株	12.1	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。 本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのにかつて、		「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。 「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである(説明には、約1時間程度の時間が必要となるケースが多い)。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。	不動産特定共同事業法第24条第1項	国土交通省 金融庁	
								5008	5008120	オリックス株	12.2		他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。 検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。		建設省が本要望につき「措置困難」としている理由に、不動産特定共同事業契約は複雑であること、元本保証がされていないことなどを挙げているが、それらの点は投資信託等の他の金融商品と何ら変わるものではない。	国土交通省 金融庁			
								5034	5034040	(社)リース事業協会	4	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃		・「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。 ・「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、(中略)検討を行い、どのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」「書面に記名捺印」に該当するのにかつて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。」とされた。検討の結果についての情報開示を要望するとともに、検討を踏まえて、早急に説明義務の過度な規制を緩和することを強く要望する。		・不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。		・「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。 ・「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである(説明には、約1時間程度の時間が必要となるケースが多い)。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。建設省が本要望につき「措置困難」としている理由に、不動産特定共同事業契約は複雑であること、元本保証がされていないことなどを挙げているが、それらの点は投資信託等の他の金融商品と何ら変わるものではない。	不動産特定共同事業法第24条第1項
z0300100	特定目的会社の借入先制限の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の6 同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b	資金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行う			5034	5034190	(社)リース事業協会	19	資産流動化法に係る規制緩和等(1)特定目的会社の借入先制限の緩和		・本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討する。【平成15年度検討】」とされた。 ・早急に、SPCの借入先について資金業規制法に基づく資金業者などを追加する措置が講じられることを要望する。	プレイヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	・SPCに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。 ・一般大衆をも視野に入れた有価証券に対する投資者と資金業者等貸付を行うことについて一定水準以上の判断能力を有する貸付者を同等に扱うこと自体不合理であり、そもそも特定目的借入れについて「投資者としての特定目的会社に対する投資に関する相当の専門知識・能力を有するものを前提としている」点について必然性に欠ける。 ・特定目的借入れを特定社債・特定CPと同じように投資者保護の観点から一定の規制をかけるという主旨と思われるが、そもそも有価証券を購入しようとする者と資金の貸付を行おうとする者と資金の貸付を行おうとする者は、SPCに入る資産等の内容を検討するために十分な開示を要求し、その開示内容が不十分であれば自ずと融資実行は行われない。  (以下「その他」欄に続く)	資産の流動化に関する法律第150条の6 施行規則第41条	金融庁	(「要望理由」欄より続く)  ・SPCが必要資金の調達を特定目的借入れのみで投資家から行う場合、開示規制がかからないという問題が生じるから貸し手となる担い手を制限するという考え方は、能力のある事業者に参入障壁を与える行為であり、そもそもこの問題はSPCに開示義務を負わせることで解決すべきものである。 ・実際に「適格機関投資家」とされた場合、有価証券および投資有価証券残高が500億円以上という高いハードルが課せられ、いわゆる金融機関を除く多くの事業会社がそのビジネスを入口であきらめざるを得ないという状況を生み出すことになる。 ・また一方、現時点で適格機関投資家の要件を満たしているため、必要に応じて有価証券を売却することができないといった歪んだ状況を生み出している。 ・社債・CPには課税され、貸付には課税されないという税の公平性の観点からこのような貸し手制限を設けているとするならば、なぜ、銀行および機関投資家は免除されるのか、根拠が不明確である。
								5102	5102440	(社)日本経済団体連合会	44	「資産の流動化に関する法律」における特定目的会社の借入先の拡大		特定目的会社による資金の借入先に、資金業者を追加すべきである。		特定目的会社への貸付を資金業者の事業機会を拡大し、特定目的会社の資金調達の選択肢を拡大することができる。これには十分なニーズがあり、資産流動化の促進にも資する。			資産の流動化に関する法律第150条の6 資産の流動化に関する法律施行規則第41条

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								管理番号	管理番号		管理番号	管理番号							
z0300110	特定目的会社の資金調達手段の拡大	資産の流動化に関する	特定目的会社の資金調達手段は、	c	-	SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。なお、SPCによる借入れは、証券市場の発展に寄与することを考慮して税制上の優遇措置が設けられている制度の下において、例外的に認められているものであり、有価証券以外による資金調達を拡大することは適当でないと考えられる。		5008	5008140	オリックス株	14.1	特定目的会社の資金調達手段の拡大		匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。		金融庁は平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、「SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、	資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	
								5008	5008140	オリックス株	14.2			転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。」と説明している。しかしながら、金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。		金融庁			
								5034	5034200	(社)リース事業協会	20	資産流動化法に係る規制緩和等(2)特定目的会社の資金調達手段の拡大		匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	・現状、特定目的会社の資金調達手段は資産対応証券・特定目的借入れ・特定目的信託に限定している。・金融庁は平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、「SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。」と説明している。 (以下「その他」欄に続く)	資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	(「要望理由」欄より続く) ・しかしながら、金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることに鑑みれば、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。
z0300120	投資顧問業における投資対象による兼業規制の撤廃	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条	認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に關連する業務で、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないこと認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは他の業務を営むことができる。	a	-	認可投資顧問業者の兼業については、今国会で成立した証券取引法等の一部を改正する法律により、平成16年4月1日から、投資顧問業者及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないこと認められる場合には、当該業務が投資顧問業及び投資一任契約に關連する業務でなくとも、個別に承認を得て、その兼業を認めることを可能とする旨の改正を行ったところである。		5008	5008150	オリックス株	15	投資顧問業(一任契約)における投資対象による兼業規制の撤廃		投資一任の認可を取得した投資顧問業者に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業の兼業を認めるべきである。		有価証券の投資顧問業者は有価証券以外に経営資源を投じるべきではないというものが兼業規制の理由であるが、優秀な投資顧問にとって、有価証券以外の投資対象を調査・分析することは十分に可能である。また、分散投資の観点からすると、相関の低い商品先物などをポートフォリオの一部に組み入れる事は、リスク低減の観点からも極めて自然かつ健全な投資姿勢と捉えられるべきである。従って、投資一任の認可を取得した投資顧問業者に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業の兼業が認められることを要望する。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条「兼業の制限等」	金融庁	
								5034	5034560	(社)リース事業協会	56	投資顧問業(一任契約)における投資対象による兼業規制の撤廃		・投資一任の認可を取得した投資顧問業者に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業の兼業を認めるべきである。 ・そもそも異なる種類の投資対象を一任で扱ってはならないということが、非現実的な法律であり、日本の投資顧問業者が世界基準から大きく遅れている所以である。本要望の実現によって、日本の投資顧問業者及び投資戦略の質が向上し、マーケットの活性化が期待される。		・有価証券の投資顧問業者は有価証券以外に経営資源を投じるべきではないというものが兼業規制の理由であるが、優秀な投資顧問にとって、有価証券以外の投資対象を調査・分析することは十分に可能である。また、分散投資の観点からすると、相関の低い商品先物などをポートフォリオの一部に組み入れる事は、リスク低減の観点からも極めて自然かつ健全な投資姿勢と捉えられるべきである。従って、投資一任の認可を取得した投資顧問業者に、商品ファンド法に基づく商品投資顧問業の兼業が認められることを要望する。	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条「兼業の制限等」	金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
z0300130	契約成立時書面の記載内容の簡素化若しくは撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。	簡素化についてはb、撤廃についてはc	bについては他の通り	商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生じるおそれがあるため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。このような趣旨に鑑みれば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難である。ただし、契約前交付書面と契約成立時交付書面の内容が重複している点について簡素化することについては、投資家保護の趣旨及び双方の交付書面の性格を考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	5008	5008162	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		2. 契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		現行の販売業業務命令が定める契約成立時交付書面の記載事項には契約前交付書面との内容重複が余りにも多く、二つの書面の読み合わせなど、投資家にとって時間的コスト増大の原因となっている。投資家のためになっていない過剰規制と指摘されないためには、大幅な記載内容の簡略化が必要である。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5034	5034572	(社)リース事業協会	57.2	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		契約成立時交付書面の記載事項に関して販売業業務命令が規定する内容の大幅な簡略化を要望する。		現行の販売業業務命令が定める契約成立時交付書面の記載事項には契約前交付書面との内容重複が余りにも多く、二つの書面の読み合わせなど、投資家にとって時間的コスト増大の原因となっている。投資家のためになっていない過剰規制と指摘されないためには、大幅な記載内容の簡略化が必要である。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5063	5063050	(社)日本商品投資販売業協会	5	17条書面(契約成立時交付書面)の記載内容の簡略化もしくは撤廃		現行制度では、商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならないところであるが、当該書面(契約成立時交付書面)の記載内容を簡略化もしくは撤廃していただきたい。		本件は規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)において「15年度中に結論」のご対応を踏まえ、措置に向けて、速やかなる対応を要望する。投資家は16条書面(契約成立前交付書面)と記載内容が重複している17条書面を受領し、混乱を来しているのが現状である。	商品ファンド法第17条	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z0300140	私募商品ファンドの書類閲覧対象からの除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条	商品投資事業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない。	b	その他	商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務付けているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容(運用状況等)や販売業者の経営状況を把握することは、投資家の自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上適当であるか考慮しつつ、15年度中に措置するか否かを含め関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	5008	5008163	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		3. 商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくとも良いよう措置することを要望する。		私募ファンド投資家への秘密保持義務を果たすためには、決算内容等、重要事項の当事者以外への開示につき法的に規制する必要がある。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5034	5034573	(社)リース事業協会	57.3	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品投資販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについては顧客の閲覧対象としなくとも良いよう措置することを要望する。		私募ファンド投資家への秘密保持義務を果たすためには、決算内容等、重要事項の当事者以外への開示につき法的に規制する必要がある。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008164										
z0300150	商品ファンド法におけるクーリングオフ制度の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	C	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため、一般の投資家はその仕組みを十分に理解しないまま契約をしたり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認しうる時間的余裕を与えることとするためである。 以上のような趣旨に加え、平成10年6月に商品ファンドの最低販売単位が撤廃され、それ以降の商品ファンドの多くが個人投資家に販売されている現状において、クーリングオフ規定を撤廃することは困難。		5008	5008164	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		4. 投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットingの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。		クーリングオフ撤廃を措置困難とする理由として「商品投資の仕組みが複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家に販売されているEB債や株式指数連動債、元本確保型の投資信託などには、先物・オプションなどの複雑なデリバティブの仕組みが背後で用いられたものが数多く存在する。よって「商品投資の仕組みが複雑である」とは規制維持の理由とはならない。クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の長期化に繋がりが、投資家からタイムリーな投資機会を奪う結果となっている。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5034	5034574	(社)リース事業協会	57.4	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		投資家からの書面による契約の解除について、投資信託とのイコールフットingの観点、ならびに投資家の利益の観点から撤廃を要望する。		クーリングオフ撤廃を措置困難とする理由として「商品投資の仕組みが複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家に販売されているEB債や株式指数連動債、元本確保型の投資信託などには、先物・オプションなどの複雑なデリバティブの仕組みが背後で用いられたものが数多く存在する。よって「商品投資の仕組みが複雑である」とは規制維持の理由とはならない。クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の長期化に繋がりが、投資家からタイムリーな投資機会を奪う結果となっている。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5063	5063060	(社)日本商品投資販売業者協会	6	クーリング・オフ制度の撤廃		クーリング・オフ制度(商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条規定の契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことが出来る制度)を撤廃する。		本件は措置困難・その他の回答を載しているが、クーリングオフ撤廃を措置困難とする理由として「商品投資の仕組みが複雑であるため」とあるが、多くの個人投資家に販売されているEB債や株式指数連動債、元本確保型の投資信託などには、先物・オプションなどの複雑なデリバティブの仕組みが背後で用いられたものが数多く存在する。よって「商品投資の仕組みが複雑である」とは規制維持の理由とはならない。又、クーリングオフの存在は契約から運用開始までの期間の長期化に繋がりが、投資家からタイムリーな投資機会を奪う結果となっている。	商品ファンド法第19条	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z0300160	商品ファンドにおける投資対象の組入比率制限からの預金等の適用除外	商品投資に係る事業の規制に関する法律第22条	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組み入れる場合の組み入れ割合を定めている。	C	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することを得られた成果を配分する金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を含み入れる場合にはその組み入れ割合を定めているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品から確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは困難である。		5008	5008165	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		5. 商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。		確定運用を目的とした資産配分を行う場合、コスト・流動性・透明性の点で、商品による運用(金現先取引等)よりも預金や国債等による運用の方が投資家にとって有利である場合がほとんどである。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	
								5034	5034575	(社)リース事業協会	57.5	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		商品ファンドの従たる投資対象となる特定資産のうち、確定運用を目的とする金融商品(預金、運用期間内に満期をむかえる国債等)については組入比率制限の対象外とすることを要望する。		確定運用を目的とした資産配分を行う場合、コスト・流動性・透明性の点で、商品による運用(金現先取引等)よりも預金や国債等による運用の方が投資家にとって有利である場合がほとんどである。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 農林水産省 経済産業省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008166	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和							
z0300170	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業の許可を申請する際の最低資本規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する施行令第7条第1項	商品投資販売業の許可を得ようとする場合、資本金の額又は出資の総額は1,000万円以上でなければならない。	C	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することを得られた成果を配分する金融商品であることから、許可取得業者が営業活動を行う上で最低限度の資力、信用弁済力を有することが必要である。よって、法目的である投資家保護の観点から勸業すると、親会社の如何により資本金の最低限度額を変更することは困難である。		5008	5008166	オリックス株	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		6. 映画ファンドの運用法人の許可を有する商品投資販売業者が、映画ファンドの運用に特化した子会社を設立し、子会社が運用法人としての許可を申請する場合においては、子会社の資本の額に関する1千万円の最低額の定めを撤廃し、資本の額が3百万円の有限会社でも運用法人となれるよう要望する。		現状、許可取得済の映画ファンド業者の子会社がファンドの契約当事者となるために運用法人の許可を申請する場合、親会社と同等の1,000万円の資本の額または出資の総額が必要である。特定商品販売業者の運用法人の当該最低金額10億円、子会社の最低金額1,000万円(親会社の百分の一)に対し、映画ファンドでは親子共に1,000万円というのは不合理。子会社の資本の額または出資の総額について最低額の定めは不必要。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 経済産業省	
								5034	5034576	(社)リース事業協会	57.6	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資契約の当事者となることを目的に商品投資販売業の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。		特定商品投資に係る運用法人としての商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は最低10億円。当該商品投資販売業者の子会社が商品投資販売業の許可を申請する際に要求される資本の額または出資の総額は、最低1,000万円と、親会社の100分の一。一方、映画投資に係る商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は、親子共に1,000万円となっており、合理性に欠ける。親会社が許可を受けている場合で、子会社が映画投資契約の当事者となる以外に事業を営まない場合には、子会社の許可申請に関する資本の額または出資の総額についての最低額の定めは不必要と考える。	商品投資に係る事業の規制に関する法律	金融庁 経済産業省	
								5063	5063070	(社)日本商品投資販売業協会	7	映画ファンドの許可取得済運用法人の子会社が商品投資販売業の許可を申請する場合、その商品投資販売業者の資本の額、または出資の総額についての最低額の規定を撤廃する。		現行制度では、映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、商品投資販売業の許可を申請する場合、許可の条件として当該法人には1,000万円以上の資本の額または出資の総額が必要とされているところであるが、映画投資に係る商品投資販売業の許可取得済の商品投資販売業者によって発行済株式の総数または出資の総額が所有される法人が、映画投資に係る商品投資契約の当事者となることを目的に商品投資販売業の許可を申請する場合には、当該法人が映画投資に係る商品投資販売業以外の事業を営まないことを条件に、当該法人の資本の額または出資の総額に関する制限の撤廃を要望する。		特定商品投資に係る運用法人としての商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は最低10億円。当該商品投資販売業者の子会社が商品投資販売業の許可を申請する際に要求される資本の額または出資の総額は、最低1,000万円と、親会社の100分の一。一方、映画投資に係る商品投資販売業者に要求される資本の額または出資の総額は、親子共に1,000万円となっており、合理性に欠ける。親会社が許可を受けている場合で、子会社が映画投資契約の当事者となる以外に事業を営まない場合には、子会社の許可申請に関する資本の額または出資の総額についての最低額の定めは不必要と考える。本規制が撤廃されることにより、映画ファンドの振興を通じた映画製作・配給・興行業界の活性化に繋がるものと考え。	・商品投資に係る事業の規制に関する施行令第7条第1項 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第5条	金融庁 経済産業省	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

		(回答欄)						(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300180	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条第2項 同施行規則第7条の2、第7条の3 事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係)3-3-3	法令は信託会社による代理店の設置を認可事項にかからしめている。 これを受けて、事務ガイドライン(預金取扱金融機関関係3-3-3[実質的代理店の禁止])では、信託業務を営む金融機関が代理店として認可を受けていない者より顧客の紹介を受けた場合、当該紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている、顧客の要請に基づかない紹介を行っている等実質的な代理店となっていないか確認するものとする」としているところ。	b	信託業のあり方に関する中間報告書(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされたところである。この報告を受け、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業が進められる予定。本件事務ガイドラインについては、こうした法整備の内容を踏まえ、検討を行う。		5008	5008170	オリックス株	17.1	信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定		事務ガイドライン3-3-3を改定し、「代理」行為は禁止するが、「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすることを要望する。		昨年度の規制改革要望において、末尾の理由により要望した。これに対し金融庁は、つきのとおり回答した。「信託代理店を認可にかからしめている趣旨は、一般的に信託商品は、商品性が複雑であり、元本割れのリスクのある実績配当型商品であることから、顧客説明・商品説明にあたっては高度な専門知識が要求されることにある。こうした信託代理店制度の趣旨に鑑み、事務ガイドラインでは、紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている場合や顧客の要請に基づかず紹介を行っている場合などは、実質的に代理にあたる旨を明確化したもの。顧客の要請に基づき単に紹介を行う行為までも禁止しているわけではない。	事務ガイドライン 信託銀行関係3-3-3-3、信託業法第15条第3項	金融庁		
							5008	5008170	オリックス株	17.2			また、事務ガイドラインの書きぶりを変更する必要があるとは考えていない。」 しかし、信託代理店制度の趣旨は別としても、その趣旨に鑑みると、なぜ「紹介者が営業目標としている場合」や「顧客の要請に基づかず紹介を行っている場合」には、紹介や媒介が「代理」になってしまうのか、信託銀行の意思、行為がないところで代理権が発生してしまうのか、理解できない。	金融庁					
							5008	5008170	オリックス株	17.3			法的には、「代理」とは、「ある人Aと一定の関係にある者Bが、AのためにCとの間で意思表示を行い、あるいは意思表示を受けることによって、その意思表示の法律効果が直接Aについて生ずる制度」(法律学小辞典(有斐閣))である。「紹介者が営業目標としている場合」や「顧客の要請に基づかず紹介を行っている場合」には、当該紹介者の行為によって法律効果が信託銀行に生ずることになるというのか。	金融庁	(「要望理由」欄より続く) 「紹介者において当該金融機関の顧客開拓を営業目標としている場合や顧客の要請に基づかず紹介を行っている場合などは、実質的に代理にあたる」というのは、法律解釈を外れた、法律に基づかない行政裁量による不当な制限の加重といふべきである。(このようにことが未だに残っていることに驚くべきである。) 法律を改正して媒介行為、紹介行為をも規制の対象とするならば別であるが、法的に代理とは全く異なるこうした行為を行政裁量によって制限することは速やかに改めるべきである。				
							5008	5008170	オリックス株	17.4			仮に、法律効果が信託銀行に法律効果が生ずると解されるような場合があった場合には、それは、代理であった、法律違反を犯したということなのであって、「紹介者が営業目標としている」ことや「顧客の要請に基づかず紹介を行っている」から法律違反となるものではないであろう。また、「紹介者が営業目標としている場合」や「顧客の要請に基づかず紹介を行っている場合」には類型的に代理権が認められるなどというのであれば、それは全く常識はずれな考え方である。 (以下「その他」欄に続く)	金融庁	*****以下、昨年度の「要望理由」***** 信託業の媒介を阻害する曖昧な規制を課すことは、金融のイノベーションを阻害するものである。信託代理店以外の者が「代理」に該当する行為を認可なく行うことが問題であり、信託の一般的な説明を行い、興味を持っていただいた顧客に信託銀行を紹介することや単なる顧客紹介を営業目標とすることが問題とされるべきではない。(別紙 要望理由 補足参照)				
							5034	5034130	(社)リース事業協会	13	信託業規制の改革(4)信託業務における「実質代理店の禁止」規定の改定		・事務ガイドライン3-3-3を改定し、「代理」行為は禁止するが、「媒介」行為までも禁止するものではないことを明確にすることを要望する。 ・信託取引の活性化、様々なリスク・リターンを組成した金融商品の提供による投資の促進。・幅広い金融サービスの提供と信託マーケットの拡大。	・信託業の媒介を阻害する曖昧な規制を課すことは、金融のイノベーションを阻害するものである。・信託代理店以外の者が「代理」に該当する行為を認可なく行うことが問題であり、信託の一般的な説明を行い、興味を持っていただいた顧客に信託銀行を紹介することや単なる顧客紹介を営業目標とすることが問題とされるべきではない。(別紙 要望理由 補足参照)	信託業法、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、事務ガイドライン	金融庁	・参考資料(要望理由 補足)		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008180	オリックス株	18.1	生命保険募集人が使用人に対して保険契約の申込みをさせる行為を禁止する規定の撤廃		保険業法施行規則第234条第1項第2号について、法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為を禁止している規定を削除することを要望する。					平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「構成員契約規制の在り方については、保険募集の在り方全体の観点から金融審議会等の場において引き続き検討する」と説明している。  この説明は平成14年6月のものと全く変わっていない。生命保険募集人が、使用人に対して、生命保険契約の申込みをさせる行為は、必ずしも、保険業法第300条第1項第9号で禁止している「保険契約者の保護に欠けるおそれがあるもの」には該当しない。
z0300190	生命保険の構成員契約規則の廃止	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		5008	5008180	オリックス株	18.1	生命保険募集人が使用人に対して保険契約の申込みをさせる行為を禁止する規定の撤廃		保険業法施行規則第234条第1項第2号について、法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為を禁止している規定を削除することを要望する。		平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「構成員契約規制の在り方については、保険募集の在り方全体の観点から金融審議会等の場において引き続き検討する」と説明している。  この説明は平成14年6月のものと全く変わっていない。生命保険募集人が、使用人に対して、生命保険契約の申込みをさせる行為は、必ずしも、保険業法第300条第1項第9号で禁止している「保険契約者の保護に欠けるおそれがあるもの」には該当しない。	保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	金融庁	
								5008	5008180	オリックス株	18.2			そのことは特定の商品について金融庁が当該行為を例外的に認めていることから明らかであり、例外として認められる保険と、認められていない保険を区分する根拠は明確ではない。 生命保険募集人の使用人であるか否かに係らず、保険契約者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせる行為は禁止すべきであり、使用人に対して保険契約の申込みをさせる行為を一律に禁止することは生命保険募集人にとっても、その使用者にとっても意味のあるものではない。		金融庁			
								5018	5018010	三井住友海上火災保険株	1	生命保険の構成員契約規制の廃止		企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する募集が一部の商品を除き禁止されているため、実質的に法人代理店による生保商品の募集が困難となっている。本規制の撤廃を要望する。	法人代理店による生保商品の募集が、実質的に可能になる。	企業代理店は、生命保険取扱を謳っているにも関わらず、こと構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができず、顧客対応として問題がある。(消費者利益の向上に悖る)	保険業法第300条第1項第9号同施行規則第234条第1項第2号	金融庁	
								5027	5027090	東京海上火災保険株	9	生命保険の構成員契約規制の廃止		規制を撤廃する。	これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が広く可能となる。	企業代理店は、生命保険取扱を謳っているにも関わらず、こと構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができず、顧客対応として問題がある。(消費者利益の向上に悖る)	保険業法第300条第1項第9号、施行規則第234条第2項	金融庁	
5034	5034280	(社)リース事業協会	28	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(1)生命保険募集人が使用人に対して保険契約の申込みをさせる行為を禁止する規定の撤廃				・法人である生命保険募集人又は保険仲立人が、使用人に対して、生命保険契約の申込みをさせる行為を禁止している。 ・平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「構成員契約規制の在り方については、保険募集の在り方全体の観点から金融審議会等の場において引き続き検討する」と説明している。 ・この説明は平成14年6月のものと全く変わっていない。 ・生命保険募集人が、使用人に対して、生命保険契約の申込みをさせる行為は、必ずしも、保険業法第300条第1項第9号で禁止している「保険契約者の保護に欠けるおそれがあるもの」には該当しない。  (以下「その他」欄に続く)	・消費者の商品選択の幅が広がることになり、代理店にとっても市場の新たな拡大に繋がるものである。  ・生命保険募集人が、使用人に対して、生命保険契約の申込みをさせる行為は、必ずしも、保険業法第300条第1項第9号で禁止している「保険契約者の保護に欠けるおそれがあるもの」には該当しない。  (以下「その他」欄に続く)	・そのことは特定の商品について金融庁が当該行為を例外的に認めていることから明らかであり、例外として認められる保険と、認められていない保険を区分する根拠は明確ではない。 ・生命保険募集人の使用人であるか否かに係らず、保険契約者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせる行為は禁止すべきであり、使用人に対して保険契約の申込みをさせる行為を一律に禁止することは生命保険募集人にとっても、その使用者にとっても意味のあるものではない。		金融庁	(「要望理由」欄より続く)						

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)		
								5008	5008190	オリックス㈱	19.1	生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化									
z0300200	生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化	保険業法第276条、第277条、第280条、第302条 事務ガイドライン2-3(生命保険募集人の登録事務)、3-2(損害保険代理店の登録関係)	募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化については、本年度にすでに業法改正、ガイドラインの改正を行っている。	d	-	一定の条件を具備すれば、募集人が所属する事務所の記載を、代理店の「本店」等の記載に代えることができることとした。募集人登録申請書の記載事項を住所から生年月日に変更した(施行日は本年9月1日)。募集人登録申請書の添付書類の範囲を広げるとともに、住所変更時に住民票等の添付が不要となるよう登録事項を住所から生年月日に変更した。		5008	5008190	オリックス㈱	19.1	生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化		大規模法人代理店に対応した登録の申請・変更等の届出方法の簡素化措置の実施を要望する。 平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「生命保険募集人及び損害保険代理店の役員・使用人の登録・届出項目については、保険契約者等の保護や保険募集の公正の確保の観点から保険業法で定められている。上記目的に沿った適切な運営が確保されることを前提に、生命保険募集人等の住所の登録・届出について簡素化を図ることについて検討している。」と説明している。		本規制は1から2の従たる事務所を所有する小規模代理店を想定している。全都道府県に事務所を所有し千人を超えるような生命保険募集人、役員・使用人を抱える大規模法人代理店の場合、募集人、役員・使用人の勤務地異動が頻繁にあり、その変更等の届出等にかかる事務作業量は膨大なものになり、代理店運営のコストを引き上げる要因になっている。一方で、生命保険会社の生命保険募集人、損害保険会社の保険募集に従事する役員・使用人は主たる事務所に一括で登録されており、勤務地異動があっても変更等の届出等の義務はないという齟齬がある。	保険業法第276条、第277条、第280条、第302条 事務ガイドライン2-3(生命保険募集人の登録事務)、3-2(損害保険代理店の登録関係)	金融庁			
								5008	5008190	オリックス㈱	19.2	生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化		また、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画では、「生命保険募集人登録および変更等の届出に関し、以下に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。募集人が所属する事務所の記載を、全て代理店の「本店」住所の記載とする。代理店の使用人である募集人住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。生命保険募集人登録に際して、登録申請者(個人)の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出を不要とする。【平成15年度法律施行 平成15年度結論】」とされた。計画どおりの措置を要望する。							
								5034	5034290	(社)リース事業協会	29	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(2)生命保険募集人及び損害保険代理店の登録ならびに変更手続きの簡素化							・大規模法人代理店に対応した登録の申請・変更等の届出方法の簡素化措置の実施を要望する。 ・規制改革推進3か年計画(再改定)では、「生命保険募集人登録および変更等の届出に関し、以下に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。募集人が所属する事務所の記載を、全て代理店の「本店」住所の記載とする。代理店の使用人である募集人住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。生命保険募集人登録に際して、登録申請者(個人)の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出を不要とする。【平成15年度法律施行 平成15年度結論】」とされたが、計画どおりの措置を要望する。	・保険会社の事業費、代理店のコストが削減され、契約者の保険料の引き下げに貢献する。	・本規制は1から2の従たる事務所を所有する小規模代理店を想定している。全都道府県に事務所を所有し千人を超えるような生命保険募集人、役員・使用人を抱える大規模法人代理店の場合、募集人、役員・使用人の勤務地異動が頻繁にあり、その変更等の届出等にかかる事務作業量は膨大なものになり、代理店運営のコストを引き上げる要因になっている。一方で、生命保険会社の生命保険募集人、損害保険会社の保険募集に従事する役員・使用人は主たる事務所に一括で登録されており、勤務地異動があっても変更等の届出等の義務はないという齟齬がある。

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		要望事項番号	要望事項番号							
z0300210	銀行が販売する保険商品の範囲の見直し(ローン関連の長期火災保険について事業用建物も対象に含める)	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b	、	銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行う。		5008	5008230	オリックス㈱	23.1	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業用の用供する建物も対象に含めること		銀行による保険販売については、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされた。		現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条第1項第1号	金融庁	
								5008	5008230	オリックス㈱	23.2	また、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「対象商品の更なる拡大については、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行なう。」と説明している。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。				金融庁			
								5034	5034300	(社)リース事業協会	30	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(3)銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業用の用供する建物も対象に含めること		・銀行による保険販売については、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされた。・また、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は「対象商品の更なる拡大については、平成14年10月以降の実施状況をみながら、引き続き検討を行なう。」と説明している。・早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。		・本年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、銀行がその他の保険を募集することは禁止されている。・住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。・現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。	・事業の用に供する建物の取得にあたっては、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。・取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。・事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間が無くなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。	保険業法第275条、保険業法施行規則第211条第1項第1号	金融庁



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008291	オリックス株	29.1	信託業規制の改革							
z0300230	信託会社の解禁	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託業を営む場合については、イ.信託業法による免許取得、もしくは、ロ.銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受ける、こととされているが、現在、わが国において信託業を営んでいる者はロ.によって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、現在信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにするため、必要な制度整備を行うとされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。		5008	5008291	オリックス株	29.1	信託業規制の改革		信託会社の解禁。 信託は銀行にのみ許されるものとすべきではない。参入要件を明確にして信託業への参入を促すべきである。その際の規制は銀行のような行政による強い監督規制を課すのではなく、ディスクロージャーと競争を原理としてルールを設けるべきである。		信託という契約形態は、本来その利用もさまざまなものがあり得る非常に有意義な手法である。そして信託業に関する潜在的ニーズも非常に強いと考えられる。特に、現在のように不動産価値が下落した状況においては、不動産の所有と利用の分離、不動産所有リスクをエクイティとデッドに分離して投資促進するうえで、不動産管理処分信託に対するニーズは非常に強い。	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融庁	
								5034	5034100	(社)リース事業協会	10	信託業規制の改革(1)信託会社の解禁		・信託は銀行にのみ許されるものとすべきではない。参入要件を明確にして信託業への参入を促すべきである。その際の規制は銀行のような行政による強い監督規制を課すのではなく、ディスクロージャーと競争を原理としてルールを設けるべきである。 ・信託取引の活性化、様々なリスク・リターンを組成した金融商品の提供による投資の促進、幅広い金融サービスの提供と信託マーケットの拡大。		・信託という契約形態は、本来その利用もさまざまなものがあり得る非常に有意義な手法である。そして信託業に関する潜在的ニーズも非常に強い。特に、現在のように不動産価値が下落した状況においては、不動産の所有と利用の分離、不動産所有リスクをエクイティとデッドに分離して投資促進するうえで、不動産管理処分信託に対するニーズは非常に強い。 ・信託の担い手が非常に限定されているため、キャパシティが限られ、競争も限定的である。 ・「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において「信託業は銀行に限定されていない一方で、免許事業者は、事実上、銀行に限定されているという現状は、決して正常な状態ではない。(中略)信託銀行以外の信託会社を幅広く認めるべきである。」との指摘がある。	信託業法、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、業務ガイドライン	金融庁	・参考資料「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」(平成15年6月 産業構造審議会 産業金融部会)
								5100	5100120	東京都	12	特許権を運用する信託会社への一般事業会社等参入の促進		現状では営業信託を行う場合には、信託業法による免許を受けるか、もしくは、銀行法等により銀行・その他金融機関の免許を得たうえで、兼営法(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律)による認可を受けなければならないが、中小企業の知的財産管理や知的財産の流動化を推進するため、特許権の信託のみを扱った場合、免許制から経済産業大臣への登録制などに規制緩和し、一般事業会社や中小企業支援機関等が特許権の信託を扱えるようにする。		高付加価値製品を作り出す源泉となる知的財産の創造、保護、活用。国際競争力ある企業をより多く創出することをめざし、知的財産戦略推進計画策定によって、わが国の知的財産関連施策を総合的に充実させる。	信託業法第1条 兼営法第1条、第4条	金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008293										
20300240	信託代理店の銀行以外の開放	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。		5008	5008293	オリックス株	29.3.1	信託業規制の改革		信託代理店の銀行以外への開放。 現在は、信託会社は存在せず、銀行が信託を兼営する場合のみが存するという異常な状態であるため、銀行が営む信託業についても実質的に銀行規制と同様の規制が課されている。このため、信託代理店も銀行等金融機関しかその認可を受けることはできない。		本年4月、経済産業省の産業構造審議会金融部会がとりまとめた「産業金融部会中間報告 中堅・中小企業のための新たな金融機能の創造に向けて」において「現行法制上、信託業は銀行に限定されていない一方で、免許事業者は、事実上、銀行に限定されているという現状は、決して正常な状態ではない。かかる中、信託のメリットが十分に活用できていないとの意見も多い。信託銀行以外の信託会社を幅広く認めるべきである。」との指摘がある。	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融庁	
								5008	5008293	オリックス株	29.3.2			しかし、信託契約の代理または媒介等を行うに過ぎず、信託の当事者になるものではないのであるから強い規制を課す必要はなく、保険代理店と同様というべきである。信託はいわば財産管理を行うことが本旨であるから、契約獲得のための営業、情報収集といった活動は外部と提携、協力関係を構築することは合理的であり、社会全体としても効率的である。こうした競争制限としかならない規制は撤廃し、競争を促進すべきである。		本事項については、昨年同様の要望を提出したが、その後、上記のとおり検討は進められている。早急に結論を得、措置がなされることを要望する。		金融庁	
								5034	5034120	(社)リース事業協会	12	信託業規制の改革(3)信託代理店の銀行以外への開放		・信託代理店も銀行等金融機関しかその認可を受けることはできないが、こうした競争制限としかならない規制は撤廃し、競争を促進すべきである。 ・信託取引の活性化、様々なリスク・リターンを組成した金融商品の提供による投資の促進。 ・幅広い金融サービスの提供と信託マーケットの拡大。		・現在は、信託会社は存在せず、銀行が信託を兼営する場合のみが存するという異常な状態であるため、銀行が営む信託業についても実質的に銀行規制と同様の規制が課されている。このため、信託代理店も銀行等金融機関しかその認可を受けることはできない。 ・しかし、信託契約の代理または媒介等を行うに過ぎず、信託の当事者になるものではないのであるから強い規制を課す必要はなく、保険代理店と同様というべきである。信託はいわば財産管理を行うことが本旨であるから、契約獲得のための営業、情報収集といった活動は外部と提携、協力関係を構築することは合理的であり、社会全体としても効率的である。こうした競争制限としかならない規制は撤廃し、競争を促進すべきである。	信託業法、信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、事務ガイドライン	金融庁	
5035	5035030	(社)信託協会	3	信託代理店に係る規制を緩和すること		・信託代理店の行える業務を「信託業務の全部又は一部の代理」(兼営法施行規則第7条の2)から「信託契約締結の媒介及び代理」へ変更を行った上で、以下の規制を緩和すること。 信託代理店につき、「代理店となることができる者」の範囲を拡大し、金融機関以外の一般事業者等にも拡大すること。 信託代理店の設置及び廃止について、認可制を緩和して届出制若しくは登録制とすること。 顧客へのアクセスを十分に確保し顧客ニーズに応えていくために、「代理店となることができる者」の範囲拡大が必要であることにより、信託取引の更なる普及・発展が図られ、経済活動の活性化が見込まれる。 信託代理店のニーズに対して、機動的に対応することが可能となり、信託の普及に資する。		信託代理店は「信託業務の全部又は一部の代理」を行うとされている(兼営法施行規則第7条の2)が、現行実務では、「信託契約締結の媒介及び代理」を信託代理店業務と認識しており、信託代理店の定義が現行実務の認識とそぐわない。 顧客へのアクセスを十分に確保し顧客ニーズに応えていくために、「代理店となることができる者」の範囲拡大が必要であることにより、信託取引の更なる普及・発展が図られ、経済活動の活性化が見込まれる。 信託代理店のニーズに対して、機動的に対応することが可能となり、信託の普及に資する。	・金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律第5条第2項 ・金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律施行規則第7条の2 ・金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律施行規則第7条の2の2第1項	金融庁	(「要望理由」欄より続く) ・信託代理店業務を「信託契約締結の媒介及び代理」のみに限定すること ・信託代理店制度は創設以来既に10年経過しており、代理店となる者に要求される経営管理体制や業務マニュアル等の整備のみならず、設置者による代理店の指導体制も確立してきていること								

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

		(回答欄)						(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300250	信託銀行への不動産管理処分信託の解禁	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融機関が営むことのできない業務として兼営法施行令第2条の2により、不動産処分信託等が規定されている。	b	I I	金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。		5008	5008292	オリックス㈱	29.2.1	信託業規制の改革		信託銀行の不動産管理処分信託。「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令」の改正により、金融機関が営むことのできない業務として不動産処分信託が指定された。		しかし、現在の信託業規制は、こうしたニーズに対して十分に広げられないようにさせるものである。つまり、規制により信託の担い手が非常に限定されているため、キャパシティが限られ、競争も限定的である。	信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融庁	
								5008	5008292	オリックス㈱	29.2.2			これは銀行等の金融機関の経営の健全性の観点から、不動産の処分を行う信託は兼業事業として問題があるとされるものようである。しかし、仮に不動産業が兼業として問題があるとしても、信託動産は信託財産として独立したものであり、銀行本体に直接影響を及ぼすものではないから、何ゆえこれを禁止しなければならないのか、論拠に乏しい。しかも、銀行の健全性に影響を及ぼすとおりながら、先行している数行には既得権として不動産処分信託を認めながら、経過措置後の禁止や不動産処分信託の分離を命じていない。これは既得権を擁護するに過ぎない規制であり、規制の根拠そのものの破綻を示すものである。	信託業規制の見直しについて、平成15年3月に閣議決定された規制改革推進3か年計画において、「信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁することについて検討を行い、結論を得る。また、信託銀行は金融機関及び商工中金に信託代理店を出すことが認められているが、信託会社についてもこれを認めることについて検討を行い、結論を得る。【平成15年度措置予定】」とされた。		金融庁		
								5008	5008292	オリックス㈱	29.2.3			不動産処分信託事業におけるキャパシティの拡充と競争促進のためにも、所要の要件を充たす信託銀行に不動産処分信託を認めるべきである。(仮に、これを認めないのであれば、すべての信託銀行についてこれを禁止すべきであり、そうすると我が国には不動産管理処分信託を行うことが許された者はいなくなるので、上記(1)の点の実行は必然となる。)		また、平成15年3月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において、金融庁は、信託会社の事業会社への解禁、信託代理店の銀行以外の者への開放について、「現在、金融審議会第二部会において、信託会社の参入基準や行為規制等について幅広く検討しているところ。」と説明している。		金融庁	
								5034	5034110	(社)リース事業協会	11	信託業規制の改革(2)信託銀行の不動産管理処分信託について		・不動産処分信託事業におけるキャパシティの拡充と競争促進のためにも、所要の要件を充たす信託銀行に不動産処分信託を認めるべきである。 ・信託取引の活性化、様々なリスク・リターンを組成した金融商品の提供による投資の促進、幅広い金融サービスの提供と信託マーケットの拡大。		・「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令」の改正により、金融機関が営むことのできない業務として不動産処分信託が指定された。これは銀行等の金融機関の経営の健全性の観点から、不動産の処分を行う信託は兼業事業として問題があるとされるものようである。仮に不動産業が兼業として問題があるとしても、信託動産は独立したものであり、銀行本体に直接影響を及ぼすものではないから、何ゆえこれを禁止しなければならないのか、論拠に乏しい。 (以下「その他」欄に続く)	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	金融庁	(「要望理由」欄より続く) ・しかも、銀行の健全性に影響を及ぼすとおりながら、先行している数行には既得権として不動産処分信託を認めながら、経過措置後の禁止や不動産処分信託の分離を命じていない、これは既得権を擁護するに過ぎない規制であり、規制の根拠そのものの破綻を示すものである。
z0300260	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。	c		適格機関投資家の範囲の拡大については、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえて適格機関投資家の範囲の拡大を行い、有価証券報告書提出会社である事業会社については、貸借対照表上の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額を500億円以上から100億円以上に引き下げるによりその範囲の拡大を図ったところであり、更なる引き下げは困難である。また、個人投資家については、同報告において、「私債の取得の勧誘を行なう場合、従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応が大きく異なることなどを考慮し、現時点において個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされており、現時点での措置は困難である。		5008	5008360	オリックス㈱	36	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大		適格機関投資家の範囲をさらに拡大し、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また、個人投資家についても資力に一定の制限(例：1億円以上)をつけた上で、届出を行った者については適格機関投資家の資格を付与すべき。		我が国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠と考える。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来型の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意思ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制を取ることで、自己責任原則は徹底できるものと考えられる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家に含めている。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	
								5034	5034320	(社)リース事業協会	32	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大		適格機関投資家の範囲をさらに拡大し、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また、個人投資家についても資力に一定の制限(例：1億円以上)をつけた上で、届出を行った者については適格機関投資家の資格を付与すべき。	資本市場の活性化	我が国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠と考える。・現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来型の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意思ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制を取ることで、自己責任原則は徹底できるものと考えられる。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家に含めている。	証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300270	運用機関の株主提案	商法第232条ノ2	商法上、6ヶ月以上、総株主の議決権の百分の一以上の議決権を有する株主等は、株主提案権を行使することができるが規定されている。	d	-	商法において、6ヶ月以上、総株主の議決権の百分の一以上または三百個以上の議決権を有する株主は、株主提案できることが規定されている。したがって、信託業法や投資顧問業法に規定しておらずとも、信託銀行、投資顧問業者が、その所有する株式について株主として株主提案権を行使できることは商法上明確である。		5008	5008370	オリックス㈱	37	運用機関の株主提案		株主提案をできることを明示してほしい。		株主として行動することで投資先企業の価値を高める。	信託銀行法、信託法、投資顧問業法、証券取引法	金融庁	
								5034	5034590	(社)リース事業協会	59	運用機関の株主提案		・信託銀行、投資顧問業者が、顧客資金の運用において所有する株式の発行会社に対して株主提案をすることができるか否かが明確でない。根拠法の中では、"できる"とは限定列举されていないため、株主提案をできることを明示してほしい。	・株主として行動することで投資先企業の価値を高める。	・株主として行動することで投資先企業の価値を高める。	・信託銀行法、信託法、投資顧問業法、証券取引法	金融庁	
z0300280	生命保険における特定契約規制の範囲縮小	保険業法300条第1項第5号、同施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)大蔵省告示238号	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	c	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われていないものとの趣旨から設けられているものであり、規制対象を縮小することは困難である。		5018	5018020	三井住友海上火災保険㈱	2	生保特定契約規制の範囲縮小		生保法人代理店が、関連企業物件(特定者を契約者とする契約)を募集した場合、代理店手数料を支払うことができないため、「特定関係法人の範囲」を縮小する。	これまで実質的に制限を受けていた企業代理店による特定契約の取扱が広く可能になる。募集チャネルの多様化。	本規制の存在により、企業代理店が特定契約を扱うことが実質的には制限される。特定契約の場合も、当該代理店が実際に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して対価を支払えない。	保険業法300条第1項第5号、同施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)大蔵省告示238号	金融庁	
								5027	5027110	東京海上火災保険㈱	11	生保特定契約規制の範囲縮小		「特定関係法人の範囲」を縮小する。	・これまで実質的に制限を受けていた企業代理店による特定契約の取扱が広く可能になる。 ・募集チャネルの多様化に資する。	・本規制の存在により、企業代理店が特定契約を扱うことが実質的には制限される。 ・特定契約の場合も、当該代理店が実際に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して対価を支払えない。	保険業法300条第1項第5号、同施行規則第234条、事務ガイドライン2-2(3)大蔵省告示238号	金融庁	
z0300290	生命保険代理店の乗合要件の緩和	保険業法282条第3項同施行令第40条大蔵省告示第228号金融庁告示11号事務ガイドライン2-1-(2)	代理店が複数の保険会社と委託契約を締結し、乗合代理店となる場合には、一定の要件を充足しなければならない。具体的には、2名以上の募集人があり、かつ、そのうち1名以上が専門課程を習得していなければならない。(但し、クロス特例は1名)	c	-	生命保険募集人の乗合要件は、保険契約者の保護を図るという観点から定められたものであり、その規制を撤廃・緩和することは困難である。		5018	5018030	三井住友海上火災保険㈱	3	生保代理店の乗合要件の緩和		代理店が複数の保険会社と委託契約を締結する(乗合代理店となる)場合には、一定の要件を充足しなければならない。具体的には、2名以上の募集人があり、かつ、そのうち1名以上が専門課程を習得していなければならない(但し、クロス特例は1名)。この要件の緩和を要望する。	募集チャネルの多様化。	乗合後、自社商品を適正に販売するか否かについては個社の判断に任せざるべきであり、かつ販売出来るように教育指導するも個社の問題であると認識する。従って業界資格者の人数要件などの形態規制については撤廃すべき。	保険業法282条第3項同施行令第40条大蔵省告示第228号金融庁告示11号事務ガイドライン2-1-(2)	金融庁	
								5027	5027120	東京海上火災保険㈱	12	生保代理店の乗合要件の緩和		乗合代理店となるための要件を撤廃する。	募集チャネルの多様化に資する。	乗合後、自社商品を適正に販売するか否かについては個社の判断に任せざるべきであり、かつ販売出来るように教育指導するも個社の問題であると認識する。従って業界資格者の人数要件などの形態規制については撤廃すべき。	業法282条第3項同施行令第40条大蔵省告示第228号金融庁告示11号事務ガイドライン2-1-(2)	金融庁	
z0300300	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例	保険業法第276条、第277条、第278条	法人代理店が、代理店でない他の法人と合併し非存続法人となる場合や、代理店部門が新設分割された会社に移る場合など、現に代理店として登録されている法人から別の法人に代理店の業務が承継・承継される場合、代理店業務を承継すべき法人の代理店登録が実施されるまで募集活動が行えず、空白期間が生じる。代理店業務を承継すべき法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める(新設・合併等の予定日の一定期間前に予備登録し、新たな法人が発足すると同時に代理店登録を発効させ、その後一定期間内に登録拒否事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できなければ取消すといったもの)か、一定期間の登録猶予を認めることを要望する。	c	-	一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑みると、慎重な検討が必要である。		5018	5018040	三井住友海上火災保険㈱	4	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例		法人代理店が、代理店でない他の法人と合併し非存続法人となる場合や、代理店部門が新設分割された会社に移る場合など、現に代理店として登録されている法人から別の法人に代理店の業務が承継・承継される場合、代理店業務を承継すべき法人の代理店登録が実施されるまで募集活動が行えず、空白期間が生じる。代理店業務を承継すべき法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める(新設・合併等の予定日の一定期間前に予備登録し、新たな法人が発足すると同時に代理店登録を発効させ、その後一定期間内に登録拒否事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できなければ取消すといったもの)か、一定期間の登録猶予を認めることを要望する。	事業の円滑な継承	合併・分割などの企業再編は計画的に実施されるため、予めそれらの事由の発生は知られているものの、代理店業務を承継する法人の登録申請を行う時点で、被承継代理店の法人格が消滅している場合には、登録実施までの間に空白が生じ、募集ができない。合併の場合の存続法人を予め代理店登録することで対処しうるが、募集従事者等の要件を整える必要がある。新設分割の場合は、分割元の会社で募集を継続することができるが、募集の要員・体制をその間残置するなどの変則的対応をしなければならない。	保険業法第276条、第277条、第278条	金融庁	
								5029	5029030	(社)日本損害保険協会	3	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例		代理店業務を承継すべき法人の新設・合併等の手続き完了前に予備登録の手続きを認める(新設・合併等の予定日の一定期間前に予備登録し、新たな法人が発足すると同時に代理店登録を発効させ、その後一定期間内に登録拒否事由等が確認された場合は当該事由を補正するか、補正できなければ取消すといったもの)か、一定期間の登録猶予を認めていただきたい。	承継代理店に円滑な移行が可能となり、契約者サービスに空白・混乱が生じない。新旧法人間の人員や業務の移転が円滑に進む。	合併・分割などの企業再編は計画的に実施されるため、予めそれらの事由の発生は知られているものの、代理店業務を承継する法人の登録申請を行う時点で、被承継代理店の法人格が消滅している場合には、登録実施までの間に空白が生じ、募集ができない。合併の場合の存続法人を予め代理店登録することで対処しうるが、募集従事者等の要件を整える必要がある。新設分割の場合は、分割元の会社で募集を継続することができるが、募集の要員・体制をその間残置するなどの変則的対応をしなければならない。	保険業法第276条、第277条、第278条	金融庁	



規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号										
z0300310	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の継承	保険業法第276条、第277条、第278条	個人代理店の店主が死亡した場合には、死亡した時点で代理店登録が失効となる。当該代理店の使用人が当該代理店の契約者を承継する場合は、新たに代理店登録申請を行わなければならない。	c	-	一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑みると、慎重な検討が必要である。		5018	5018050	三井住友海上火災保険㈱	5	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の承継		個人代理店の店主が、急病・事故等で急死した場合、店主死亡の時点で代理店登録は失効するため、募集に従事する使用人によって募集を継続しうる体制が維持されている場合であっても、当該使用人等を新たに代理店として登録するまでの間は募集できない（無登録募集となる）。一定の条件（店主死亡の場合の承継人を届け出ておくなど）の下で、店主死亡の場合に一定期間（具体的には府令等で規定する）の承継代理店の登録猶予を認め、募集活動の継続を可能にすることを要望する。	事業の円滑な継承	店主が急死し、募集に従事する使用人を新たに代理店として登録しようとした場合、登録の実施までに1ヶ月程度必要となるため、この間、既契約者のための更改手続きなど必要最小限のサービス提供も許されず、契約者サービスに欠ける問題がある。混乱や弊害を防止する措置が必要であれば、予め必要な措置（例えば委託契約書において承継者となる使用人を指定する、当該使用人の届出において承継者である旨表示する、当該使用人が登録拒否事由に当たらないことを確認するなど）を講じておくことも可能である。	保険業法第276条、第277条、第279条	金融庁	
								5029	5029200	(社)日本損害保険協会	20	個人代理店である損害保険代理店の店主が死亡した場合の業務の承継	一定の条件（店主死亡の場合の承継人を届け出ておくなど）の下で、店主死亡の場合に一定期間（具体的には府令等で規定する）の承継代理店の登録猶予を認め、募集活動の継続を可能にしていたきたい。	・承継者の代理店登録までの間に契約者サービスが継続できる。 ・承継者が契約の喪失なく承継できる。	店主が急死し、募集に従事する使用人を新たに代理店として登録しようとした場合、登録の実施までに1ヶ月程度必要となるため、この間、既契約者のための更改手続きなど必要最小限のサービス提供も許されず、契約者サービスに欠ける問題がある。混乱や弊害を防止する措置が必要であれば、予め必要な措置（例えば委託契約書において承継者となる使用人を指定する、当該使用人の届出において承継者である旨表示する、当該使用人が登録拒否事由に当たらないことを確認するなど）を講じておくことも可能である。	保険業法第276条、第277条、第278条	金融庁		
z0300320	代理店登録事項（使用人届）の猶予期間の設定	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン3-2、4-1-12	代理店は、役員又は使用人に保険募集を行わせる場合には、事前に当該使用人の氏名等を届け出ることとされている。	c	-	一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることになる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑みると、慎重な検討が必要である。		5018	5018060	三井住友海上火災保険㈱	6	代理店登録事項（使用人届）の猶予期間設定		使用人届の手続きが終了するまでの間、当該使用人は募集できない。一定の要件を満たす代理店の場合（すでに複数の使用人を有する、店主・代表者が専任監督等に関する誓約書・念書等を差し入れるなど）、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、「募集に従事する使用人となったときの翌月末」に包括して届け出、のような形が考えられる。	人材の有効活用	・資格・経験のある者を新たに募集に従事する使用人とする場合であっても、採用・転入後、待機期間が生じてしまう。 ・新規に教育を受けるもの場合も、募集に従事するための講習、資格試験等を修了してから届出を行うため、手続き期間中が待機期間となる。 ・使用人に関する専任監督は使用者である代理店主または法人が負担しており、当該店主・法人を保険会社は指導監督していることから、一律に使用人の事前届出を求めなければならない決定的な必要性はなく、欠格事由に該当する者を募集従事者として雇い入れたことに関する責任を明示的に負担させることで十分である。	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン4-1-12	金融庁	
								5029	5029210	(社)日本損害保険協会	21	代理店登録事項（使用人届）の猶予期間設定	一定の要件を満たす代理店の場合（すでに複数の使用人を有する、店主・代表者が専任監督等に関する誓約書・念書等を差し入れるなど）、一定期間内の事後届出を認めていただきたい。たとえば、「募集に従事する使用人となったときの翌月末」に包括して届け出、のような形が考えられる。	人材の有効活用	・資格・経験のある者を新たに募集に従事する使用人とする場合であっても、採用・転入後、待機期間が生じてしまう。 ・新規に教育を受けるもの場合も、募集に従事するための講習、資格試験等を修了してから届出を行うため、手続き期間中が待機期間となる。 ・使用人に関する専任監督は使用者である代理店主または法人が負担しており、当該店主・法人を保険会社は指導監督していることから、一律に使用人の事前届出を求めなければならない決定的な必要性はなく、欠格事由に該当する者を募集従事者として雇い入れたことに関する責任を明示的に負担させることで十分である。	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン4-1-12	金融庁		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300330	保険商品等に関する申請・届出等の電子化による手続の効率化	保険業法第123条	保険業法により、保険会社には監督官庁に対する各種申請、届出手続きが規定されている。	a		各種申請の電子化については、「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき順次対応を行っているところである。		5027	5027020	東京海上火災保険㈱	2	申請・届出の電子化		早期に電子データによる申請・届出等も可能とする。	・透明で効率的な行政運営の実現。ひいては、活発な商品開発の実現。 ・商品開発部門における実務の効率化。 ・商品開発期間の短縮化。 (定量的試算) ・定量化は困難であるが、当社では申請案件で昨年度数十件の認可申請を実施。1件あたりのアポ取得・事前説明時間に2名×2時間程度必要と考え、年間約300時間(業界全体で約3,500時間)の効率化が可能。	官民双方の手続き・受付の迅速化・効率化に寄与するものと考えられる。	保険業法第123条	金融庁	
								5029	5029070	(社)日本損害保険協会	7	申請・届出の電子化		早期に電子データによる申請・届出等も可能とする。	・透明で効率的な行政運営の実現。ひいては、活発な商品開発の実現。 ・商品開発部門における実務の効率化。 ・商品開発期間の短縮化。 (定量的試算) ・定量化は困難であるが、ある社の例では申請案件で昨年度数十件の認可申請を実施。1件あたりのアポ取得・事前説明時間に2名×2時間程度必要と考え、年間約300時間(業界全体で約3,500時間)の効率化が可能。	官民双方の手続き・受付の迅速化・効率化に寄与するものと考えられる。	保険業法第123条	金融庁	
z0300340	企業向け保険商品の普通約款の自由化	保険業法第123条、規則第83条	普通保険約款の変更については、法による認可又は届出が必要となっている。	d		弾力的な組換えが必要となる企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済み。		5027	5027030	東京海上火災保険㈱	3	企業向け保険商品の普通約款の自由化		企業向けの保険商品については、すべて普通保険約款を自由化していただきたい。	契約者にとってわかりやすい約款構成にすることができる。	特約自由対応では契約者にとって非常にわかりにくい約款構成となってしまう事例が多い。保険種類の制限及び外国または国際間において使用される契約という保険種類の制限がある	保険業法第123条、金融庁事務ガイドライン	金融庁	
								5029	5029090	(社)日本損害保険協会	9	企業向け保険商品の普通約款の自由化		特約自由方式の企業向けの保険商品については、普通保険約款を自由化していただきたい。	契約者にとってわかりやすい約款構成にすることができる。	特約自由対応では契約者にとって非常にわかりにくい約款構成となってしまう事例が多い。保険種類の制限及び外国または国際間において使用される契約という保険種類の制限がある	保険業法第123条、金融庁事務ガイドライン	金融庁	
z0300350	商品の届出における事前審査権の廃止	保険業法第123条、125条、規則83条	保険業法123条第2項に規定されている届出については、行政による事前審査が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。	c		事前審査は、保険契約者保護の観点から行われているものであり、廃止することは困難である。		5027	5027040	東京海上火災保険㈱	4	商品の届出における事前審査権の廃止		市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするという観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、業法に規定する「届出」について、事前審査権を廃止する。	契約者ニーズに応じて迅速な商品改定が可能となる。	業法に規定する「届出」について、事前審査権が残っており、認可制と同様の運用となっており、迅速な対応ができない。	保険業法第125条	金融庁	
								5029	5029100	(社)日本損害保険協会	10	商品の届出における事前審査権の廃止		市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするという観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、業法に規定する「届出」について、事前審査権を廃止する。	契約者ニーズに応じて迅速な商品改定が可能となる。	業法に規定する「届出」について、事前審査権が残っており、認可制と同様の運用となっており、迅速な対応ができない。	保険業法第125条	金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		事項番号	事項番号							
z0300360	書面の電磁的方法による提供等におけるルールの簡素化	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2第3項第2号、第3号、第4号等	目論見書の交付方法として、登録金融機関のホームページで閲覧に供する方法を採るためには、目論見書被提供者が閲覧していたことの確認(確認がとれない場合は目論見書被提供者への通知を要する。)、当該ホームページを閲覧するために必要な情報の目論見書被提供者ファイルへの記録、記載事項の5年間の維持等が必要とされている。	b	その他欄のとおり	左記要件及びについては、法令上の規定としては十分明確なものと考えている。なお、具体的なケースにおいて疑義があれば、個別に照会されたい。  左記要件については、例えば目論見書の場合、(イ)常時アクセスを可能とすること、(ロ)記載事項を5年間保存すること、(ハ)記載事項の消去、改ざん防止措置がとられていること等の条件を満たすことにより、登録金融機関のホームページに目論見書を掲載して閲覧に供する方法をとることで、目論見書を交付したものとみなすことができるとされている。当該方法は、投資者の利便性確保の観点から設けられたものであるが、他の方法による目論見書の交付と同等の投資者保護を担保するため、(イ)から(ハ)の条件を設けているものである。なお、保存期間については、虚偽記載等に係る賠償請求の除斥期間(5年、証券取引法第20条後段)を考慮して5年と定めているところであり、投資者保護の観点から最低限維持が必要な期間であると考えられる。  取引報告書等についても同様に取り扱うこととされており、保存期間については公訴時効(5年、刑法第159条第1項・第2項、刑事訴訟法第250条第4号)、商事債権の消滅時効(商法第522条)を考慮して5年と定めている。  なお、目論見書については、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において、「目論見書の交付方法等を含め、目論見書による情報開示のあり方として今後検討すべき課題」とされていることから、金融審議会において平成15年度中に検討を行う予定。	「措置の内容」については、現時点では未定。	5027	5027050	東京海上火災保険㈱	5	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	上記要件の、を満たしたか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。	目論見書について簡素化が可能。これにより、投信販売の効率化/活性化に資する。	電磁的方法により現在交付しているのは顧客専用のファイルを設定しているネット証券等においてであり、コールセンターや対面を中心とする金融機関のホームページでは実施されていないのが実情であり、規制緩和が有効に働いていない。これは、要件の確認方法が不明瞭であることが実施の障害となっている。また、目論見書については証取法で定めるように最新のものではなく有効ではないため、5年間の記載を要件とするのは証取法と不整合である。よって、目論見書についてのみ、5年間の記載要件を課すべきではない。	証券会社に関する内閣府令第29条の2	金融庁		
								5027	5027220	東京海上火災保険㈱	22	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	上記要件の、を満たしたか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。	目論見書について簡素化が可能。これにより、投信販売の効率化/活性化に資する。	電磁的方法により現在交付しているのは顧客専用のファイルを設定しているネット証券等においてであり、コールセンターや対面を中心とする金融機関のホームページでは実施されていないのが実情であり、規制緩和が有効に働いていない。これは、要件の確認方法が不明瞭であることが実施の障害となっている。また、目論見書については証取法で定めるように最新のものではなく有効ではないため、5年間の記載を要件とするのは証取法と不整合である。よって、目論見書についてのみ、5年間の記載要件を課すべきではない。	証券会社に関する内閣府令第29条の2	金融庁		
								5029	5029050	(社)日本損害保険協会	5	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化	上記要件の、を満たしたか否かを顧客に確認する方法を明確化して頂きたい。例えば顧客に口頭で目論見書の閲覧及びホームページアドレスの記録をした旨を確認し、その会話については録音する等をもって確認できたものとして頂きたい。また要件の5年間の記載事項維持については目論見書についてのみ適用除外として頂きたい。	目論見書について簡素化が可能。これにより、投信販売の効率化/活性化に資する。	電磁的方法により現在交付しているのは顧客専用のファイルを設定しているネット証券等においてであり、コールセンターや対面を中心とする金融機関のホームページでは実施されていないのが実情であり、規制緩和が有効に働いていない。これは、要件の確認方法が不明瞭であることが実施の障害となっている。また、目論見書については証取法で定めるように最新のものではなく有効ではないため、5年間の記載を要件とするのは証取法と不整合である。よって、目論見書についてのみ、5年間の記載要件を課すべきではない。	証券会社に関する内閣府令第29条の2	金融庁		
								5102	5102460	(社)日本経済団体連合会	46	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化(1)	証券取引法等に規定する交付書類(目論見書、取引報告書等)の電磁的方法による提供については、当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、の要件を満たす必要がある(証券会社に関する内閣府令第29条の2)。要件、について、ホームページアドレスの記録をした旨、及び、目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等の手段を認めるべきである。	目論見書について簡素化が可能。これにより、投信販売の効率化/活性化に資する。	の要件を満たしたかを顧客に確認する方法が不明瞭であるため、現在、電磁的方法による交付を行っているのは顧客専用のファイルを設定している金融機関(ネット証券等)が中心である。コールセンターや対面を顧客窓口とする金融機関においては、電磁的方法による交付が普及していない。	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2第3項第2号、第3号	金融庁		
5102	5102470	(社)日本経済団体連合会	47	書面の電磁的方法による提供等における交付ルールの簡素化(2)	証券取引法等に規定する交付書類(目論見書、取引報告書等)の電磁的方法による提供については、5年間の記載事項の維持の要件を満たす必要がある(証券会社に関する内閣府令第29条の2)。これについて、最新の目論見書をホームページに掲載し、それ以前の目論見書については、要望があれば、個々の契約者に郵送等で対応する方法を認めるべきである。	目論見書について簡素化が可能。これにより、投信販売の効率化/活性化に資する。	目論見書は最新のものであれば有効ではないため、最新の目論見書のみホームページで確認出来れば十分である。実際、過去の目論見書に関する顧客のニーズは殆ど無い。要望があった場合には、個別に郵送等により対応可能である。	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2第3項第4号	金融庁										

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		事項番号								
z0300370	子会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該子会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限定するものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b	、	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大については、保険業法上、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」とされているところであり、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討を行う。		5027	5027060	東京海上火災保険㈱	6	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和		収入依存先を、子法人等、関連法人等、及び、当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	分社化や持株会社等多様な組織形態に対応することができる。	経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用員の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。	保険業法第106条7項、金融庁告示第38号	金融庁	
								5029	5029110	(社)日本損害保険協会	11	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和		収入依存先を、子法人等、関連法人等、及び、当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。	分社化や持株会社等多様な組織形態に対応することができる。	経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用員の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。	保険業法第106条7項、金融庁告示第38号	金融庁	
z0300380	保険会社の子会社等にかかる業務範囲規制の適用範囲の見直し	金融庁事務ガイドライン1-4-1	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。	c	-	保険会社の子会社等に係る業務範囲の見直しについては、保険会社の健全性を確保するためにもグループ全体としてのリスク管理という観点から当然必要となる。このため、財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象と整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止観点から業務範囲規制を課することが必要であるとの考えに基づき、ガイドラインに規定されたものである。よって、関連法人等のみを業務範囲規制の適用対象外とすることにつき、合理的な理由が認められないことから、措置は困難である。		5027	5027070	東京海上火災保険㈱	7	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し		業務範囲規制の適用対象を保険業法上の子会社・子法人等(=証券法上の子会社)までとし、関連法人等を除外する。	・関連法人等を通じて(他業界とのJV)、保険会社の新たなサービスの開発などイノベーションを図ることができる。	保険業法上の関連法人等は、証券法上の関連会社(持分法適用対象)に相当し、保険会社が、当該会社の財務・営業・事業の方針の決定について重要な影響を与えうる先であるが、他面では、「緊密な者」あるいは「同意している者」にも当たらない純然たる第三者株主が少なくとも議決権の50%以上を所有し、保険会社との間に支配・従属関係がないことが前提となっている。子会社等の業務範囲規制は、保険会社の他業禁止の趣旨から課されており、保険会社が実質的に支配している子会社・子法人等が適用対象となることには首肯しうるが、保険会社との間に支配・従属関係のない関連法人等にまでかかる行為規制を課すことは過重である。	金融庁事務ガイドライン1-4	金融庁	
								5029	5029120	(社)日本損害保険協会	12	保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の適用対象範囲の見直し		業務範囲規制の適用対象を保険業法上の子会社・子法人等(=証券法上の子会社)までとし、関連法人等を除外する。	・関連法人等を通じて(他業界とのJV)、保険会社の新たなサービスの開発などイノベーションを図ることができる。	保険業法上の関連法人等は、証券法上の関連会社(持分法適用対象)に相当し、保険会社が、当該会社の財務・営業・事業の方針の決定について重要な影響を与えうる先であるが、他面では、「緊密な者」あるいは「同意している者」にも当たらない純然たる第三者株主が少なくとも議決権の50%以上を所有し、保険会社との間に支配・従属関係がないことが前提となっている。子会社等の業務範囲規制は、保険会社の他業禁止の趣旨から課されており、保険会社が実質的に支配している子会社・子法人等が適用対象となることには首肯しうるが、保険会社との間に支配・従属関係のない関連法人等にまでかかる行為規制を課すことは過重である。	金融庁事務ガイドライン1-4	金融庁	
								5033	5033150	(社)生命保険協会	15	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し		関連法人等を業務範囲規制の対象範囲から除外する。		関連法人等については、その意思決定機関を支配しているわけではなく、業務範囲規制の対象とするには、当該会社の経営上および他の株主並びに取引先等に対し、著しく不利益を与える場合がある。	金融庁事務ガイドライン1-4-1	金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)	
								5027	5027080	東京海上火災保険㈱	8	5029								5029130
z0300390	保険会社の子会社の業務範囲の追加 (保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売)	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条の2	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売は認められていない。	c	-	保険会社の子会社が行う業務は主として当該保険会社又はその子会社の業務の範囲内であることと認められているものの子会社とすることであり、保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売のみを行う会社を従属子会社とすることは慎重な検討が必要。		5027	5027080	東京海上火災保険㈱	8	保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売」を追加する。	8	保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売」を追加する。	分社化や持株会社等多様な組織形態に対応することが出来る。	保険会社及び保険代理店の使用する各種販売用具 (パンフレットケース、社名入り景品等) については、仕様、意匠、品質、性能のチェックを行う必要があり、また、代理店への案内等、保険会社業務のアウトソーシングの要素があるので、子会社業務として認めたい。	保険業法第106条、同施行規則第56条の2	金融庁		
								5029	5029130	(社)日本損害保険協会	13	保険会社の子会社の業務範囲として、「保険会社及び保険代理店に対する各種販売用具の斡旋又は販売」を追加する。	分社化や持株会社等多様な組織形態に対応することが出来る。	保険会社及び保険代理店の使用する各種販売用具 (パンフレットケース、社名入り景品等) については、仕様、意匠、品質、性能のチェックを行う必要があり、また、代理店への案内等、保険会社業務のアウトソーシングの要素があるので、子会社業務として認めたい。	保険業法第106条、同施行規則第56条の2	金融庁				
z0300400	保険契約移転単位の見直し	保険業法第135条	保険契約の移転においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して行わなければならないこととされている。	b	-	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について、一部移転を認める場合、保険契約者間 (移転する契約者と移転しない契約者) の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のためには、責任準備金の公平な分割が求められるものであり、規制改革推進3か年計画 (再改定) において「責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて検討を行い、結論を得る」とされているところであり、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、検討を行う。		5027	5027140	東京海上火災保険㈱	14	保険契約移転単位の見直し	14	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認めてもらいたい。	既存保険会社の再編において、顧客別、地域別等の分社が可能となり、再編に係る選択の幅は広がる。	現行規制では、既存保険会社を企業再編で分社する場合、保険商品別分社に限定され、再編の形態が狭められている。	保険業法第135条	金融庁		
								5029	5029140	(社)日本損害保険協会	14	保険契約移転単位の見直し	14	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部を移転することを認めてもらいたい。	既存保険会社の再編において、顧客別、地域別等の分社が可能となり、再編に係る選択の幅は広がる。	現行規制では、既存保険会社を企業再編で分社する場合、保険商品別分社に限定され、再編の形態が狭められている。	保険業法第135条	金融庁		
z0300410	保険会社による資産別運用比率規制 (いわゆる3-3-2規制) の撤廃	保険業法第97条の2、保険業法施行規則第48条	保険会社による資産別運用比率規制については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	c	-	保険会社による資産別運用比率規制については、金融審議会第二部会中間報告 (平成13年6月26日) における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直ししていくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実 (平成13年9月~オフサイトモニタリング導入) 等を図ってきた。資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAIS (保険監督者国際機構) において資産運用に関する法的規制が求められていること等から現時点では困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った (平成15年6月、規則改正) など、資産別運用比率規制について見直しを図ったところである。		5027	5027160	東京海上火災保険㈱	16	保険会社による資産別運用比率規制 (いわゆる3-3-2規制) の撤廃	16	保険会社による資産別運用比率規制を撤廃する。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。当局への報告等の事務が軽減される。	現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上は既に同規制の代替としてワカト・モカリが導入・強化されているため、撤廃しても問題ないと考えられる。なお、IAISの基本原則では資産別規制が必要とされているが、より実効性の高いワカト・モカリという制度によって同原則の趣旨は全うされているとの解釈が可能と考える。従って、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。	保険業法第97条の2第1項、同施行規則第48条	金融庁		
								5029	5029160	(社)日本損害保険協会	16	保険会社による資産別運用比率規制 (いわゆる3-3-2規制) の撤廃	16	保険会社による資産別運用比率規制を撤廃する。	資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。当局への報告等の事務が軽減される。	現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上は既に同規制の代替としてワカト・モカリが導入・強化されているため、撤廃しても問題ないと考えられる。なお、IAISの基本原則では資産別規制が必要とされているが、より実効性の高いワカト・モカリという制度によって同原則の趣旨は全うされているとの解釈が可能と考える。従って、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。	保険業法第97条の2第1項、同施行規則第48条	金融庁		
z0300420	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	保険業法第98条第2項、保険業法施行規則第51条の2	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行 (内閣府令で定めるもの) を行おうとするときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行 (内閣府令で定めるもの) を行おうとするときの認可を不要とすることは困難である。なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理・代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行おうとするときの認可については、協調融資の特性を踏まえた認可手続 (契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする) としたところであり (平成15年6月事務ガイドライン改正)、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。		5027	5027170	東京海上火災保険㈱	17	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	17	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を保険業法第98条第1項第2号とし認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。また、銀行とのイコールフットイングが図られる。	保険会社の業務として認められている業務・事務において「金融業」を行う者の代理代行が生じる場合に、これを行うことにつき認可とする意義がない。同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされており、均衡を欠く。認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある。	保険業法第98条第1項第1号同施行規則第51条第3号	金融庁	
								5029	5029040	(社)日本損害保険協会	4	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	4	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」を保険業法第98条第1項第2号とし認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。また、銀行とのイコールフットイングが図られる。	保険会社の業務として認められている業務・事務において「金融業」を行う者の代理代行が生じる場合に、これを行うことにつき認可とする意義がない。同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされており、均衡を欠く。認可手続に時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある。	保険業法第98条第1項第1号同施行規則第51条第3号	金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300430	代理店登録・届出手続の電子化の早期実現及び手続スケジュールの短縮	保険業法第276条、事務ガイドライン	書面にて登録・届出申請を行う必要がある	a		各種申請の電子化については、「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき順次対応を行っているところである。		5027	5027181	東京海上火災保険㈱	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	損保代理店を行おうとする者の迅速な事業展開が可能となる。損保各社、損保協会および当局における代理店登録関連業務の効率化が図れる。(各社および損保協会の登録業務担当に係る要員削減)ペーパーレス化の実現により、諸経費の削減が期待される。(様式印刷費、書類保管コスト等の削減)	法人格の変更や個人代理店死亡の場合に、代理店業を再開するまでに2-3週間(保険会社での手続きを含めると1か月程度)の期間を要するため、事業展開等の自由や迅速性を阻害しているが、上記によりこれを解消したい。	保険業法第276条金融庁事務ガイドライン	金融庁	
								5029	5029181	(社)日本損害保険協会	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	損保代理店を行おうとする者の迅速な事業展開が可能となる。損保各社、損保協会および当局における代理店登録関連業務の効率化が図れる。(各社および損保協会の登録業務担当に係る要員削減)ペーパーレス化の実現により、諸経費の削減が期待される。(様式印刷費、書類保管コスト等の削減)	法人格の変更や個人代理店死亡の場合に、代理店業を再開するまでに2-3週間(保険会社での手続きを含めると1か月程度)の期間を要するため、事業展開等の自由や迅速性を阻害しているが、上記によりこれを解消したい。	保険業法第276条金融庁事務ガイドライン	金融庁	
z0300440	代理店登録・届出日の指定	保険業法第276条金融庁事務ガイドライン	法人代理店が、代理店でない他の法人と合併し非存続法人となる場合や、代理店部門が新設分割された会社に移る場合など、現に代理店として登録されている法人から別の法人に代理店の業務が承継される場合には、代理店業務を承継する法人が、代理店の登録申請を行う(予備登録はできない)。個人代理店の店主が死亡した場合には、死亡した時点で代理店登録が失効となる。当該代理店の使用人が当該代理店の契約者を承継する場合は、新たに代理店登録申請を行わなければならない。	c		一定期間の登録猶予については、申請から登録までの期間に募集が行われることによる以上、登録制度の趣旨である保険契約者保護の観点に鑑みると、慎重な検討が必要である。		5027	5027182	東京海上火災保険㈱	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	損保代理店を行おうとする者の迅速な事業展開が可能となる。損保各社、損保協会および当局における代理店登録関連業務の効率化が図れる。(各社および損保協会の登録業務担当に係る要員削減)ペーパーレス化の実現により、諸経費の削減が期待される。(様式印刷費、書類保管コスト等の削減)	法人格の変更や個人代理店死亡の場合に、代理店業を再開するまでに2-3週間(保険会社での手続きを含めると1か月程度)の期間を要するため、事業展開等の自由や迅速性を阻害しているが、上記によりこれを解消したい。	保険業法第276条金融庁事務ガイドライン	金融庁	
								5029	5029182	(社)日本損害保険協会	18	代理店登録・届出手続きの電子化の早期実現および手続スケジュールの短縮		登録・届出手続きの電子化の早期実現を要望するとともに、登録・届出日の指定を認める。	損保代理店を行おうとする者の迅速な事業展開が可能となる。損保各社、損保協会および当局における代理店登録関連業務の効率化が図れる。(各社および損保協会の登録業務担当に係る要員削減)ペーパーレス化の実現により、諸経費の削減が期待される。(様式印刷費、書類保管コスト等の削減)	法人格の変更や個人代理店死亡の場合に、代理店業を再開するまでに2-3週間(保険会社での手続きを含めると1か月程度)の期間を要するため、事業展開等の自由や迅速性を阻害しているが、上記によりこれを解消したい。	保険業法第276条金融庁事務ガイドライン	金融庁	
z0300450	損害保険セーフティネットの在り方の見直し	保険業法第241条等	現行の契約者保護制度は、保険会社が破綻した場合に、責任準備金(保険金等の支払のために積み立てられる準備金)を一定割合まで補償し、保険契約の継続を図る仕組みとなっている。	b		損害保険に関する契約者保護制度については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえ、見直しについて検討する」とされているところであり、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、検討していく必要があると考えている。		5027	5027190	東京海上火災保険㈱	19	損害保険セーフティネットの在り方の見直し		迅速な破綻処理による社会的コストの削減及び契約者保護の充実の観点から、破綻後一定期間保険金の支払保証を行う支払保証型の保護機構にスキームを変更する。	破綻処理の期間短縮による社会的コストの削減及び個人分野を中心に被保険者・被害者保護の充実が図れる。	現行の損保の破綻処理では、破綻会社の資産/負債の査定及び救済保険会社との交渉に時間を要するが、その間に破綻会社の経営資源が流出し、企業価値が急速に劣化することから、移転交渉がまとまりにくい。また、保険契約の継続保証に主眼点があることから、一部を除き支払保険金が削減されることとなり、被害者保護の観点からも現行制度には問題有り。	保険業法第241条以下	金融庁	
								5029	5029230	(社)日本損害保険協会	23	損害保険セーフティネットの在り方の見直し		迅速な破綻処理による社会的コストの削減及び契約者保護の充実の観点から、破綻後一定期間保険金の支払保証を行う支払保証型の保護機構にスキームを変更する。	破綻処理の期間短縮による社会的コストの削減及び個人分野を中心に被保険者・被害者保護の充実が図れる。	現行の損保の破綻処理では、破綻会社の資産/負債の査定及び救済保険会社との交渉に時間を要するが、その間に破綻会社の経営資源が流出し、企業価値が急速に劣化することから、移転交渉がまとまりにくい。また、保険契約の継続保証に主眼点があることから、一部を除き支払保険金が削減されることとなり、被害者保護の観点からも現行制度には問題有り。	保険業法第241条以下	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5029	5029020										
z0300460	複数の保険会社等による従属業務子会社等の保有	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保健会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該子会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限定するものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合(収入依存度)が、50%を下回らないものとされている。	b	、	保険業法上、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、資本関係のない複数の保険会社等による従属業務を営む会社を共同で設立することについては、こうした趣旨を踏まえた検討が必要。		5029	5029020	(社)日本損害保険協会	2	複数の保険会社等による従属業務子会社等の保有		共同出資会社の業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該出資の割合を乗じて得た額を総収入とみなしたうえで収入依存度規制を適用する。	経営資源の効率的な活用	保険会社と保険会社・銀行等以外の会社との共同出資により、従属業務を営む子会社等の設立・保有を行うことは可能であることと比べ、より親近性の高い会社間で行えないことはアンバランスである。	金融庁告示第38号、金融庁事務ガイドライン	金融庁	
								5033	5033040	(社)生命保険協会	4	保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和		従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。		・従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃され、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定される。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。 ・なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失っている。	金融庁告示第38号事務ガイドライン1-4-1	金融庁	
z0300470	保険会社本体による介護関連業務への参入	保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	c	-	保険会社の「その他付随業務」の取扱いについては、平成14年4月4日付で事務ガイドラインの改正を行い、当該業務が、法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範囲にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか という観点を考慮して、判断することとしているところであるが、本件業務については、これらの要件を満たしているとはみなすことは困難であり認められない。 なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。		5029	5029060	(社)日本損害保険協会	6	保険会社本体による介護・福祉業務の遂行		損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認める。	社会的ニーズの高い介護分野において、保険商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様・保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社のこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる	損保会社は従前から介護費用保険等の保険商品の販売を行っており、当該保険給付事業が発生した際に損保本体でケアプラン作成業務ができれば、お客様の当該保険給付金を含めた経済状態を把握した上でプランを作成できる、あるいは多様な損保ネットワークを活用したプラン作成が提供できる等、お客様、保険会社ともに得れるメリットが大きい。また、65歳以上で交通事故で要介護状態になった場合は公的介護保険の給付対象となり、この点では自動車保険等の役割と関連性があると言える。このように、損保会社にとって介護分野は商品面・給付面において親近性が高く、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認めることは極めて意義のあることである	保険業法第98条、第99条	金融庁	
								5033	5033090	(社)生命保険協会	9	保険会社本体による介護関連業務の解禁		保険会社本体での介護業務(居宅介護支援、居宅サービス、介護に関する調査・分析・助言等)の実施を可能とする。		介護保険法施行により、介護関連業務に対する社会的ニーズがますます高まっている中、民間介護保険の引受・募集を行っている生命保険会社が、既存の経営資源や全国的ネットワークを活用して、介護保険法に定める居宅介護支援事業を行うことで、公民あわせた居宅サービス計画の策定と給付金の支払いができるようになり、利用者の利便性が更に高まる。	保険業法第98条同施行規則第51条	金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号										
z0300480	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条の2、事務ガイドライン第二分冊1-4-1(2)	保険会社の子会社が行うことのできる業務に、不動産投資顧問業務は認められていない。	c	-	不動産投資顧問業務を保険会社の子会社業務とすることについては、本業との親近性が薄いこと等から慎重な検討が必要。		5033	5033030	(社)生命保険協会	3	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁		保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問業務を行うことにより、投資家(特に年金基金等を想定)に提供するサービスの充実が図られるため。(保険持株会社の傘下で承認された実績がある。)	保険業法第106条、第271条の22施行規則第56条の2、第210条の7事務ガイドライン1-4-1(2)	金融庁	
								5102	5102450	(社)日本経済団体連合会	45	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことができる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業務を認めるべきである。	金融庁より、「保険会社による不動産投資の一般的なスタイルは、オフィスビル・商業施設等の長期保有・賃貸による賃料収入を目的としたものであり、一般の不動産業とは親近性が高いものとは言えない」との見解が示されている。しかし、保険会社は、不動産投資業務を本来業務(資産運用)の一環として行っている。そのため、賃料収入を目的とした不動産の賃貸業務だけでなく、売買取引業務等の不動産業務に関しても、投資判断に必要なノウハウを十分に有している。したがって、不動産投資顧問業務について、本業との親近性を認めることに問題は無い。また、不動産流動化の増加を背景として、証券化された不動産にかかる投資顧問業務について、投資家のニーズが拡大している。	保険業法第106条同法施行規則第56条の2金融庁ガイドライン1-4-1(2)	金融庁			
z0300490	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	保険業法第118条等	保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全については、先取特権の対象資産の特定性の問題等を踏まえ、引き続き幅広い観点から検討を行う。		5033	5033050	(社)生命保険協会	5	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全		特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、保険業法上、100%の保全が行われるよう、保険業法に必要な手当てを行う。		生命保険会社が経営破綻に陥った場合においても、財産の価額の変動がそのまま反映される特別勘定は当該経営破綻の原因とはなりにくい。	保険業法(現在該当条項なし)	金融庁	
								5102	5102480	(社)日本経済団体連合会	48	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	保険会社の経営破綻時に、特別勘定の責任準備金を100%保全することとすべきである。このために、保険業法上の手当てを行う必要がある。	特別勘定では、当該勘定に属する資産が他の勘定に属する資産と経理上明確に区分されている。また、当該勘定に属する資産の運用成果が直接的に契約者に帰属する。このような特別勘定の性格から、特別勘定における運用は、経営破綻の原因となりにくい。このため、経営破綻時の取扱いにおいては、特別勘定の責任準備金を100%保全することが適当である。	保険業法第118条同法施行規則第74条	金融庁			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								管理番号	管理番号		管理番号	管理番号							
z0300500	保証契約前・保証契約時書面交付義務の緩和、記載事項の簡素化	貸金業の規制等に関する法律第17条第2項、第3項、第4項	契約締結前及び契約締結時における保証人に対する貸金業者の書面交付義務	b	その他欄の通り	貸金業の規制等に関する法律において、業者と保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、保証人保護の観点に基づき書面交付義務を課しているところ。こうした経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現に発生する中で、書面交付義務に係る規定を緩和することは、十分かつ慎重な検討を行う必要があると考える。なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	5034	5034080	(社)リース事業協会	8	貸金業法の改正等(4)保証契約書面の交付について		・金銭消費貸借契約の新規契約時に保証人を付す場合、並びに保証人付きの金銭消費貸借契約について変更契約(以下、「契約等」という。)を締結する場合に、事前に保証契約の概要を記載した書面及び保証契約の詳細を記載した書面の2種類の説明書類の提示が必要であり、さらに契約締結後に保証契約のない様を明らかにする事項等を記載した書面を交付する必要がある。・上記の記載すべき事項は重複しているところが多く、事務負担も重いこと。・上記の書類を1通に纏めて事前に交付するのみとすること。また、保証契約後は、「保証契約書の写」及び主債務の「金銭消費貸借契約書の写」を交付するだけとすること。	・貸付先の企業並びに保証人(通常は貸付先の代表者)からも、ほぼ同じ内容を記載した3種類の書面を交付されることに疑問視している。・保証契約後は、「保証契約書の写」及び主債務の「金銭消費貸借契約書の写」を交付すれば保証人としては、保証している契約について把握することができること。	貸金業の規制等に関する法律第17条第2項～第4項 貸金業の規制等に関する法律施行規則第14条	金融庁		
								5101	5101050	アイフル㈱	5	貸金業の規制等に関する法律第17条第2項及び同条第3項に定める事項の整理・統合	貸付に係る契約の内容を明らかにする事項と保証契約の内容を説明・明らかにする事項において、同主旨の事項を殊更に分けて使用することにより、契約内容を把握する上で保証人に過大な負担を架けており、これを解消する必要がある。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁				
								5101	5101060	アイフル㈱	6	貸金業の規制等に関する法律第17条第2項による書面及び書面記載内容の整理(同法施行規則第14条第3項第1号の削除)	左記の通り、保証人予定者に対する事前説明書面は、概要書・詳細書の2種類を、同時に交付しなければならないとされている。しかしながら、詳細書に記載された事項の一部が概要書の記載事項となっているが、このうち概要書の規定を削除する。または削除したうえで、詳細書の記載内容のうち概要書にかかる部分とその他の部分を書面中分けて記載を要する規定へ変更されたい。	左記の通り、保証人予定者に対する事前説明書面は、概要書・詳細書の2種類を、同時に交付しなければならないとされている。しかしながら、詳細書に記載された事項の一部が概要書の記載事項となっているが、このうち概要書の規定を削除する。または削除したうえで、詳細書の記載内容のうち概要書にかかる部分とその他の部分を書面中分けて記載を要する規定へ変更されたい。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	(「要望理由」欄より続く) また、貸金業者は当該各文書の交付した事実を証するために当該保証人に署名捺印等を依頼しているのが実態であり、このことも負担の増加を招いているため。		
								5101	5101070	アイフル㈱	7	貸金業の規制等に関する法律第17条第3項による書面記載事項の整理(同法施行規則第14条第2項第10号の削除)	施行規則第14条第2項第10号(貸付に係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日)については、法第17条第2項(貸付に係る契約について保証契約を締結しようとするときは、当該保証契約を締結するまでに、	施行規則第14条第2項第10号(貸付に係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日)については、法第17条第2項(貸付に係る契約について保証契約を締結しようとするときは、当該保証契約を締結するまでに、	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	(「要望理由」欄より続く) 当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証人となる者に交付しなければならない。)により、当該保証人に交付されており、保証契約の内容を明らかにする事項で無いにも拘わらず、保証契約を締結したときに、改めて交付する必要はない。		
								5101	5101080	アイフル㈱	8	貸金業の規制等に関する法律第17条第3項による書面記載事項の整理・統合(同法施行規則第14条第1項の整理・統合)	法第17条第3項により交付義務のある書面記載事項のうち、施行規則第14条第1項第1号ロ(貸付に係る契約に基づく債務の残高の総額)と同号ヨ(貸付に係る契約に基づく債務の残高及びその内訳(元本、利息及び当該貸付に係る契約に基づく債務の不履行による賠償の別をいう。))の整理・統合。	施行規則第14条第1項第1号ヨを記載することにより、ロで求められている事項を満たす。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁			
								5101	5101090	アイフル㈱	9	貸金業の規制等に関する法律第17条第4項後段による書面記載事項の簡素化(同法施行規則第14条第1項の整理・統合)	法第17条第4項後段に規定する記載事項の簡素化を図る。具体的には、同条同項第1号乃至第3号、施行規則第13条第1項1号及び口程度の記載内容に変更する。	左記の通り、この場合の書面交付義務が課せられる代表的な例として、当該保証人とのいわゆる根保証契約締結後の債務者への新たな貸付けが考えられるが、さらに大半を占めるのは、債務者といわゆる包括契約を締結した後のカードなどの利用によるものである。これらの点を踏まえると、そもそも債務者とは包括契約を締結しているという関係から、貸金業者が同一債務者、同一保証人に対して「貸付に係る包括契約」を二以上締結していることは一般的に考えがたく、	左記の通り、この場合の書面交付義務が課せられる代表的な例として、当該保証人とのいわゆる根保証契約締結後の債務者への新たな貸付けが考えられるが、さらに大半を占めるのは、債務者といわゆる包括契約を締結した後のカードなどの利用によるものである。これらの点を踏まえると、そもそも債務者とは包括契約を締結しているという関係から、貸金業者が同一債務者、同一保証人に対して「貸付に係る包括契約」を二以上締結していることは一般的に考えがたく、	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	(「要望理由」欄より続く) このようなケースでは債務者が比較的多数の利用を行うなど、發送都度のコストやそのシステムを構築する費用等はもとより、当該保証人においても債務者の当該個別貸付けにかかる貸付年月日及び貸付金額は概ね不変であり不必要であることから、ひいては当該保証人の負担となるケースが発生している。	
								5101	5101100	アイフル㈱	10	貸金業の規制等に関する法律第17条第4項の一部見直し	法第17条第4項の規定について、「法人貸付時における代表者保証」に限り、保証人の希望する場合のみ交付を行うこととする。	法第17条第4項において、「貸付に係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、(中略)当該貸付に係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならない」と規定されている。一般的な保証契約とは、債務者と保証人が全く別人である第三者を想定する場合が殆どと考えるが、一部の契約においては、法人貸付時の代表者を保証人とする場合が存在する。	法第17条第4項において、「貸付に係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、(中略)当該貸付に係る契約の内容を明らかにする書面を当該保証人に交付しなければならない」と規定されている。一般的な保証契約とは、債務者と保証人が全く別人である第三者を想定する場合が殆どと考えるが、一部の契約においては、法人貸付時の代表者を保証人とする場合が存在する。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	(「要望理由」欄より続く) このような場合においては、法人イコール代表者であり、同一の行為であるにも拘わらず、貸付け都度、法定記載事項の書面を代表者宛に交付する必要がある。秘密性を求める顧客にとっては、自宅宛に書面が送付されることに対して、強い拒絶感を示しており、迷惑行為となっている。	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
								5035	5035110	(社)信託協会	11	信託業法における受託財産制限の撤廃							
z0300510	信託業法における受託財産制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現在の信託業法においては、信託会社が引き受けすることができる財産は信託業法第4条により「金銭」、「有価証券」、「金銭債権」、「動産」、「土地及びその定着物」、「地上権及び土地の賃借権」の6つに限定されている。	a	I	「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大することとされたところである。この報告を踏まえ、平成15年度中の可能な限り早い段階での所要の法案の提出に向け、作業を進める予定。		5035	5035110	(社)信託協会	11	信託業法における受託財産制限の撤廃		・現行の信託業法では、信託会社が引受けることのできる財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及其の定着物、地上権及び土地の賃借権に制限されている。 ・特許権、著作権等の無体財産権や建物の賃借権などの財産権一般を受託可能財産とするよう要望する。	・無体財産権に基づくビジネスの資金調達の多様化。 ・投資商品の多様化。	・IT革命や産業構造の変化が加速する中、特許権や著作権の経済的重要性が高まっている。そのような知的財産権を信託の対象財産とすることで、日本経済の構造改革に寄与するものである。 ・信託財産たる建物に付随する建物の賃借権も合わせて信託の引受けを行うようなニーズに対応する必要がある。 ・上記のほか、財産権一般の受託を可能とすることにより、今後の新しいマーケットの出現や技術革新に対応して、信託の機能を適宜活用していくことが可能となる。	・信託業法第4条	金融庁	
								5102	5102420	(社)日本経済団体連合会	42	信託業法における受託財産制限の緩和		特許権、著作権等の知的財産権、建物の賃借権などの財産権一般を受託可能財産として明記すべきである。		特許権、著作権等の知的財産の経済的価値が増大しており、受託可能財産とすることは、知的財産権に基づく資金調達の多様化、投資商品の多様化に資する。また、信託財産たる建物に付随する建物賃借権も合わせて信託の引受けを行うニーズに対応する必要がある。	信託業法4条	金融庁	
z0300520	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃	証券取引法第65条第2項 同法施行令第17条の3	・J-REITを含むETF以外の上場した投資信託受益証券については、依然として取扱いが制限されている。 ・ETFの受益証券については、顧客が銀行で売却する場合は、当該銀行において購入した受益証券に限定されている。	b		登録金融機関は、J-REIT等の上場投信を含めた投資信託受益証券について、募集の取扱いを行った場合に売買等を行えることとなり、窓口販売を行うことが可能な制度となっている。 上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から金融機関の証券業務を原則として禁止している証券法第65条の主旨や投資者保護の観点も踏まえて検討する。		5035	5035120	(社)信託協会	12	銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REIT(上場した不動産投資信託)を含む全ての上場した投資信託受益証券および投資証券の取扱制限を撤廃すること	・銀行による投資信託受益証券および投資証券の取扱範囲について、J-REITをはじめ、ETF以外の上場した投資信託受益証券および投資証券については、依然として窓口販売が認められていない。 ・ETF(株価指数に連動する現物出資型の上場投資信託)の受益証券については、顧客が銀行で売却する場合は、顧客が銀行からの委託の取次ぎ等)は、当該銀行において購入した受益証券(当該銀行が当該受益証券の買付けに係る委託の取次ぎ等を行った場合)に限定されている。 ・証券市場の活性化および投資家の利便性向上の観点から、銀行における投資信託等の窓口販売業務において、全ての上場投信および投資証券について取扱制限を撤廃するよう要望するものである。	・上場投資信託及び投資証券の販売力強化による証券市場の活性化。 ・購入窓口拡大による投資家の利便性向上。 ・J-REITの取引拡大に伴う不動産市場の活性化。	・銀行の窓販におけるJ-REITの取扱制限が撤廃されることは、不動産投資信託市場の活性化および投資家の利便性向上に資するものである。 ・ETFについても、顧客が受益証券を売却する場合(銀行による売却の委託の取次ぎ等)の制限が撤廃されることで、顧客利便性向上に資するものである。 ・銀行における投資信託等の窓販は、平成10年12月に認められてから既に4年以上が経過し、個人投資家に浸透しているとともに、銀行の販売態勢・情報提供態勢が整備されていることから、投資家保護上も特段の問題はない。	・証券取引法 ・証券取引法施行令	金融庁		
								5102	5102430	(社)日本経済団体連合会	43	銀行における上場した投資信託受益証券・投資証券の取扱制限の撤廃		銀行の窓口販売業務において、J-REIT(上場不動産投資信託)を含む全ての上場した投資信託受益証券の取扱制限を撤廃すべきである。		銀行による上場した投資信託受益証券及び投資証券の窓口販売の実績が着実に伸長しているにもかかわらず、依然として取扱制限が残されている。しかし、必要な措置を講ずれば、証券取引法第65条の趣旨に反することはない。また、銀行において全ての上場投資信託受益証券・投資証券を取扱うことが可能となれば、不動産投資信託市場の活性化、投資家の利便性向上に資する。	証券取引法第65条2項4号 同法施行令第17条の3	金融庁	



規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)	
								5101	5101010	アイフル㈱	1	貸金業の規制等に関する法律第17条の項目追加・見直し								
z0300530	貸金業者の包括契約に基づく都度貸付時における交付書面の記載事項の見直し	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項貸金業の規制等に関する施行令第13条事務ガイドライン3-2-3(4)	貸金業は、貸付けに係る契約を締結したときは、法第17条第1項及び施行規則第13条に基づく書面の交付が義務付けられる。また、事務ガイドラインによれば、包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、そのいずれの場合にも、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考としうる程度の一義的、具体的、明確なものであること。	b	その他欄の通り	債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、借入れ・弁済計画の参考とすることにより債務者保護を図る観点からは、包括契約締結時と当該契約に基づく個別貸付時のいずれにおいても書面を交付する必要があるところ、包括契約締結時の書面記載事項を簡素化し、貸付け時の書面記載事項と別個に規定することについては十分かつ慎重な検討が必要であると考えられる。なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	5101	5101010	アイフル㈱	1	貸金業の規制等に関する法律第17条の項目追加・見直し		現状の法第17条第1項を「個別契約の締結時」の法定記載事項に限るとし、「包括契約の締結時」の法定記載事項を新たに同条第2項として制定する。更に、「包括契約に基づく貸付けを行ったとき」の法定記載事項を新たに同条第3項として制定する。若しくは、新たに政省令にて明確に制定する。		現行法の法第17条第1項書面の交付に関する規定は、「個別契約」に限定された内容のものであり、近時、契約の主流となっている「包括契約（リボルビング契約）」には内容がそぐわない。現状の「包括契約」に関するものは、事務ガイドライン3-2-3(4)取引関係の正常化にのみ記載されており、その内容も「包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったとき」の法定記載事項をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考としうる程度の一義的、具体的、明確なものであること」と不明瞭なものである。		貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	(要望理由)欄より続く) また、「包括契約」そのものにおいては、実際に金銭の授受(交付)は発生せず、あらかじめ反復継続して、貸付けを行うことの出来る金額(極度額)を契約締結することであり、法第17条第1項3号に記載されている「貸付けの金額」にも該当せず不整合である。
								5101	5101020	アイフル㈱	2	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項及び事務ガイドライン3-2-3取引関係の正常化(4)の整理・見直し		「包括契約を締結したとき」と「包括契約に基づく貸付けを行ったとき」の場合に交付する書面の内容を明確にし、現状のガイドラインでの取扱いではなく、法第17条第1項の改訂若しくは新たに政省令にて制定する。		事務ガイドライン3-2-3(4)「包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考としうる程度の一義的、具体的、明確なものであること」と規定されており、現状は「包括契約を締結したとき」と「包括契約に基づく貸付けを行ったとき」のいずれの場合も、法第17条第1項に定められている全ての事項を記載した書面の交付が求められている。		貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	(「要望理由」欄より続く) 然しながら、包括契約に基づく都度貸付時においては、新たな契約締結行為は無く、各項目においても不変部分が大半であり、都度記載する必要性が無く、従前の局長通達第2-4取引関係の正常化(2)八(ロ)・(ハ)に定められているように、「包括契約を締結したときに交付する書面」と「包括契約に基づく貸付けをしたときに交付する書面」を明確に分ける必要がある。
								5101	5101030	アイフル㈱	3	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項書面の交付義務において、包括契約に基づく都度貸付時の法定記載事項の簡素化(その1)		事務ガイドライン3-2-3(4)の包括契約に基づく貸付け時の交付書面の記載事項を具体的に、法第17条第1項及び施行規則第13条の法定記載事項の見直しを行う。具体的には、不変項目は全て「包括契約の契約番号」にて代用可能とし、可変項目である「貸付金額」・「貸付年月日」・「貸付後残高」等のみの記載に留める。		現状は「包括契約に基づく貸付けを行ったとき」いわゆる「リボルビング契約に基づく都度貸付」においても、法第17条第1項の法定事項を全て記載した書面の交付が求められている。然しながら、包括契約に基づく都度貸付時においては、新たな契約締結行為も無く、各項目においても不変部分が大半であり、都度記載する必要性が無い。また、貸付の都度変動する「返済期間及び返済回数」・「各回の返済期日及び返済金額」等を記載することにより、顧客に誤解を与えることにもなる。更に、近時、都度貸付けの利用においては、貸金業者の自社ATM及び銀行等の提携ATMが大半を占めており、印字スペースの問題もあり、ATM明細に全てを記載することが物理的にも困難である。		貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	(「要望理由」欄より続く) また、「契約の相手方の符号、名称又は氏名及び住所」を記載することは、顧客のプライバシーに関する氏名及び住所を記載することであり、交付された明細書の保管管理の問題があり、顧客においても強い拒絶感を抱いている。
								5101	5101040	アイフル㈱	4	貸金業の規制等に関する法律第17条第1項書面の交付義務において、包括契約に基づく都度貸付時の法定記載事項の簡素化(その2)		包括契約締結時に法第17条第1項にかかる書面を交付している場合、当該包括契約に基づく個々の貸付けに関しては、同法同項のうち、当該貸付けの形態により、次の掲げる事項を履行することで足りるよう改善する。 1. カードを利用してATM又はCD機等により貸し付けた場合 当該カードに下記事項を記載することにより書面の交付を要しない。 登録番号を記載する(登録更新番号は省略)。 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所、電話番号等の連絡先を記載する。 契約番号等の特定事項を記載する。 2. 前項以外(振込等) 振込名義人欄に下記事項を記載することにより書面の交付を要しない。 登録商標又は包括契約に合意した特定事項を記載する。 契約番号を記載する。		事務ガイドライン3-2-3(4)において、包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行った場合に、それぞれ法第17条第1項にある法定記載事項を漏れなく記載して、資金需要者に交付することが要求されている。然しながら、リボルビングに代表される包括契約(カードローン)形態は消費者金融において最も普及しており、消費者のニーズに一致しないばかりが、同ガイドラインを遵守しようとする多額の費用負担を強いられる結局は消費者の負担となってしまう事になる。		貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300540	貸金業者による交付書面の電子化	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。	b	その他欄の通り	貸金業の規制等に関する法律においては、業者と債務者・保証人との間のトラブルが社会問題化したことを受け、書面交付義務を課してきたところであるが、いわゆる商工ローン問題の社会問題化を受けた法改正(平成12年6月1日施行)においても、書面交付義務を中心に規定が追加されたところ。 以上の経緯に加え、貸金業者による書面交付を巡るトラブルが現在発生する中で、債務者・保証人保護の観点から書面交付義務は重要な位置付けにある。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	5101	5101110	アイフル㈱	11	貸金業の規制等に関する法律第18条第1項受取証書の電磁的方法による交付の追加		法第18条第1項の受取証書の交付方法を書面だけに制限することなく、顧客の希望と同意がある場合に限り、インターネット等の情報通信機を用いた電磁的方法により、法定記載事項の内容を顧客に提供した場合においては、書面の交付とみなすことを追加する。		法第18条第1項の受取証書の交付において、「弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない」と規定されているが、現状、銀行等の定型先ATMや郵送・口座引落し等による弁済を受けた場合においては、「その都度、直ちに」法定記載事項を全て記載した書面を交付することは不可能である。然しながら、昨今のインターネットや携帯電話等の通信機器の普及並びに利用状況の増加により、現状の書面による交付に限らず、通信機器を利用した電磁的方法による交付が認められれば、弁済都度、直ちに、法定記載事項の全ての内容を確認することが可能となる。また、秘匿性を強く求める顧客にとっても、自宅等への書面送付の心配が解消される。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	
								5101	5101131	アイフル㈱	13	貸金業の規制等に関する法律第24条第2項債権譲渡等の規制の一部見直し		書面による通知方法以外にも、電子メール若しくはATM画面等による通知を可とする。		法第24条第2項に基づき、債権譲渡を譲り受けた者は法第17条に規定する法定書面を顧客に交付することが義務付けられているが、債権譲渡の場合において何等変更の無い不変項目についても、書面にて交付を行っている。そして規定されている多岐にわたる事項を記載していることにより、顧客に取り返しては返って不明瞭な内容とも成り得る。債権譲渡に係る必要事項に限り、顧客に通知若しくは交付することが望ましい。また、現状の多岐にわたる膨大な書面を顧客宅等に送付することについても、顧客の大半は消費者金融業の利用に際して、秘匿性を強く求めていることより、拒絶を示される場合が多い。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁	
z0300550	生保募集人事務の簡素化	金融庁事務ガイドライン2-3関係	募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化については、本年度にすでにガイドラインの改正を行っている。	d	-	一定の条件を具備すれば、募集人が所属する事務所の記載を、代理店の「本店」等の記載に代えることができることとした。		5027	5027100	東京海上火災保険㈱	10	生保募集人事務の簡素化		事務所登録の完全削除	代理店・保険会社での二重管理ロートの削減に資する。	法人募集代理店については法人単位で代理店登録を行っており、事務所登録についても代理店内で管理を行うべきものであり、改めてそれ以上の管理の必要性がない。	金融庁事務ガイドライン2-3関係	金融庁	
z0300560	商品認可および届出に係る処分内容および理由の書面での提示・透明性の向上	業法第5条、第123条～第125条 同施行規則11条～12条 事務ガイドライン3-6-1	保険承認の認可申請等に対する審査基準は、保険業法第5条及び保険業法施行規則第11条及び12条に規定されている。	d	-	認可申請の却下、届出の撤回命令を行う際は、理由を付することとしている。また、損害保険商品の審査基準については、内容評価表の書式を事務ガイドラインに掲載することにより、明確化している。		5027	5027130	東京海上火災保険㈱	13	商品認可および届出に係る処分内容および理由の書面での提示・透明性の向上		金融庁が保険商品の認可および届出に係る処分を行う場合には、当該処分の内容およびその理由・根拠について書面による提示をおこなうよう義務付ける。	申請内容の変更または不受理の理由を書面で残すことにより、審査基準が明確になるので、保険会社は審査基準を踏まえた効率的な申請が可能となり、同時に審査当局の審査作業が簡素化する。	・ 処分の根拠が明確でないために、効率的な申請ができない。 ・ 商品認可等の審査基準の透明性を確保する。	業法第5条、第123条～第125条 同施行規則11条～12条	金融庁	
z0300570	保険募集の総代理店制度の創設	保険業法第2条、第275条、第283条、第294条	現行の保険募集制度では、損害保険を募集する損害保険代理店は損害保険会社と直接代理店委託契約を結ぶ必要がある。	b		これまで保険会社が直接行っていた代理店との保険募集に係る委託契約を、代理店の管理等の業務と併せて外部委託できることとするためには、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護が確保されることが必要であり、規制改革推進3か年計画(再改定)において「保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店(保険会社の業務の一部を受託する大型の保険代理店等)が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う」とされているところであり、こうした観点を踏まえながら検討していく必要があると考えている。		5027	5027200	東京海上火災保険㈱	20	保険募集の総代理店制度の創設		保険会社との委託契約を受け、保険会社の排他的固有業務である保険引受業務以外の営業・代理店管理・事務・損害等の業務を行う「販社」と損害保険代理店との代理店委託契約を結ぶことのできる、保険募集における総代理店制度を認めて欲しい。	損害保険業界の自由化の流れの中で、保険会社の機能の一部を補完できる大型化した代理店が増えており、こうした代理店へ保険会社の機能の一部を委託することで、地域の特性に応じた保険募集に関する効率化が図れ、もって消費者利便性の向上に繋がる。	現在の規制では、損害保険募集代理店は直接所属保険会社と委託契約を結ぶ必要があり、保険会社と損害保険代理店との間で保険会社の営業面のサポートを行い、保険会社の一部業務を補完する「販社=総代理店」の設置が不可能。	保険業法2条、275条	金融庁	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0300580	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	保険業法第136条第1項	保険会社が、保険契約を他の保険会社に移転するときには、移転会社及び移転先会社において株主総会等の決議が必要とされている。	c		簡易な合併手続（商法第413条の3）の条件を満たす場合は、存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能とされているが、その場合、各株主に対し通知等を行い、合併に反対する株主については株式の買取請求権が認められ、また合併に反対する株主が1/6以上であった場合は簡易な合併を行うことができないといった措置が採られている。株式会社の合併と相互会社を含む保険会社の保険契約の移転は異なるものであり、こうしたことを踏まえれば、保険契約を他の保険会社に移転するとき、移転先会社における株主総会における決議を不要とすることは、慎重な検討が必要。		5029	5029010	(社)日本損害保険協会	1	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化		包括移転する契約にかかわる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合（例えば20分の1以内）は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととする。	株主総会の開催に要する期間と費用の削減が図れることで、保険事業の見直しを機動的に行うことが可能となり、会社経営の効率化が図られ、また保険業界の再編を進める上での選択肢が拡大する。	簡易な合併手続（商法第413条の3第1項）の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、よって合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっていることに対し、包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっていることは合理的でない。 * 簡易合併の条件 合併時の新株発行数が存続会社の株式総数の20分の1以内 消滅会社の合併交付金が存続会社の純資産額の50分の1以内	保険業法第136条第1項、第413条の3第1項	金融庁	
z0300590	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	保険業法第98条、保険業法施行規則第51条	保険会社は、他の保険会社（外国保険会社を含む。）の保険業に係る業務の代理又は事務の代行を行うことができるが、船主責任相互保険組合に基づく日本船主責任相互保険組合は保険業法上「保険会社」に該当せず、保険会社はその業務代理・事務代行ができない。	b		日本船主相互保険組合が、非営利・相互扶助を目的とした組織であること等を踏まえ、保険会社と船主責任相互保険組合との間で代理・代行を行えるようにすることが適当か、引き続き検討する。		5029	5029170	(社)日本損害保険協会	17	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大		保険会社が業務の代理又は事務の代行が受託できる相手方にJPIも加える。	船舶保険を営業する多くの損保がJPIとの提携により「ワスタップ・ショッピング」を提供できることから、販売ルートにおける契約者の選択肢が広がる。同時に損保間の募集競争を通じて「船舶保険」間および「PI保険」間の商品競争も促進される。JPIにとっては募集方法の選択肢が広がり、コスト追求を通じて相互保険組合の使命が達成できる。一方、損保側は現有経営資源の有効活用が図れる。このコスト削減・経営資源の有効活用は保険料、商品内容を通じて将来契約者に還元される。	JPIも保険会社と同一扱いされるべきであり、かつ、諸外国の船主責任相互保険組合から保険会社が業務の代理又は事務の代行が行えることとのイコールフィッティングの観点からも、JPIからの業務の代理又は事務の代行を可能とすべきである。	保険業法第98条第1項第1号	金融庁	
z0300600	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行	保険業法第123条第2項、同施行規則第83条	届出対象の損害保険商品については、種立勘定等一部の事業方法書記載項目を除き届出による変更が可能となっている。	b		届出対象の損害保険商品について、認可が必要とされていた危険の分布及び保険の目的の検査に関する事項については、届出による変更が可能となるように措置済み。（平成15年5月） 他の事項については、上記のような問題が生じるものではないが、必要性を踏まえ、所要の措置を検討する。		5029	5029080	(社)日本損害保険協会	8	届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行		届出制対象種目については、事業方法書の変更もすべて届出によることとする（保険業法施行規則8条1・2項に規定する事業方法書必須記載事項以外についても、届出による変更を可能とする。）。	商品開発・申請ロードの削減、審査期間の短期化行政運営の透明性の向上商品戦略の機動的な実施	生保に関する規定と比較してバランスが取れていない。また、事業方法書については、業法施行規則に規定された必須記載事項のみが届出対象となっており、規制の目的が不明確となっている。実務的にも、変更届出を行う際に、内容の一部だけ認可申請とせざるを得ないケースが生じるため、非効率的である。	保険業法第123条第2項、同施行規則第83条	金融庁	
z0300610	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	保険契約者保護機構は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告しなければならないこととされている。	c		保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転における資金援助を行う等一般保険会社とは異なる公益性を有していることから、財産目録等の官報公告が義務付けられているところであり、その簡素化については慎重に検討する必要がある。		5029	5029150	(社)日本損害保険協会	15	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化		保険契約者保護機構の決算公告は、官報または日刊新聞紙何れかへの掲載、または電磁的方法による掲示とし、掲載内容は貸借対照表及び損益計算書又はその要旨とする。	日刊新聞紙への公告費用が削減され、保険契約者保護機構の経費軽減につながる。	保険契約者保護機構の公告範囲・公告方法は、保険会社と同等の条件を満たしているべきではあるが、保険会社の決算公告が業法内容同様の規定となっているため、保険契約者保護機構に対してはより厳しい要件が求められることとなってしまっている。	保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	金融庁	
z0300620	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン3-2、4-1-12	所属保険会社は、代理店の登録原簿を備えることが義務付けられており、利害関係人は、原簿の閲覧を行うことができるとされている。	c		代理店の登録情報は、代理店に係る個人・法人情報であり、プライバシーの保護の観点から、行政としては慎重な対応が必要とされる。		5029	5029220	(社)日本損害保険協会	22	代理店使用人名簿を含む登録情報の電子ファイルの閲覧・共有		代理店の登録情報を閲覧可能とする。また、各財務局で更新された使用人名簿を、当該代理店に委託関係を有する保険会社が電子的にアクセスできる仕組み（自社の代理店マスターデータとの照合等のために）を検討いただきたい。	行政サービスの向上事務合理化、管理レベルの向上	・ 保険契約者等の保護の観点からは、問題となる保険募集人が正規の登録業者かどうか、国の登録簿から利害関係者が識別できることが望ましく、国の登録簿が閲覧可能になることが期待される。また、登録情報の正確性を保つため、登録情報を閲覧可能とすることで、保険会社等の関係当事者からの訂正の機会が与えられることが必要と考えられる。・ 兼合非代申の場合も使用人の把握が必要であるが、使用人の採用・異動や資格取得の情報が遅れることは実務上避けがたい。・ 代理店使用人は、非代申社の契約の募集も同時に行うため、代申社が使用人であることを届け出たことは共有されてしかるべき（何ら秘匿性のない）情報である。  （以下「その他」欄に続く）	保険業法第302条、同施行規則第236条、ガイドライン4-1-12	金融庁	（「要望理由」欄より続く） ・ ネットワークセキュリティに関する手当を前提に、少なくとも代申社の届出内容、さらには更新後の使用人名簿が共有できる仕組みは、全ての乗合会社における使用人データのタイムリーな利用を大幅に改善・省力化させる。

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300630	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険業法第98条、保険業法施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	b		「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断できる制度とすることが適切とされたところであり、この報告を踏まえ検討を行う。		5033	5033010	(社)生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁		保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		・銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。 ・企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセレントサービス活用観点から極めて有効である。 ・生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスター・トラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスター・トラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。	保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第7条の2の2	金融庁	
z0300640	保険業の代理・代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大	保険業法第106条、保険業法施行規則第56条の2	「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う会社は、当該業務と以下の業務のほか他の業務を営まない場合に限る、保険会社の子会社対象会社とすることとされている。 ・保険募集 ・保険事故その他の保険契約に係る事項の調査を行う業務 ・保険募集を行う者の教育を行う業務 ・保険業務の付随業務として認められているもの	b		保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能な業務範囲の拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において「本業との関連性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないか」ということを個々に検証した上で、検討し、結論を得る。」とされているところであり、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、検討する。		5033	5033020	(社)生命保険協会	2	保険業の代理・代行を営む保険会社の子会社による兼営業務の拡大		保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行を営む保険会社の子会社において、他の業務を兼営することを認める。		例えば、保険業に係る業務の代理・事務の代行を営む保険会社の子会社において、保険事故通知の受付、保険関連相談、システムの開発等を兼営することが可能となれば、利用者の利便性の向上や保険会社の経営資源の有効活用に資する。	保険業法第106条、同施行規則第56条の2第3項	金融庁	
z0300650	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、直接投入	保険業法第97条、第118条等	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない。	b		特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについては、規制改革推進3か年計画(再改定)において「検討する」とされており、保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平性の観点から適当なのかどうかという観点や、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約であるという性格を踏まえ、特約部分について現物資産による直接の受入れを認めた場合に問題が生じないかという観点に留意しつつ、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上の際に、保険会社に特例的に現物資産での受入れを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ。		5033	5033060	(社)生命保険協会	6	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管、直接投入		株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管、及び特別勘定へ保険料の直接投入を可能とすべく法令上措置する。		・新会計基準の適用に伴い、保有株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付の積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物移管できれば資産価値を減ることなく移管が可能となる。現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 ・特別勘定へ保険料を直接投入できれば、顧客ニーズに応えるとともに、特別勘定の独立性を確保することができる。 ・信託については、厚生年金保険法の改正により上記取扱いが可能だが、生保が法的な解釈を理由に取扱いがないと利用者利便が著しく阻害される。	保険業法第97条、第118条他	金融庁	
z0300670	保険会社本体による信託業務の実施	保険業法第97条-第100条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務(第98条)、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている。	b		保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要。 なお、「信託業のあり方に関する中間報告書」(金融審議会第二部会報告)において、「信託兼営金融機関の範囲については、信託業務との親和性等を考慮しつつ、見直しをすべきであるとの意見があった。これについては、各金融業法における本業と他業のあり方についての議論の中で、さらに検討すべき課題であると考えられる。」とされたところ。		5033	5033080	(社)生命保険協会	8	保険会社本体による信託業務の実施		保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。		・企業年金市場における保険会社の顧客を中心に、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。 ・なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。	保険業法第99条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同施行令第2条	金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300680	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理、事務代行	保険業法第98条、保険業法施行規則第51条	保険会社は、付随業務としての他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c		保険会社が付随業務として行うことができる他の金融業を行う者の業務代理等については、保険会社の固有業務(保険の引受及び資産の運用)との関連性又は親近性があるものを認めているものであり、保険会社の固有業務との関連性等が薄い業務の代理等を認めることは困難。		5033	5033100	(社)生命保険協会	10	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理、事務代行		・次の業務について、付随業務としての認可の要否を法令上明確化する。(1)他の金融機関の資産運用受託関連(記録・会計処理業務、資産の保管・異動、システム開発及び運用管理、各種報告書の作成、調査企画、全社的な資金管理業務)(2)他の金融機関のバックオフィス業務受託関連(他の金融機関の情報処理業務の受託)・その際、保険会社に求められるセキュリティ規範、情報隔離方法、ファイア・ウォール規制等を法令上又は監督・検査行政上具体的に明示する。		・グループ内で経営資源及びアクセス・キャパシティを共有し、経営効率化を図ることについて、保険業法上の取扱いが明確化されていないため、保険会社経営の法的安定性・予測可能性を書している。 ・市場競争の激化・高度化に伴い、経営効率の向上を目的としたバック・オフィス業務(巨額の初期投資を要するコンピュータ・システムの利用等)の共同化は、グループを超えた他の保険会社・金融機関との共同化を視野に入れるべき状況となりつつある。 ・金融機関経営のコングロマリット化の動向は、保険業以外の業務を営むグループ企業の情報処理等のバック・オフィス業務を保険会社本体等において一元的に行う方向となることが予測される。	保険業法第98条第1項・第2項、第100条、第100条の3、同施行規則第51条	金融庁	
z0300690	保険会社本体による個人向け投資アドバイス業務の解禁	保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務(保険業法第97条)のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	d	-	保険会社の「その他付随業務」の取扱いについては、平成14年4月4日付けで事務ガイドラインの改正を行い、「当該業務が、法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか 当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか 保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか という観点を考慮した取扱いとなっているか」との判断基準を提示したところであり、個々の業務に即して判断することとしている。		5033	5033110	(社)生命保険協会	11	保険会社本体による個人向け投資アドバイス業務の解禁		・本体での付随業務範囲として業務が行えるよう業法上、生命保険会社本体の業務範囲を見直す		金融商品の多様化により、顧客にとってはこれまでの業界の枠を超えた専門的なアドバイスが必要になっている。今後、生保としてのアドバイス業務は商品販売のサービス業務としてではなく、顧客の立場に立った真に付加価値のあるものが望まれる。その要望に応えるため、アドバイス自体に価値を持たせ、有料のサービスを行いたい。	保険業法第99条	金融庁	
z0300700	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁	保険業法第98条第1項第5号、証券取引法第65条	現行法上、保険会社には、私募債の引受業務は認められていない。	c		保険会社を含む金融機関は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、金融機関の企業に対する過度の影響力の防止、金融機関の経営の健全性の確保等の観点から、私募債の引受等の証券業を行うことが禁止されているところであり、保険会社による私募債の引受業務を認めることは困難。		5033	5033120	(社)生命保険協会	12	保険会社本体による私募債の引受業務の解禁		・保険会社本体で、私募債の引受業務を行えるようにしていただきたい。		・現行法上、保険会社本体では私募債の取扱い(特定又は少数の者に対して新たに発行される有価証券の取得の申込みを勧誘する業務)は許可されている一方で、引受業務は認められていない。現実的には、私募債取得を勧誘した結果として当社が残額を引き受ける形となる事態は想定されることあり、法制度での手当てが望まれる。	保険業法第98条第1項、第61項、保険業法第99条証券取引法第2条第3項、第61項、第68項	金融庁	
z0300710	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁	保険業法第99条、行政手続法第5条・第6条	生命保険会社は、保険金信託業務を行うことができることとなっている。また、保険金信託業務を行うおとする場合は、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。なお、審査基準は定められていない。	d	-	保険金信託業務は、保険業法上、既に解禁されている。		5033	5033130	(社)生命保険協会	13	保険会社による保険金信託業務の実質的解禁		保険業法第99条第7項に定める認可の申請にかかる審査基準および標準処理期間を定めるとともにこれを適当な方法により公にすること。		・保険業法が既に保険会社の業務として認めてきたとおり、保険会社がその引き受けた保険契約の保険金の信託を受託することは元来高いニーズがあるほか、高齢化社会において保険金を高齢者等の受益者のために受託するニーズはますます高くなりつつあり、かついわゆる「意思凍結機能」を有する信託でなければ、高齢化社会におけるかかるニーズは十分に果たすことができない。 ・また、いわゆる新しい成年後見制度(2000年4月1日に施行された民法改正および任意後見法)と信託との連携による高齢者、障害者、親なき子等へのサービスが注目されているところ、保険会社が保険金信託を実施することはこのようなサービスに資する。	行政手続法第5条・第6条	金融庁	
z0300720	子会社化に伴う合算株式保有規則の例外の拡大	保険業法第107条、保険業法施行規則第58条の4	保険会社が他の会社を子会社化した場合の合算株式保有規則の例外は、銀行、保険会社等を子会社化した場合に限られている。	c	-	合算株式保有規則の例外は、保険会社が多様な金融業務を展開することを旨としてその組織形態を変更する場合に特に認められたものであり、例外的範囲を金融業務を営まない会社にまで拡大することは不適当。		5033	5033140	(社)生命保険協会	14	子会社化に伴う合算株式保有規則の例外の拡大		保険会社が、従属業務・金融関連業務を営む会社を子会社とした場合も、合算株式保有規則の例外を認める。		株式を所有している子法人等(子会社を除く)および関連法人等を保険会社が子会社化する場合、保険会社と子会社が所有している議決権の合計が10%超となる場合には、超過部分を売却する必要があるため、機動的な子会社化が困難となっている。	保険業法第107条第4項、同施行規則第58条の4第1項	金融庁	



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)								(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300730	保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲明確化	保険業法第106条、第271条の22、保険業法施行規則第56条の2、第210条の7	保険会社及び保険持株会社は、「自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務」を営む会社を子会社とすることができる。	c	-	保険会社の子会社が、自らを子会社とする保険会社のために行う投資業務の一環として、広く一般的に不動産賃貸業務を行うことは、保険会社のリスク管理上の観点や他業禁止の観点から適切ではなく、認められない。		5033	5033160	(社)生命保険協会	16	保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲明確化		保険会社及び保険持株会社の「自らを子会社とする保険会社のために行う資産運用業務」を行う子会社が不動産賃貸業務を行い得ることを明確化する。		不動産管理と不動産賃貸は相関性が高く、子会社が管理業務と賃貸業務をあわせて行い得ることが不動産の管理運営上、経済合理性がなくなると考えるため。	保険業法第106条、第271条の22 保険業法施行規則第56条の2、第210条の7	金融庁	
z0300740	登録等証券業務の本部担当職員の専任制の廃止または緩和	金融庁事務ガイドライン(証券会社等関係)5-2(2)	「国債証券等のディーリング業務全般(受注、売買及び受渡)を営む金融機関の営業所等においては、当該業務に係る組織、業務分掌及び職務権限は、投資目的(特定取引勘定を設けている金融機関については特定取引勘定以外の勘定で行う場合、以下同じ。)の売買業務等及び融資業務から明確に分離、独立し、かつ、担当職員は投資目的の売買業務等及び融資業務と兼任していないこと」とされている。	c	-	証券取引法第65条等の規定は、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反や、企業に対して過度の影響力を有することの防止等の観点から設けられているものである。 銀行等の金融機関からの登録申請に係る留意事項を定めた事務ガイドライン5-2(2)は、銀行等の金融機関が法第65条の2に基づき証券業務の登録を行う場合の登録拒否要件のひとつである法第28条の4第10号「第65条の2第1項の登録に係る業務を適格に遂行するに足りる人的構成を有しないもの」の具体的な基準として国債証券等のディーリング業務担当職員が投資目的の売買業務等及び融資業務を兼任することを禁止しているものであり、銀行等の金融機関の業務と証券業務の兼営による利益相反の防止等の観点から廃止もしくは緩和の措置は困難である。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、当該ガイドラインは国債証券等のディーリング業務と投資目的の国債証券等の売買及び融資業務との間の職員の兼任を禁止しているものであり、その他の業務等との間も「金融機関」とは金融機関の証券業務に関する内閣府令第2条第1項に定められた「金融機関」をいう。	5033	5033180	(社)生命保険協会	18	登録等証券業務の本部担当職員の専任制の廃止または緩和		公共債ディーリング業務に係る本部担当職員の専任制の廃止または緩和をすることで、他の業務との兼任を認める。		保険会社の多くは、公共債ディーリングの取扱い実績が少なく、経営の効率化の観点からも、必ずしも専任者を配置しなければならぬという必要性は乏しい。	事務ガイドライン(証券会社等関係)5-2(2)	金融庁	
z0300750	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し	証券取引法第13条、第15条(日本証券業協会「広告に関する指針」)	投資信託の販売にあたっては、その売り付けまでに法定目論見書を交付しなければならないが、法定目論見書(有価証券届出書に記載すべき事項)の内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は表示をしてはならないとされている。 「異なる内容」の判断については、一般的に当該文書又は表示の全体を総合的に評価し、矛盾、虚偽、欠陥がある場合とされている。	b	その他欄のとおり	投資信託の販売に当たって販売用資料を利用する場合に、法定目論見書を同時若しくは事前に交付し、又は要約目論見書の記載内容をすべて表示することを実質的な条件とするの規制は、日本証券業協会の自主ルール「広告に関する指針」において定められているものである。 なお、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」においては、「「広告のあり方」については、法制度上の現行の規制のあり方を検証しつつ、法定目論見書、広告等を含めた「勧誘文書全体のあり方」として、今後、検討すべき課題である」とされており、金融審議会において平成15年度中に検討を行う予定。	「措置の内容」については、現時点では未定。	5033	5033190	(社)生命保険協会	19	投資信託の広告宣伝に関する規制の見直し		法定目論見書の交付等を条件とせずに過去の運用実績や評価会社の評価を広告宣伝に利用可能とする。		・過去の運用実績等は、投資家の投資判断に有用な情報であり、誤解を招くような方法でない簡易な提供方法も認めるべきである。 ・なお、当該広告宣伝を契機とし、顧客より商品説明の要望や、購入申し込みがあった場合は、その時点で法定目論見書を交付することから、顧客保護の観点から問題は生じない。	証券取引法第13条、第15条 日本証券業協会「広告に関する指針」	金融庁	
z0300760	保険商品の審査の見直し	保険業法第123条～第125条同施行規則第83条、第246条事務ガイドライン1-10-10	認可申請に係る標準処理期間は90日、届出に係る効力開始は90日となっている。また、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有する認可・届出は、原則として60日以内に審査を終えるものとしている。	c	-	他社追随案件等の審査期間を60日に短縮し、措置済みである。審査期間の上限をさらに短縮することは困難である。なお、個々の申請の内容に応じて実質的な審査期間の短縮に努めている。		5033	5033200	(社)生命保険協会	20	保険商品の審査の見直し		規制改革推進3か年計画(改定)には、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力することが明記されている。金融庁においては、契約者保護の観点から原則として認可制を維持しつつ、審査体制の充実等を図り、現行90日間の認可に係る標準処理期間及び届出に係る審査期間につき、それぞれ全商品を対象に60日へ短縮するよう法令上措置を行う。		・多様化する顧客ニーズへの迅速な対応、保険会社の自己責任に基づく自由な商品開発の実現、商品・価格の独自性・多様性の一層の強化が図られる。 ・保険商品の開発から認可、発売までの時間が短縮され、市場環境の変化に応じてタイムリーに商品を投入できる。	保険業法第123条～第125条同施行規則第83条、第246条事務ガイドライン1-10-10	金融庁	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300770	訂正発行登録書の提出について	証券取引法第23条の4、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の5第1項及び第2項、企業内容等の開示に関する留意事項23の4-1及び23の4-2	国内社債を発行登録に基づき発行する場合、発行の都度、発行登録追補書類を作成する必要がある。また、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の提出後、訂正発行登録書の提出が義務付けられているが、この訂正発行登録書提出後は、提出事由に応じ一定の発行登録停止期間が生じる。	c	-	訂正発行登録書は、参照書類と同種の書類が新たに提出された場合、発行予定総額の減額、主たる引受証券会社の異動、発行登録の効力発生予定日の変更又は発行登録が必要であると認められた場合に提出することとされている。 発行登録制度においては、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出すれば、直ちに有価証券を取得させ、又は売り付けることが可能となるため、投資家はあらかじめ発行登録書によって企業情報等を把握しておく必要があることから、上記の事由のような投資者の投資判断に影響を及ぼすと考えられる事項に変更があった場合には、訂正発行登録書によりその情報を開示する必要があると考えられる。 (「措置の概要」欄より続く) なお、実務に配慮し、平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」を踏まえて、電子開示システム(EDINET)により提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮(有価証券報告書の場合、4日を2日に短縮)を行ない(平成15年3月改正)、機動的な発行を可能とした。 (以下「その他」欄に続く)		5034	5034240	(社)リース事業協会	24	訂正発行登録書の提出について		・参照書類の追加を理由とする訂正発行登録書の提出を不要とすること(発行登録書の参照書類の別記を不要とする。)	・事務負担の軽減に寄与する。 ・訂正発行登録書をEDINETで提出する場合(平成16年からは義務化)のデータ変換コストの削減が図れる。	・発行登録書における参照書類を新たに提出する都度、訂正発行登録書も提出しなくてはならない。 ・発行登録書には参照書類の縦覧場所が記載されている。 ・EDINETによる電子開示では発行登録書提出会社の参照書類提出状況は一覧できる。 ・紙ベースで縦覧している場所において参照書類を見落とす可能性があるというのであれば、開示の方法についてのガイドラインを充実させるべきである。	証券取引法第23条の4	金融庁	
z0300780	金融機関系リース会社の業務範囲規制等について	銀行法第16条の2第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社は、銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件(金融庁告示第34号)	銀行等の従属業務を営む会社は、当該銀行及びその子会社からの収入の額が総収入額の50%以上であり、かつ各事業年度においてそれらの従属業務につき、当該銀行からの収入があることとされている。	c	-	従属業務を営む子会社については、当該子会社が金融関連業務を営む場合であっても、銀行等からの収入依存度規制等を定めることにより、銀行のグループ会社として実質的な結びつきを確保しているところであり、収入依存度規制等そのものを撤廃することについては、結果として銀行等が一般事業会社を子会社としていることと変わらない状態となるため、当該規制を撤廃することは措置困難。		5034	5034270	(社)リース事業協会	27	金融機関系リース会社の業務範囲規制等について		・従属業務を営む子会社の収入割合の撤廃及び当該銀行からの収入割合の撤廃	・規制撤廃により、従属業務を営む会社の業容拡大に繋がり、主に、他社の事務受託、アウトソーシングの受け皿となる。これにより、同社の雇用拡大等、経済効果が見込まれる。	・銀行等の従属業務を営む会社は当該銀行及びその子会社からの収入の額が総収入額の50%以上であること、及び各事業年度においてその営む各々の従属業務につき、当該銀行からの収入があることとされている。 ・銀行の子会社の従属業務を営む子会社は、銀行の子会社の従属業務を営んでいるが、銀行からの収入の条項があるなど、十分に業務の効率化が図れない。例えば、銀行子会社のための社宅管理会社について、その保有社宅に必ず銀行員の利用がなければ規制に抵触してしまう事態となり、同社の存続ができなくなってしまう。また、収入割合を撤廃することにより、銀行グループ以外の同種業務の受託が可能となり、業容拡大に寄与する。	平成14年金融庁告示第34号	金融庁	
z0300790	銀行系リース会社に係る規制撤廃	保険業法第275条、295条、銀行法第16条の2、銀行法施行規則第17条の3、保険業法施行規則第211条～第211条の3	損害保険代理店及び保険仲立人が、自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保険者とする保険契約(自己契約)を主な目的として保険募集することは禁止されている。 また、銀行子会社が販売できる保険商品の範囲は、銀行等と同じとされている。なお、銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始し、平成14年10月には、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	c	-	自己契約に対して募集手数料を支払うことについては、実質的な保険料の割引や割戻し等保険契約者に対して特別の利益を提供する恐れがあり、不公平な競争手段による保険募集の結果、保険契約者の利益を害することから、当該規制を撤廃することは困難である。 なお、銀行等による保険商品の販売の対象商品の更なる拡大については、規制改革推進3か年計画(再改定)において、「引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、平成14年10月以降の実施状況を見ながら、引き続き検討を行う。		5034	5034310	(社)リース事業協会	31	損害保険・生命保険に係る諸規制改革(4)銀行系リース会社に係る規制撤廃		・保険業法第295条、保険業法施行規則第211条～第211条の3により、銀行系リース会社は自社のリース物件にかかる動産総合保険についての保険を代理店として取り扱うことができない。 ・保険業法第295条を削除し、保険業法施行規則第211条～第211条の3に「リース・延払物件に係る動産総合保険」、「団体信用生命保険(現在住宅関連に限定されている)」、「定期保険」、「終身保険」、「養老保険」、「自動車保険」を追加すること。	・ビジネスチャンスの拡大を図ることができる。	・銀行系リース会社がリース物件に動産総合保険を付保することでリースサービスの内容の充実が可能となり、ユーザーの利便性も向上する。	保険業法第295条、保険業法施行規則第211条～第211条の3	金融庁	
z0300800	決算短信添付資料の簡素化	東証・適時開示規則第2条(3)東証・会社情報適時開示ガイドブック第3章等	東証が作成している会社情報適時開示ガイドブックにおいて、「決算短信」は連結経営成績、連結財政状態、連結キャッシュフローの状況、連結業績予想等をハイライト情報として一枚紙に記載し、「添付資料」は企業集団の状況、経営方針並びに経営成績及び財政状態、連結財務諸表等、生産・受注及び販売の状況、個別財務諸表の概要、その他の決算内容説明資料を必要としている。	e	-	決算短信添付資料については、当庁の法令等で定めているものではなく、報道機関や投資家の要請をベースに各証券取引所が独自のルール化しているものであり、そのルールの見直しについては、各証券取引所が報道機関等を含めた関係者と協議して決定すべきものである。		5034	5034550	(社)リース事業協会	55	決算短信添付資料の簡素化		・決算短信に添付する資料の大幅な簡素化を図ること。具体的には、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュフロー計算書、セグメント情報、個別貸借対照表、個別損益計算書の6種類とする。	・開示の迅速化によって投資家の利便性が向上し、資本市場の活性化に寄与する。 ・事務コストの軽減が図られる。 ・開示担当部門・関連部門に携わる労働者の労働時間短縮による余暇の拡大に寄与する。	・公開会社が、証券取引所で決算を公表する場合において、決算短信を作成することになっているが、その添付資料として「有価証券報告書」と同等の膨大な資料(50A-7前後)の添付が義務付けられている。 ・四半期開示の導入により、開示回数が増加し開示の事務負担が増加する。 ・開示の迅速化が求められているが、膨大な量の決算短信の作成が開示の迅速化の妨げとなっている。	証券取引所・適時開示規則	金融庁	



規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
								5035	5035010	(社)信託協会	1								
z0300810	投資一任業務を行う信託銀行が、委託者指図型投資信託および投資法人から委託される資産の運用につき、制限を設けないこと	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	b		今国会において成立した証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年4月施行）により、信託銀行が投資一任業務を営むことを可能とするための所要の措置を講じたところである。現在、運用の外部委託先として、認可投資顧問業者、信託銀行等が投信法施行令において規定されているもの、信託銀行が外部委託を受ける場合には「主として有価証券に対する投資として運用する場合を除く」とされている同施行令の取り扱いは踏まえつつ、信託業務を兼営する認可投資顧問業者が運用の外部委託先として適当か否か、今年度中に検討を行う。		5035	5035010	(社)信託協会	1		・投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条第2号においては、委託者指図型投資信託及び投資法人の運用に係る外部委託を信託会社等が受ける場合に、「主として有価証券に対する投資として運用する場合」は除外されており、株式等の運用を主体とする委託者指図型投資信託及び投資法人からの運用の委託を受けることが不可能となっている。 ・平成16年4月施行予定の改正投資顧問業法において、信託銀行への投資一任業務が解禁されるが、信託銀行が投資一任業務の認可を受けた場合には、同施行令第2条第3号の「認可投資顧問業者」として上記外部委託が当然受けられるとすべきであるが、現在、法令上の手当が行われるのか不明である。 ・投資一任業務を行う信託銀行が、特段の制約なく委託者指図型投資信託及び投資法人から運用の委託を受けられるよう、法令上の手当を行うこと。	・運用に係る専門的な知識・経験を有する信託銀行への運用の委託が可能となることにより、運用機関間の競争が一層促進され、投信商品の魅力向上につながり、投資家による投信商品取引の拡大に資するとともに、有価証券取引の拡大に伴い市場の活性化が図られる。	・現行法でも、投信法施行令第2条第3号により認可投資顧問業者は当該外部委託を受けられることとなっており、投資一任業務を行う信託銀行が委託者指図型投資信託及び投資法人から受けることができる運用の委託につき、特段の制限がなされる理由がないこと。	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	金融庁		
z0300820	投信法における委託者非指図型投資信託の運用規制の撤廃	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c		証券投資信託は、「主として有価証券」への投資を目的とするものであり、有価証券の発行により広く一般投資者から資金を集めることが可能である。投資者保護の観点から、この運用業務を担当する投資信託委託業者の適格性確保のため、投信法において当該委託業者について認可制、専業義務、金銭等の預託禁止等の行為規制を課している。このような規制に服していない信託銀行に、投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用を行わせることは適当ではない。		5035	5035020	(社)信託協会	2		・現在の投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3において、信託会社等は委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に運用することが禁止されている。 ・委託者非指図型投資信託において、信託銀行が信託財産を主として有価証券に運用する投資信託契約の締結を禁止する規制を撤廃すること。	・多様な商品設計が可能となることにより、投信商品の魅力の向上につながり、投資家による投信商品取引の拡大に資するとともに、有価証券取引の拡大に伴い市場の活性化が図られる。	・信託財産の運用対象財産は信託契約により自由に定めることができること、主として有価証券に運用することを目的とする投資信託契約を委託者非指図型投資信託に認めないことは、根拠に乏しい。 ・例えば、貸付債権信託受益権は証券法上の有価証券であるため、主として貸付債権信託受益権に運用する委託者非指図型投資信託を設定することができず、委託者非指図型投資信託の商品の多様化の障害となっている。	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	金融庁		
z0300830	電磁的方法（インターネット）による信託業務に係る公告につき、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用して行えるようにすること	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 貸付信託法 商法	定型的信託約款の変更や貸付信託の契約締結等の公告については、兼営法施行規則第10条及び貸付信託法第6条において日刊新聞紙によらなければならないと規定されている。	b	I	信託業務に係る公告の電磁的方法の利用については、規制改革推進3カ年計画（再改定）において「利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。」とされているところであり、電子公告制度の導入に係る法務省での検討状況等を踏まえ、定型的信託約款等の変更公告の電磁的方法の利用の可能性について、引き続き検討を行う。		5035	5035040	(社)信託協会	4		・信託業務に係る公告を電磁的方法（インターネット）を用いて行うことが可能となった場合に、「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用できるようにすること	・委託者・受益者の公告内容認識の利便性向上と併せて電磁的方法を用いて行う公告に対する信頼性の確保。	・信託銀行が行う以下の公告については、現状、電磁的方法（インターネット）による公告は認められていない。 定型的信託契約に係る約款変更時の公告 信託銀行が定型的信託契約に係る約款変更を行うときは、内閣総理大臣の認可を受けた後に、委託者または受益者に異議申立ての機会を与えるため、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。 貸付信託の契約締結時等の公告 貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。また、貸付信託に係る信託約款を変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けた後に、受益者に異議申立ての機会を与えるため、所定の事項を日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない。 (以下「その他」欄に続く)	・兼営法（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律） ・兼営法施行規則（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則） ・貸付信託法 ・商法	金融庁 法務省	（「要望理由」欄より続く） なお、信託銀行は、内閣総理大臣の承認を受けた信託約款において、一定の事項（受益証券の券面種類、収益金の割合等）について公告を行うこととしており、その方法は貸付信託法が規定する公告に準じて、日刊新聞紙に掲載して行うこととしている。 ・上記公告については、15年度に電磁的方法の利用を可能とすることを検討し結論を得るとされている（15.3.28規制改革推進3カ年計画（再改定））ところ。 ・上記公告については、電磁的方法の利用を可能とするのが認められた場合にも電子公告が行われたかどうかの証明は重要である。このため、現在検討中の商法改正に係る「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」における「証明機関」を利用することにつき、併せて検討することを要望するもの。	
z0300840	更なる信託スキームの活用に関する商事（営業）信託関連法制の見直しを行うこと	信託法 信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託に関する基本的な法律には「信託法」と「信託業法」が存在するが、「信託業法」が信託会社を受託者とする営業信託に関する特別を定めているのに対し、「信託法」は広く信託に関連する事項を定めた一般信託の準拠法となっている。	b	I	法務省において、要望事項についての検討を含む信託法の抜本的な見直しについて、平成17年中を目途に所要の法律案を提出すべく検討に着手したところと承知しており、その検討状況を踏まえつつ、信託業法等の見直しについて検討。		5035	5035100	(社)信託協会	10		更なる信託スキームの活用に関する商事（営業）信託関連法制の見直しを行うこと	・商事（営業）信託関連法制の実現により、自由度の高い商事的なアレンジメントを認めることは、わが国信託業の更なる発展のみならず、市場機能を中核とした金融システムの構築を通じ、経営全般の活性化にも資する。	民事信託についてのルールを集団性、流動性、事業性などの特性をもち、商事（営業）信託に適用することは不適切な面が少なく、今後、拡充が見込まれる市場型間接金融の重要なピエールとして信託がより活用されるためには、現行法において例えば以下のような点が問題となる。 ・自己執行義務 信託法26条では外部委託が原則禁止とされている。 ・忠実義務 信託法22条は強行規定と解する説が有力である。 (以下「その他」欄に続く)	・信託法 ・信託業法 ・兼営法（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律）	金融庁 法務省	（「要望理由」欄より続く） ・受益者多数の場合の受益者による承認及び受益者の権利行使等については、現行法では明確な規定がなく、過半数受益者全員の同意が必要と解されている。 ・信託の併合・分割に関する規定 証券化業務などにおいては、信託の併合・分割が当該業務の円滑な推進・発展に必要であるが、現行法では規定がない。 ・受託者の第三者に対する責任 現行法では第三者に対する受託者の有限責任を認める旨の規定がない。	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答（様式1）

（回答欄）							（要望事項欄）												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
z0300850	出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の休日に関する規制の緩和、および営業時間に関する規制の撤廃	銀行法	銀行の休日及び営業時間については、銀行法第15条、銀行法施行令第5条及び銀行法施行規則第16条において規定されている。	b	出張所の休日に関する規制の緩和については、 1. 金融機関における休日や店舗の営業時間については、規制改革推進3カ年計画（再改定）において「店舗の営業時間規制を撤廃することについて検討し、結論を得る。」、「法定休日以外の日を休日とすることについて検討し、結論を得る。」とされているところであり、決済システムの安定性確保等に留意しつつ、設置場所の特殊事情のほか、当該営業所の業務内容（例えば、為替取引業務を扱わない出張所など）等の事情を勘案して規制を緩和することの可能性について、引き続き検討を行う。			5035	5035130	(社)信託協会	13	出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の休日に関する規制の緩和、および営業時間に関する規制の撤廃		・銀行の休日は、土日、祝日、年末年始に限られており、それ以外に営業所が休日とすることができる日は、「営業所の所在地における一般の休日と当たる日」で当該営業所の休日として金融庁長官が告示した日」および「営業所の設置場所の特殊事情により、当該営業所の休日とするのがやむを得ない日」として金融庁長官が承認した日」に限られている。 ・銀行の営業所の営業時間は「午前9時から午後3時まで」と規定されており、その営業時間の変更は、延長の場合を除き、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある場合に限り、顧客利便性の向上	・顧客ニーズに合わせた店舗営業日及び店舗営業時間の設定による、顧客利便性の向上	・顧客ニーズ、営業所の周辺環境等に合った営業日および営業時間を銀行が独自に設定出来るようにすることにより、顧客利便性の向上、営業体制の効率化を図る。 ・振込機能付ATMの併設等を行うことにより「金融機関相互間の内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと」に留意すること、顧客の利便性に配慮すること、当座預金業務を営んでいない出張所、自己の計算による勘定を有しない出張所を対象とすることにより、顧客の利便性を著しく損なうことはない。	・銀行法第15条 ・銀行法施行令第5条 ・銀行法施行規則第16条	金融庁	（「具体的規制改革要望内容」より続く） ・出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）について、休日に関する規定を緩和し、「設置場所の特殊事情によりやむを得ない」場合以外でも銀行が独自に「休日」を定めることが出来るようになることを要望する。 ・同じく、出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）について、「その営業所の所在地又は設置場所の特殊事情により」必要がある場合以外でも、銀行が独自に当該営業所の営業時間を「午前9時から午後3時まで」が確保されていない時間帯に変更出来るようになることを要望する。
z0300860	信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大	・平成10年金融庁・大蔵省告示第9号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等） ・事務ガイドライン1-9-1(3) 信用保証業務	・銀行の子会社が営む信用保証業務は、原則として住宅ローン等消費者ローンに係るものとされている。 ・保証業務は専業体制で営むこととされている。	b	住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中の処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについては、銀行経営の健全性の観点から検討を行いたい。			5035	5035140	(社)信託協会	14	信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大	・事業者への円滑な資金供給	・銀行の子会社等が取り組む得る保証業務の範囲を事業会社向けローンに係る信用保証業務も行うよう緩和・拡大し、銀行本体と異なる顧客層に対する信用供与手段を多様化することにより、信用供与の円滑化に資する。 ・銀行の子会社等が取り組むローンから当該銀行の特定関係者が供与するものを除くこととする扱いとなるローンからは、当該銀行の特定関係者が供与するものを除く。 ・銀行の子会社等が保証業務以外の業務も兼業できるようにすること。	・平成10年金融庁・大蔵省告示第9号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等） ・事務ガイドライン1-9-1(3) 信用保証業務	金融庁			
z0300870	商品ファンド法に基づく3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条、第8条、第9条、第10条、第11条 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条、第9条、第10条	申請者等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣に提出しなければならない。	b	商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないよう考慮しつつ、15年度中に関係省庁と検討し、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定。		5063	5063020	(社)日本商品投資販売協会	2	3省にまたがる主務官庁への申請・届出等の窓口の一本化	主務官庁の窓口一元化	現行制度では、許可の申請および変更等の届出に係る提出すべき書類が主務官庁ごとに異なるため、全く同一の書類を整え、かつそれぞれの窓口へ提出しているところであるが、内閣府総合規制改革会議公表資料「意見・要望等」に係る対応状況において「措置するか否かを含めて検討中」のご対応を踏まえ、措置へ向けて、速やかな対応を要望する。	・商品投資に係る事業の規則に関する法律（商品ファンド法）第5条、第8条、第9条、第10条、及び第11条 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第1条、第7条、第8条及び第9条	金融庁 農林水産省 経済産業省			
z0300880	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条、商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条	商品投資販売業者の許可申請を行う際に、役員又は重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書を「許可申請書」に添付しなければならない。	c	欠格要件に関する官公署の証明書添付については、添付を省略した場合の代替案として、商業登記簿謄（抄）本のみによる確認方法や、欠格条項すべてに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないこと及びファンド法で添付の対象となっている重要な使用人については商号登記簿謄（抄）本では重要な使用人に関する記載がないため、欠格要件の確認資料となりえない。次にについては、現行法上で誓約書を求めているのは申請者自身が証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものである。審査の簡略化のために求めているものではないことから、撤廃は困難である。			5063	5063030	(社)日本商品投資販売協会	3	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する役員および重要な使用人に関する官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書の撤廃	現行制度では、商品投資販売業者の許可申請を行う際に、許可申請書に役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書ならびに成年被後見人等でないことを証する証明書を添付しなければならないことであるが、役員および重要な使用人について、官公署の発行する身分証明書並びに成年被後見人等でないことを証する証明書の添付を廃止することを要望する。	本件は「措置困難」とご回答しているが、身分証明書及び成年被後見人等でないことを証する証明書について、外国人は誓約書のみを添付すればよく、邦人場合は官公署の証明書を提出し、かつ誓約書も提出することになっている。許可基準の一つである役員又は重要な使用人の適格性については申請会社の代表者が身分の証明を書面に誓約している上に、更に官公署の証明書を求めるのは過重と懸念する。成年被後見人等の該当の有無について、官公署の証明書に重きを置かず、誓約書は形骸化し意味をなさない。	・商品ファンド法第5条、第8条、及び第10条 ・商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条	金融庁 農林水産省 経済産業省			



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0300890	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化	商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条、第17条	商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をするとき及び商品投資契約等が成立したときは、その都度一定の内容を記載した書面を顧客に交付することとなっている。	b	その他 他欄の通り	商品ファンド法において、契約締結前と締結時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要であり、後日当事者間において契約内容を巡るトラブルが生ずることを防止すること、投資家保護を図る趣旨によるものである。 上記の趣旨からすれば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型ファンドの再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて検討しており、15年度中に措置するか否かを含め、結論を得る。	「措置の内容」については現時点では未定	5063	5063040	(社)日本商品投資販売業協会	4	追加型商品ファンドにおける法定交付書面の簡素化		現行制度では、追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、その都度、法定書面を交付し、投資家も受領しなければならぬところであるが、一度購入して法定書面を受領している商品ファンドを再度購入する際には、投資家の承諾が得られた場合は法定書面の交付を簡素化(変更点のみ交付)してもよいこととして戴き度い。		本件は規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日)において「15年度中に結論」のご対応を踏まえ、措置に向けて、速やかな対応を要望する。追加型商品ファンドを追加購入する投資家の場合、現状では購入の度に法定書面を交付され、受領している。そのため、同様書面が投資家の手元にくつも増えていくことになり、保管等も混乱してくる。適重告知を避ける為、一定の規則を設け、法定書面の交付を軽減できる措置を要望する。	商品ファンド法 第16条、第17条、及び第18条の2	金融庁 農林水産省 経済産業省	
z0300900	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第6号の2	商品投資販売業者の許可申請書類の添付資料として、「商品投資販売業務を担当する者で商品販売業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事した者の業務経歴書」があり、そのことが商品投資販売業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有する者か否かの判断基準となっている。	b	その他 他欄の通り	映画等の制作に係る資金調達円滑化を図る観点から、許可要件の緩和等について、法目的である投資家保護の趣旨を十分踏まえつつ検討を行い、15年度中に結論を得て、必要に応じ所要の措置を行う。	「措置の内容」については現時点では未定	5100	5100130	東京都	13	商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和		映画・コンテンツ制作等に関する資金調達をより一層容易なものにするため、商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件(3年以上の業務経験を有する者の配置等)を撤廃する。	高付加価値製品を作り出す源泉となる知的財産の創造、保護、活用。国際競争力ある企業をより多く創出することをめざし、知的財産戦略推進計画策定によって、わが国の知的財産関連施策を総合的に充実させる。	商品ファンド法第2条	金融庁 農林水産省 経済産業省		
z0300910	貸金業の規制等に関する法律第18条第2項受取証書の交付義務の一部見直し	貸金業の規制等に関する法律第18条第2項	通常、貸金業者は債務者から弁済を受けた場合、貸金業者は債務者に対し、その都度、受取証書を発行することが義務付けられているが、法第18条第2項により、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあっては、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、貸金業者は受取証書を債務者に交付する義務を負う。	b	その他 他欄の通り	貸金業者に対し、弁済受領時に法第18条第1項に定める受取証書の交付を義務付けているのは、債務者が自らの債務の内容を明確に把握し、仮に債権者との間で争いが生じた場合にも、債務者が自らの債務につき証明し得るものとするためである。このような債務者保護の観点から踏まえれば、法第18条第2項により受取証書の交付を弁済者からの請求があるときに限定するケースを拡大することについては、十分かつ慎重な検討が必要であると考える。 その際、貸付に係る利率が利息制限法第1条第1項に規定された利率を上回る場合においては、法第18条第1項の書面交付がいわゆるみなし弁済の要件となっている(第43条)ことに留意する必要がある。 なお、今般の「貸金業規制法及び出資法の改正法附則」において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。	改正法施行後3年を目途として検討が行われる予定であるため、「措置の内容」については現時点では未定	5101	5101120	アイフル㈱	12	貸金業の規制等に関する法律第18条第2項受取証書の交付義務の一部見直し		法第18条第2項を「前項の規定は、店頭や自社ATM機以外の方法により、弁済を受けた場合にあっては、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、適用する」と変更する。若しくは、法第18条第2項にある「その他内閣府令で定める方法により弁済を受けた場合」のその他の具体的な弁済例を記載した内容を別途に定める。また、銀行振込や郵送、口座引落し等の場合において、顧客の控入に「弁済日(入金日)」・「弁済金額(入金額)」が確認出来る場合においては、受取証書の交付とみなす。	法第18条第2項の受取証書の交付義務において、「前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあっては、当該弁済をした者の請求があった場合に限り、適用する」と、「預金又は貯金の口座に対する振込み時」のみに限り、顧客の請求有無により交付義務を規定されているが、現状は顧客の利便性を最優先し、口座振込み以外にも郵送や自動引落し、又は銀行等の提携ATMよりの弁済等、多種多様な弁済方法が存在している。このような弁済の場合においては、現状は法第18条第2項の適用を受けることが出来る。法定記載事項を全て記載した書面を別途に、顧客宅等へ送付することとしているが、顧客の送付希望に係りなく送付することは、秘密性を強く求める顧客にとっては迷惑行為となっている。また、法第18条第2項の条文中に記載されている「その他内閣府令で定める方法による弁済」については、現状、具現化されたものは存在しない。	貸金業の規制等に関する法律・施行令・施行規則・事務ガイドライン	金融庁		
z0300920	発行登録制度の適用会社の拡大	証券取引法第23条の3及び第5条第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4	発行登録制度を利用する会社は、利用適格要件(継続開示要件及び周知性要件)を満たさなければならないとされている。	c	-	発行登録制度は、企業情報等の周知性が十分に認められるものとして、継続開示要件(1年間以上の継続開示)及び一定の周知性要件(株券の市場における売買総額等)を満たす企業が利用することができることとされている。しかしながら、組込方式が認められている会社は、継続開示要件のみ満たす会社であるため、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されているとは考えられない。 したがって、このような会社について発行登録制度の適用を認めることとした場合、証券情報のみを記載した発行登録追補書類を提出するだけで有価証券の取得、売り付けができることとなり、投資家は発行会社の企業情報等を十分に考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資家保護の観点から、組込方式のみが認められている会社に発行登録制度の適用を認めることは適当ではないと考える。		5102	5102490	(社)日本経済団体連合会	49	発行登録制度の適用会社の拡大		発行登録制度を、現在、組み込み方式が認められている会社にも拡大することを容認すべきである。	組込方式による会社であっても、当該企業に係る企業情報が既に公衆に広範に提供されていることには変わりはなく、流通市場の取引状況等に基づいて発行登録制度の可否を区分することは合理的ではない。	証券取引法第15条第2項、証券取引法第23条の3および第5条第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の4	金融庁		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5102	5102500										
z0300930	不動産投資法人が発行する不動産投資証券の株式としての取扱い	証券取引法第2条18項、同第2条1項9号、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	要望は、不動産投資証券を有価証券指数先物取引の対象とすることと理解されるが、現行証券取引法においては株券を対象とする株券指数先物取引のみが認められている。先物取引の対象となる有価証券指数については、現物有価証券の銘柄数、各銘柄及び当該有価証券種類全体の流動性、当該指数の流動性及び操作可能性、現物市場への影響等の観点から検討することが必要であり、現状、株券指数が適当とされていることによるものである。我が国の代表的な株券指数先物商品としては、大阪証券取引所の日経平均株券先物(東証一部上場銘柄のうち225銘柄を対象とする。)及び東京証券取引所のTOPIX先物(東証一部上場の全銘柄を対象とする。)がある。(注)15年5月末現在の東証一部上場銘柄数は1,522銘柄。	c	-	現在、有価証券市場において取引されている株券指数先物取引は、現物有価証券の銘柄数、流動性、指数の操作可能性等の観点から証券取引所の上場株券を対象としている。不動産投資証券については、現在、東京証券取引所に6銘柄が上場され、15年4月から、同取引所が「東証REIT指数」を算出・公表しているが、銘柄数は僅少であり、指数の価格操作性の観点などから当該指数を有価証券指数先物取引の対象とすることは困難と考えられる。		5102	5102500	(社)日本経済団体連合会	50	不動産投資法人が発行する不動産投資証券の株式としての取扱い	不動産投資信託証券(REIT)を指数に組み入れたインデックスを解禁するため、投資証券という規定を廃止し、投資法人の発行する投資口を株式と規定すべきである。あるいは、株式に適用されている法律事項を投資証券(少なくとも上場不動産投資証券)に対して広範に適用すべきである。		不動産投資法人を活用した運用の自由度を向上させることで、運用会社間の競争による運用能力の向上とそれに伴う市場の拡大が期待できるため。	証券取引法第2条18項、同第2条1項9号、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁		
z0300930	不動産投資法人が発行する不動産投資証券の株式としての取扱い	証券取引法第2条18項、同第2条1項9号、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	投資法人は株式会社とは異なる特別な法人として創設されていることから、投資法人が発行する投資口を株式と規定していない。また、証券取引法においては株券を対象とする株券指数先物取引のみを認めている。	c	-	会社型投信を創設するにあたって、商法に基づく株式会社制度を利用することも考えられたが、オープン型の会社型投信においては、投資家の請求に応じて直ちに株式を消却して払い戻しをする必要があり、我が国の商法は、株式を消却する際に厳格な減資手続きが必要とされていることや株式会社における手続きを厳格に踏んだ場合には、必要以上のコストを負担しなければならないなどの問題があったことから、会社型投信を組成するための専用の法人として証券投資法人を創設することとしたものである。投資法人は主に資産の運用を目的とする集合体であるとして機能を有するのみで、他の営業行為を行わないことから、本店以外の営業所を設けず、又は使用人を雇用することができないこととし、その一方で、決算手続きの簡素化等のスリム化が図られ、さらに資本制度を採用せず、規約に規定すれば投資家からの請求に応じて払い戻しを行う仕組みを可能とするための制度として、	(「措置の概要」欄より続く) 株式会社とは異なる特別な法人として投資法人を創設していることから、投資口を株式と規定することは適当でない。また、現在、有価証券市場において取引されている株券指数先物取引は、現物有価証券の銘柄数、流動性、指数の操作可能性等の観点から証券取引所の上場株券を対象としている。不動産投資証券については、現在、東京証券取引所に6銘柄が上場され、15年4月から、同取引所が「東証REIT指数」を算出・公表しているが、銘柄数は僅少であり、指数の株券操作性の観点などから当該指数を有価証券指数先物取引の対象とすることは困難と考えられる。	5102	5102500	(社)日本経済団体連合会	50	不動産投資法人が発行する不動産投資証券の株式としての取扱い	不動産投資信託証券(REIT)を指数に組み入れたインデックスを解禁するため、投資証券という規定を廃止し、投資法人の発行する投資口を株式と規定すべきである。あるいは、株式に適用されている法律事項を投資証券(少なくとも上場不動産投資証券)に対して広範に適用すべきである。		不動産投資法人を活用した運用の自由度を向上させることで、運用会社間の競争による運用能力の向上とそれに伴う市場の拡大が期待できるため。	証券取引法第2条18項、同第2条1項9号、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁		
z0300940	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法第29条の3第2項、予算決算及び会計令第72条	1. 物品製造等の資格審査申請書の様式は平成13年1月から全省庁で統一されており、紙及び電子媒体(インターネット)を選択することにより競争参加資格審査申請を行うことができる環境設定が既になされている。工事等の競争参加資格申請書は内閣府所管契約取扱い細則により内閣府所管で統一様式を作成しており、申請は紙のみとしている。 2. 入札については、会計法等の各種規定により実施(入札実施は紙媒体による)。	1. 物品: d 2. a	その 他 欄 と お り	1. 工事等の競争参加資格審査申請については、国土交通省が基幹省庁となり、平成16年度から電子方式により資格審査の受付ができるよう、現在検討しているところである。 2. 金融庁が実施する入札については、平成15年度内に電子入札の導入を予定している。(内閣府所管システム)	工事に係る競争参加資格審査の措置及び入札の電子化に係る法律等の手当ては不要である。	5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善	統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。		公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。		全省庁		
z0300940	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法第29条の3第2項、予算決算及び会計令第72条	1. 物品製造等の資格審査申請書の様式は平成13年1月から全省庁で統一されており、紙及び電子媒体(インターネット)を選択することにより競争参加資格審査申請を行うことができる環境設定が既になされている。工事等の競争参加資格申請書は内閣府所管契約取扱い細則により内閣府所管で統一様式を作成しており、申請は紙のみとしている。 2. 入札については、会計法等の各種規定により実施(入札実施は紙媒体による)。	1. 物品: d 2. a	その 他 欄 と お り	1. 工事等の競争参加資格審査申請については、国土交通省が基幹省庁となり、平成16年度から電子方式により資格審査の受付ができるよう、現在検討しているところである。 2. 金融庁が実施する入札については、平成15年度内に電子入札の導入を予定している。(内閣府所管システム)	工事に係る競争参加資格審査の措置及び入札の電子化に係る法律等の手当ては不要である。	5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善	・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているもの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行われている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	・入札制度の諸手続きの統一化に伴い、官民両方の適度な事務負担が軽減できる。	・例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方自治法等	全省庁		
z0300950	法令に基づかない共済に関する基準の明確化	-	いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	c	-	いわゆる共済は、対象者が地域・職域等に制限され、不特定の者を対象としていないもの等であることから、保険業法の趣旨に照らし、その規制の対象外とされているところである。 根拠法がなく任意の団体で行われている共済については、様々な規模・形態で多様な事業が行われているものであり、一律に規制等を課すことについては、自発的な共済を基本とする共済事業のあり方に関わる問題であることから、慎重な検討が必要。		5018	5018080	三井住友海上火災保険㈱	8	共済と競争条件を揃える	法令に基づかない共済について、保険会計の準用、財務内容の開示、募集規制の適用など、契約者保護のためのルール適用を図り、保険同一の競争条件に置くことを要望する。		一定の団体性を仮想した顧客層について共済募集が行われており、保険商品と競合している。事務コストの低さを根拠に低廉な掛け金を売り物にする共済が多数存在するが、適正な準備金や資本コストの負担、募集人の教育・監督等、(保険業の定義)事業の健全性及び適正な募集を確保するための措置コストが負担されておらず、契約者保護に欠けるおそれがあること共に、競争条件としても不公正である。		金融庁		